

令和5年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年2月10日
2. 招集の場所 印西地区環境整備事業組合3階会議室
3. 開 会 令和5年2月10日
4. 応招、出席議員

1番 石 井 恵 子	2番 松 本 有利子
3番 軍 司 俊 紀	4番 稲 葉 健
5番 古 澤 由紀子	6番 近 藤 瑞 枝
7番 増 田 葉 子	8番 塚 田 湧 長
9番 野 田 泰 博	10番 柴 田 圭 子
5. 不応招、欠席議員
なし
6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

管 理 者 板 倉 正 直	副管理者 笠 井 喜久雄
副管理者 橋 本 浩	会計管理者 高 橋 幸 江
事務局長 鈴 木 秀 昭	庶務課長 山 崎 昌 志
印 西 クリーン センター 勝 田 博 之	平岡自然 公園事業 浅 倉 郁 工場長 推進課長
7. 管理者提出議案

議案第 1号	1号	印西地区環境整備事業組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
議案第 2号	2号	印西地区環境整備事業組合行政不服審査条例の制定について
議案第 3号	3号	印西地区環境整備事業組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4号	4号	印西地区環境整備事業組合職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5号	5号	印西地区環境整備事業組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号	6号	印西地区環境整備事業組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
議案第 7号	7号	印西地区環境整備事業組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
議案第 8号	8号	印西地区環境整備事業組合斎場設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9号	9号	印西地区環境整備事業組合霊園の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第10号	10号	印西地区環境整備事業組合関係市町分賦金の負担割合の一部改正について
議案第11号	11号	令和4年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算(第2号)について
議案第12号	12号	令和4年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算(第2号)について
議案第13号	13号	令和5年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算について
議案第14号	14号	令和5年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算について
8. 議員提出議案 なし
9. 議事日程 議長は、あらかじめ配付した議事日程に基づき、報告した。
10. 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。

5番 古 澤 由紀子	6番 近 藤 瑞 枝
------------	------------

11. 議事の経過

◎開会の宣告

○議長（石井恵子議員） 皆様、おはようございます。

本日はお忙しい中、ご苦労さまです。

令和5年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（石井恵子議員） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、令和5年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会は成立いたしました。

◎管理者挨拶

○議長（石井恵子議員） 初めに、管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 皆さん、おはようございます。

ご苦労さまでございます。

開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素より組合事業の推進にご尽力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

それでは、組合事業についてご報告をいたします。

最初に、ごみ処理事業でございますが、昨年12月末現在の印西クリーンセンターに搬入された総ごみ量は3万7,914トンで、前年度同月比でマイナス559トン、1.45%の減となっております。

次に、最終処分場でございますが、昨年12月末現在の実績は、全容量約40万2,000立方メートルに対し埋立量約11万1,000立方メートルで、埋立率は27.4%となっており、今後も地元区と対話しながら円滑に事業を進めていきたいと考えております。

次に、温水センター事業でございますが、昨年12月末の利用者数は約11万7,600人で、前年度同月比プラス約4,600人で、4.1%の増でございました。

今後も引き続き新型コロナウイルス感染拡大対策を講じつつ、適正な管理運営に努めてまいります。

次に、次期中間処理施設整備事業でございますが、施設整備の実施方針（案）が決まり、今後実施方針を公表し、令和5年度に予定する事業者の募集選定業務を進めていくこととなります。

また、アクセス道路や地域振興策、予定地の用地取得をさらに進めているところでございます。

次に、平岡自然公園事業でございますが、印西斎場につきましては、昨年12月末までの火葬件数が1,640件、対前年同月比でプラス248件、17.8%の増と年々増加する中、新型コロナウイルス感染症による死亡者数の増加も懸念される状況ではありますが、引き続き安全安心な施設運営に努めているところでございます。

また、印西霊園の合葬式墓地につきましては、令和5年度の早期オープンに向け準備を進めているところでございます。

以上が組合事業の概要報告でございます。

さて、本日ご審議いただきます案件でございますが、議案第1号から議案第3号は個人情報の保護に関する法律に関する条例について、議案第4号から議案第6号は地方公務員の定年延長に関連する条例について、議案第7号は会計年度任用職員に関連する条例について、議案第8号は印西斎場の使用料を改定する条例について、議案第9号は印西霊園合葬式墓地に関連した条例について、議案第10号は合葬式墓地に係る市町分賦金の負担割合等について、議案第11号、議案第12号は令和4年度一般会

計及び墓地事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第13号、議案第14号は令和5年度一般会計及び墓地事業特別会計当初予算について、以上議案は14件でございます。

詳細につきましては後ほど説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

○議長（石井恵子議員） ありがとうございます。

◎議事日程の報告

○議長（石井恵子議員） それでは、本日の議事日程については、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石井恵子議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席5番、古澤由紀子議員、議席6番、近藤瑞枝議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（石井恵子議員） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（石井恵子議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日管理者から議案の送付があり、これを受理したので、報告します。

次に、監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果の報告があり、その写しをお手元に送付しておきましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定による出席要求に対する出席者については、お手元に配付の写しのおとり、出席通知がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（石井恵子議員） 日程第4、一般質問を行います。

なお、一般質問については、一問一答方式、質問時間20分の申合せになっておりますので、議事進行にご協力をお願いいたします。

質問の通告のあった議席番号3番、軍司俊紀議員の発言を許します。

軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 3番、軍司俊紀でございます。

通告に基づき、一問一答で質問をさせていただきます。

早速質問に入ります。

質問1、今後の次期中間処理施設整備に当たっての考え方についてお聞きします。

（1）、環境省は12月26日に都道府県廃棄物行政主管部に対し、全国で廃棄物施設の更新時期が重なっていることから、交付金等に関して、令和5年度以降の要望額の見直しについて依頼文を送付してきている。

印西地区環境整備事業組合としては、この内容についてどのように対応を行っていくのかお聞きします。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問1、(1)についてお答えさせていただきます。

次期中間処理施設の計画及び整備に当たりましては、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用し、当該事業を進めているところでございますが、本件につきましては千葉県より当組合にも通知があったところでございます。

千葉県からの通知を受けて、当組合といたしましては、令和5年度以降の交付金の見直しについて、千葉県を介し、環境省に見直しの方針や見直しによる対応策などについて質問をしているところでございますが、具体的な回答には至っておりません。

現在のところ、当組合といたしましては、一般廃棄物の適正処理を維持するため、交付金や地方債を活用し、財源確保に努め、令和10年度中の稼働開始に向け、次期中間処理施設整備事業を推進していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） それでは、再質問しますけれども、今のご回答をお聞きすると、通知文が来た後、環境省に見直しの方針とか対応策について聞いたけれども、まだ返事がないといったような回答だったと思いますけれども、今後具体的な回答があると思いますが、そこでいろいろ検討していただければというふうには思いますが、まずその大前提として、そもそもこの事業を進めるに当たっては交付金がどうしても必要になるというふうに思うんですが、循環型社会形成推進交付金、こちらの交付金の交付要件、これ改めて確認しますが、どのようなものになるのか、また財源の確保についてどのようにお考えになっているのか、確認します。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

循環型社会形成推進交付金につきましては、環境省による交付金制度でございます。

この交付金は、廃棄物処理施設の新設、増設に要する工事費のほか、廃棄物処理施設整備事業の実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用について、国の予算の範囲内において交付されるものとなっております。

交付率は交付対象経費の3分の1となっておりますが、一部の先進的な設備については2分の1となっております。

組合といたしましては、財源確保に向け、全国の関連する団体とも連携し、循環型社会形成推進交付金の要望額が従来どおり確保できるよう国等に働きかけを行うとともに、印西市、白井市、栄町とも連携を図り、国等へ直接要望活動を行うことも考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） おっしゃることはよく分かるのですが、具体的に国のほうでは通達を出して、交付金を削るよと、そういうことも考えてくれということを知りてきています。

それを要望活動したからといって、このでかい金額を十分に賄えるのだろうかという心配が非常にあります。

私はなかなかそこが難しいのかなと思っているのですが、そこでお聞きしますけれども、この施設整備の時期を遅らせた場合にどのような影響が考えられますか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

現在の施設は、操業開始後約36年経過しておりますが、事故や大きな故障もなく、安全に安定した運転管理を行っておりますが、施設整備の時期を遅らせることにより、老朽化した現施設の故障のリスクが高まるものと考えております。

次期中間処理施設の稼働開始まで適正に施設を運転するため、延命対策として、平成26年度に施設の長寿命化計画を策定し、平成27年度に同計画を基に基幹的設備改良工事の設計を行い、平成28年度から29年度の2か年をかけて基幹的設備改良工事を実施しておりますが、全ての設備を対象としたも

のではございません。

施設整備の時期を遅らせ、現施設での廃棄物処理を継続するためには、あらかじめ設備更新等が必要となる場合や、故障による修理等の新たな経費が生じてまいります。

また、故障した設備によっては、一定期間施設の運転を停止しなければならないことも想定され、当該期間は近隣他団体や民間の廃棄物処理施設へ一般廃棄物処理を依頼する必要があることなど、別途運搬経費や処理経費の増加が生じるところでございます。

なお、近隣他団体や民間の廃棄物処理施設の処理状況によっては、印西地区の一般廃棄物を速やかに受け入れていただけない場合も想定され、印西地区の一般廃棄物の適正処理の維持に影響が生じるおそれがあると考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 私も長い間組合の議員をさせていただいているので、この基幹的設備の改良工事の議決にも加わって、そのときから内容を見ているわけなのですが、この基幹的設備改良工事、このときにも、今ご回答にもあったと思いますけれども、全てやっているわけではないのです。

ですから、確認をしておきたいのは、このときの基幹的設備改良工事、それを遅らせた。

ごめんなさい。

基幹的設備改良工事をやりました。

やったけれども、やっていない部分がある。

今回の通達が来た。

その中で、開始時期を遅らせた場合の修繕経費って具体的にどうなっているのか、その辺の経費って見込んでいらっしゃるのですか。

確認します。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

基幹的設備改良工事では、改修工事の優先順位の中で1号炉や粗大ごみ処理施設の改修工事は行っておりませんが、調査から工事完了までに4年間の期間と23億551万5,000円の経費を要し、実施しております。

10年度以降も現在の施設を安全かつ適正に稼働させるためには、延命期間を設定し、延命期間によっては、当時基幹的改良工事を行っていない設備のあることや、全体的にさらに老朽化していることなどを含め、費用対効果を総合的に判断し、基幹的改良工事を実施する必要があるか検討する必要があると考えます。

基幹的設備改良工事は、設備の診断を行いつつ予防的な保全措置としての意味合いがありますが、延命期間を設定することなく、単年度の補修修繕を行っていく場合は、毎年点検等は行っているものの、令和10年度以降には、基幹的設備改良工事における長寿命化計画の延命期間から外れ、定期的な点検では発見できない補修修繕が発生するものと考えます。

なお、点検及び修繕を含む運転維持管理費が、令和3年度決算では約9億5,025万円、令和4年度予算では約10億878万円、令和5年度の予算要求額は約10億9,119万円と、運転維持管理費に係る費用が増加しており、老朽化に伴い、さらに増加することが考えられますが、大規模な修繕や設備の交換工事等は想定したものではございません。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） この基幹的設備改良工事をやるときに、思い出したのですが、令和10年には次期中間処理施設を稼働させるので、そこまでは何とかもたせようということで、令和10年以降のことは考えずに、取りあえず先ほどおっしゃったように、1号炉とか粗大ごみ処理施設というのはやらずに、基幹的設備改良工事ということで2号炉、3号炉をやりながら、10年まではもたそうということでやり始めていたと思うのです。

今のご回答をお聞きすると、毎年それでも令和3年度決算では9億円、令和4年度決算では10億円、そして令和5年度、これから審議しますけれども、その予算額は大体11億円になっている。

毎年1億円ずつ伸びているということになると、例えば1年ごとに延ばしていくと、令和6年度には11億円、令和7年度には12億円と、1億円ぐらいつつ増えていくとなると、やはり20億円ぐらい2年間延ばすとかかかってしまうのではないかなというふうに私自身はちょっと考えているので、どちらがいいのかというのは、今ご回答あったように、やはり進めていくべきではないのかなと思うのですけれども、そこで確認しますが、交付金の交付率が現行制度を下回る場合であっても事業を進めていく考えかどうか確認します。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

入札及び契約手続の状況にもよりますが、環境省において、交付金の充当率の見直し等、交付金制度の見直しがあった場合は、交付金制度の変更内容を踏まえ、当組合管理者及び副管理者に諮り、対応を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 今ご回答にあったように、管理者、副管理者に諮っていきたいということですが、時間もないので、管理者だけに確認しますけれども、前回組合議員に対して大体これぐらいになりますというような概算が出てきていると思うのですけれども、次期関連施設の整備費が高騰していると思うのです。

今までは工場長のほうがご回答になっていましたけれども、管理者として、この次期施設関連の整備費が高騰しているけれども、どう考えていらっしゃるのか、その辺についてお聞かせください。

○議長（石井恵子議員） 管理者。

○管理者（板倉正直君） 軍司議員の質問にお答えさせていただきます。

当組合が運営するごみ処理施設につきましては、住民生活に密着した止めることのできない重要な施設であると認識しており、老朽化による延命措置を実施しながら安全に管理運営をしているところでございます。

この次期施設関連の整備費につきましては、時間の経過や社会情勢の変化などの要因で大きく変化している状況でございまして、ここ数年では、東京オリンピック特需に始まり、予測不可能な事態も生じているところでございます。

特に新型コロナウイルスの感染拡大、さらにはロシアのウクライナ侵攻など、長期間に及ぶ不測の事態が重なり、日本のみならず世界の原材料不足とエネルギー問題などにより、著しい価格の高騰が続いております。

さらに、建設業界においては、マンパワーの不足や人件費の高騰なども懸念される大変厳しい状況であると理解しているところでございます。

この予測不能な事態の中、当施設の整備費を少しでも安価にし、国や県の補助制度なども有効に活用してまいりたいと考えているところでございますが、現時点では、物価高騰などの問題がいつ収束するのか、建設価格はいつ下がるのかなど、全てにおいて未知の状況でございます。

残念ながら判断材料がない状況でございます。

さらに、こうしている間も老朽化したごみ処理施設は修繕等を行いながら多額の費用をかけて運転管理している状況でもございます。

このような状況から、止めることのできない重要な施設であり、業務であること、施設を止めることにより住民生活に大きな支障が及ぶこと、これらを踏まえ、考えた結果、苦渋の決断ではございますが、現時点では当初の計画どおり整備を進めることが最良と判断しているところでございます。

なお、今後につきましては、社会情勢や国や県の補助制度など、大きな変化が現実となった場合には、議員の皆様や市町とも情報を共有し、より有効な方法を選択してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 大体考え方は分かりました。

組合としては事業を進めていきたいということは理解しました。

（2）の質問に入ります。

今後の施設整備に当たり、スケジュール等が組合議員に公開されているが、次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会で機種選定に当たり、優先して考えているのはどのような項目なのでしょう。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問1、（2）についてお答えいたします。

次期中間処理施設につきましては、平成28年4月に策定した次期中間処理施設整備基本計画を踏まえ、次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会において施設設計等の仕様となる要求水準書の調査審議を行っております。

当組合といたしましては、一般廃棄物の適正処理はもとより、施設整備基本計画において掲げた施設整備における基本方針に示されている地域住民等の理解と協力を確保する安全安心な施設整備、循環型社会形成と地域活性化の拠点となる施設整備、経済性と高度なシステムの両立を目指した施設整備を基本としつつ、地域環境との調和や資源循環型社会への貢献、地球温暖化防止対策に努め、将来的なカーボンニュートラル、地球環境の保全を目指しております。

入札公告前であるため、要求水準書に係る具体的な内容のご説明は控えさせていただきますが、焼却方式につきましては、本組合が最終処分場を有している状況と豊富な採用実績による処理技術の信頼性を踏まえ、施設整備基本計画において総合的に有利と判断されたストーカ方式を選定することとしているほか、循環型社会形成推進交付金の交付率2分の1を満たす焼却排熱による発電や蒸気等のエネルギー回収率17.5%以上の施設を整備すべく、事業者からの提案を求めてまいります。事業者からの提案につきましては、落札者決定基準により、事業者選定委員会におきまして審査を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 整備コストはどのように事業者選定に関係してくるか確認します。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

整備コストにつきましては、施設整備基本計画において掲げている基本方針の一つに経済性と高度なシステムの両立を目指した施設整備が示されております。

落札者決定基準においても、価格審査として、設計、建設に係るコスト及び運営、維持管理に係るコストの合計額とする入札価格を得点化することとしております。

なお、落札者決定基準におきましては、設計、建設、運営、維持管理における事業提案書により審査項目を設け、提案内容を評価して得点化する非価格要素審査を行います。

これにより、価格審査と非価格要素審査の得点を合計して総合評価点を算出し、総合評価点の最も高い事業者を最優秀提案者として選定するものでございます。

なお、落札者決定基準の配点等につきましては、入札における公平性、透明性の観点からも、本日はご説明できないことをご了解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 今最後におっしゃった公平性、透明性の観点という話もございましたけれども、これ誰が審査するかというと当然委員になると思うのです。

そうすると、もう業者さんのほうがいろいろ動いているなんて話も聞かえてきますけれども、これ委員が業者の接触に対して距離感を十分に保つことをどのように担保するのですか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 事業者選定委員会においては委員が審査していただきますが、委員を依頼する際に、事前にその辺の説明を守秘義務があるという形の説明をさせていただき、第1回の事業者選定委員会におきましても要領により説明させていただいたところござい

す。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 今おっしゃることは分かるのですが、具体的に接触等まさかないと思いますし、法律で処罰はされると思いますけれども、罰則自体は組合としては何らかのものがあるのでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 事業者選定委員会におきます委員の罰則規定は設けてございませんが、何かあった場合には組合の入札制度の中での罰則が適用されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） ちょっと違う観点から質問しますが、先ほど公平性、透明性という話もございましたが、この公平性、透明性を保つことについては、否定もしませんし、そうあるべきだと思いますけれども、例えば先ほどご回答あったように価格審査を行います。

そしてまた、先ほどの言い方だと、非価格要素審査というのかな、これを行うわけですね。

実はこの配点というのが結構重要な要素になってきて、先ほど管理者のほうから、今回の事業についても価格を重視し、価格というのはやはり重要な要素になってくるとは思いますけれども、その辺の議論というのはどのようにお考えになっているのか。

ほかの自治体のほうでは、要するに価格審査と非価格審査について配分をどうするのか、いろいろな事例がありますけれども、印西地区環境整備事業組合ではその辺はどのようにお考えになりますか。

これは公表できるのですか。

お願いします。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えさせていただきたいと思います。

価格審査、非価格審査の割合等につきましては、他団体の実績などを参考に、事業者選定委員会の中でのご意見を踏まえ、一定の条件を付して評価してまいりたいと思います。

本日につきましては、入札公告前ですので、配点割合についてのご説明は控えさせていただきたいと思います。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 公開は避けるというお話ですが、それについては別に公開してくれとは言いませんが、先ほどから板倉管理者のほうでも、価格について、やはりある程度の重きを見ていかないと、これ本当に交付金出ないとえらいことになりますので、その辺は十分に考慮していただきたいということを私のほうから申し添えたいと思いますが、では具体的に落札者決定基準というものを今後公開していくという話もありましたけれども、議員のほうに配られている入札公告準備落札者決定詳細工程案というものがありますが、これには具体的に落札者の決定基準に関する記載がないのですけれども、これはいつ公表されるのですか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えさせていただきます。

落札者の決定基準につきましては、入札公告と併せ、入札図書として公表を予定しております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） そうなると、入札公告及び募集要項公表というのは、令和5年4月上旬だと思いますけれども、そうなのだろうと思いますが、そのときに当然この審査項目というのは審査項目ごとに数値化して配点されるはずだというふうに思います。

そうなった場合に、ほかの自治体及びほかのごみ処理をやっているような組合の中の配点を見てい

ると、やはり地域貢献に対する項目というのもあると思うのですけれども、この地域貢献に対する項目というのはやはり重要視されるものなのですか。

その辺がちょっとよく分からないので、答えられる範囲で教えてください。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えさせていただきます。

地域貢献につきましても考慮し、審査項目のほうで考慮させていただいております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） なぜそういうことを言ったのかというと、委員の中に地域の代表の方が出ているので、その配点をあまりにも大きくするのはどうなのだろうと思う一方で、やはり地域貢献というのも大事だと思いますので、どのようになっていくのかというのは明確な基準を持って組合議員のほうに説明していただきたいというふうに思います、これが公開されたときには、

もう一個確認したいのは、技術提案についてです。

技術提案についての期間というのはどれぐらいを設けようと考えていらっしゃいますか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えさせていただきます。

入札公告を予定では4月にさせていただきますして、その後事業提案書の受付締切りを8月に予定しております。

その後、12月中旬に落札者の決定公表という流れになっておりますので、その間に技術提案書の審査を行っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 技術審査をするに当たって非常に重要な項目というのが、現状の組合が処理している例えばごみ処理の組成であるとか、単位容積ごとの重量だとか低発熱量、何十度あるとか、そういうのが非常に重要になってくるのですけれども、そういうものも4月には公表されるのですか。

それは早期にすべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えさせていただきます。

公表につきましては、法的には求められておりませんが、環境委員会の資料として作成し、公表しております。

環境委員会の資料として作成して、ホームページ等でも公表しております。

例えばごみの組成割合ですとか水分量、低発熱量などについてはホームページ等で公表させていただいております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） では、環境委員会のそこに出ているものが最新だという認識で理解しましたので、結構です。

次の大きい項目2、(3)に入ります。

地域振興策についてお聞きをしますが、上限額が既に決定していますけれども、現在までにかかっている費用は総額で幾らですか。

総合計で幾らでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問1の(3)についてお答えいたします。

地域振興策に係る整備費用の総額につきましては、33億8,100万円を上限として、29年3月に次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書を締結しております。

地域振興策費用の現在までにかかっている総額でございますが、主なものといたしまして、平成

29年度に策定した地域振興策基本計画の策定費用や防犯カメラ設置負担金、各種測量費用及び不動産鑑定委託料など、令和3年度までに7,391万円の決算額となっております。

令和4年度といたしましては、地域振興事業の用地費及び物件補償費、公共嘱託登記委託料等7億1,071万7,000円を予算計上しており、本定例議会において地域振興策基本計画第2回変更に伴う用地拡張の用地費及び物件補償費等545万6,000円の増額補正の予算を上程させていただいております。

以上の総計といたしましては、7億9,008万3,000円となっております。

また、次期施設整備事業と地域振興策事業の双方に係る費用等につきましては、今後吉田区と協議し、決定していくこととしております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 今最後にご回答いただいた次期施設整備事業と地域振興策事業、この双方に関わる費用というのは具体的にどのようなものになるのですか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

次期中間処理施設と地域振興施設の双方で利用する上下水道やアクセス道路等の整備費用について今後吉田区と協議し、決定していくこととしております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 分かりました。

時間もないので、先に進みたいと思います。

大きい質問の2に入ります。

質問の2、温水センターの運営についてちょっと確認していきたくと思いますけれども、印西温水センターは地元還元施設として印西クリーンセンターのごみ焼却余熱を有効利用した施設で、指定管理者により運営されているが、周知されているのでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問2についてお答えいたします。

印西温水センターは、地元還元施設として平成5年度に開設し、平成19年度までは組合で運営、翌平成20年度からは指定管理制度で運営しております。

現在の指定管理期間は平成31年度から平成5年度までとなっております、今年度は4年目の運営となっております。

印西温水センターの周知方法につきましては、広報、ホームページやツイッター、インスタグラム、フェイスブックなどのSNSを活用するほか、印西クリーンセンターの工場見学に参加した児童へ温水センターの無料利用券の配布、このほかに地域新聞、スポーツ施設専門サイト、印西市民水泳大会等で広告、周知を行っております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 私がお聞きしたかったのは、この周知されているのかというのは、印西温水センターというものがあるということではなくて、あるいは印西温水センターの行事を周知しろということではなくて、印西温水センターは印西クリーンセンターの地元還元施設として、印西クリーンセンターのごみの焼却余熱を使っていますよということを周知されていますかということをお聞きしたいのです。

みんな使っていますけれども、これはどこから熱が出てくるのだというのは、使っている人はもしかすると分かっているかもしれないけれども、分かっていない方がいらっしゃるから、今後どうなってくるのだなんて話が出てくるのではないですか。

そこを確認しておきたいと思うのです。

その前に1点だけ、現在の温水センターの利用状況について確認します。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

印西温水センターの利用実績につきましては、平成30年度の利用者数は18万2,991人でありましたが、新型コロナウイルス感染拡大や休館の影響で平成22年度は10万2,242人に落ち込みました。

その後は、コロナ対策を施すことにより、令和3年度の利用者数は14万5,351人、令和4年度の利用者数は15万人を見込んでおり、コロナ禍と比較しますと徐々に回復している状況でございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 年間約15万人も使っているのです。

その15万人がこの施設がなくなったらどうするのという話になった場合に、そもそも何でこの施設はここにあるのだということを今から十分に周知しておかないと理解が得られないと私は思います。

その辺ってどうお考えになっているのですか。

多くの方々から印西温水センターはどうなるのですかなんて話がありますけれども、そんなこと分かっていますよね。

ということで、再質問、はっきりお聞きしますが、次期中間処理施設移転後の温水センター運営についてどうなるのかお伺いします。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えさせていただきます。

印西温水センターは、地元還元施設として、印西クリーンセンターのごみ焼却余熱を有効利用し、運営を行っております。

印西クリーンセンターの移転とともに、ごみ焼却余熱を利用した地元還元施設としての役割は果たされるものと考えております。

処分につきましては、今後関係市町と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） ちょっと回りくどい言い方なので、温水センターの存続処分についてどのように考えるのか、はっきりとおっしゃってください。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 組合の管理者・副管理者会議におきましても、地元還元施設としての役割が果たされ、処分する方向で進めることを確認させていただいております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 十分に15万人の利用者に対して、これはどういう施設なのだということを周知徹底してください。

よろしくお願いいたします。

質問3に入ります。

質問3ですが、指定廃棄物の処理についてです。

これも次期中間処理施設の整備に当たって非常に頭が痛い問題になると思いますが、組合としてはどう対応していくのかというのを確認します。

今後の次期中間処理施設整備に当たり、組合としてはどのように対応していきますか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問3についてお答えいたします。

指定廃棄物は、平成23年3月に原子力発電所の事故によって放出された放射性物質がごみの焼却灰などに一定濃度を超えて含まれているもので、環境大臣が指定した廃棄物になります。

現在丈夫な袋や容器へ収納し、飛散、流出などが発生しないように、また遮水シートなどで覆い、雨水などが入らないように保管し、空間線量率を測定するなど、周辺への影響がないことを確認しながら保管しております。

この指定廃棄物につきましては、国の責任の下、処理されるもので、国による長期保管施設が確保されるまでの間、組合で一時保管しているものでございます。

指定廃棄物の一時保管につきましては、毎年行われる環境省職員による立会検査時において、次期中間処理施設の移転計画もあり、指定廃棄物の取扱い、維持管理体制の継続が困難になるので、早期に方針を出してほしいと担当官へ要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） それでは、確認したいのですけれども、国の長期保管施設の確保というのはどのような状況になっているのか、組合では十分に把握、理解しておりますか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

国への要望活動につきましては、関係市町から情報をいただきまして、確認しているところでございますが、今年度につきましては要望活動をやっていないということで、ご連絡のほうをいただいております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 何か答弁がかみ合っていない気がするのですけれども、国の長期保管施設の確保というのはどういう状況なのかというのをお聞きしているのです。

要望活動については、今のご回答をお聞きしながら回答をお聞きしようと思ひまして、先に大体そちらの状況はそういうものなのだろうかと理解しましたが、どのような進捗ですか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えさせていただきます。

指定廃棄物の長期保管施設の確保につきましては、平成27年4月に千葉市中央区東京電力株式会社千葉火力発電所の土地の一部を候補地として選定し、千葉市と交渉中ということでございますが、平行線であると聞いております。

指定廃棄物につきましては、国の責任の下、処理されるものとなりますので、今後も関係自治体と協力を図り、長期保管施設の早期設置などを要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 結局国のほうでは何もやっていないのです。

このままずっと印西クリーンセンターに置きっ放しなのです、5年間。

5年たって令和10年になったらどうするのですか。

そもそも松戸、柏、流山、我孫子の市長さんと、管理者と要望活動に行っていると思うのですけれども、その要望活動の様子というのはどんな感じなのですか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えさせていただきます。

これまで印西市をはじめ柏市、松戸市、流山市、我孫子市の5市の連名による長期保管施設の早期確保、スケジュール等の開示、一時保管期間における財政措置等の内容による要望活動を令和4年3月29日、6回目を行っております。

こちらは、務台環境副大臣に直接手渡しをしていただいておりますが、回答は得られていない状況です。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 回答を得られていないって、それで終わりなのですか。

回答が得られなければ、何とかしなければいけないのではないですか。

それともう一個、毎年環境省の職員が来て立会いの検査をしているという話ですけれども、そのときに強くおまえこれ持っていかないなら環境省の前に持っていくぞというような強い気持ちで言っ

て、それこそフレコンバッグ1個ぐらい持っていったらどうですか、環境省の前に。

これどうするのですか、本当に。

5年たって、5年たったら当然クリーンセンターは新クリーンセンターに移るような動きを今していますけれども、ここ処分するとなった場合に、例えば印西市が買うことになるのか、ほかの自治体はどうなるのか、私は分かりませんが、ここの土地を買ったら漏れなくついてくる、そういうような話にもなるわけではないですか。

これ早急にやってください。そのことだけ伝えておきます。

質問の4に入ります。

印西斎場の運営についてです。

新型コロナウイルス感染症によって亡くなられた方の葬儀、火葬等については、これまでガイドラインによって厳重な感染防止対策が求められてきました。

コロナ発生から約3年が経過する中、衛生面の観点から改めて厚生労働省、経済産業省がガイドラインを検討した結果、1月6日付で改正されました。

組合では既に対応を変更したのでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 浅倉平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） それでは、お答えいたします。

令和2年7月29日付で国から示されました新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドラインでございますが、先月6日、制限緩和措置に関する指針が公表されました。

改正のポイントとしましては、臨場後の対応、葬儀、火葬等について、遺族等の意思をできる限り尊重した取扱いを行うようにとのことで、納体袋への収納、火葬時間帯及び遺族等の動線分離について、適切な感染対策を講じた上で緩和するようというものでございます。

印西斎場におきましては、施設規模等を考慮しまして、1月24日の当該火葬分から一部制限を緩和し、対応してございます。

内容といたしましては、適切な感染対策を講じたご遺体につきましては、納体袋への収納をよしとしてございます。

また、ヒアリングシート、これはご遺体の状況等を病院で作成するものでございますが、各所での情報共有を行うものとして情報共有シートとなっておりますが、この活用を徹底する、また告別室及び収骨室、これまでは使用できないとしていたのですが、この利用を可としてございます。

これによりまして、これまで不可とされておりました顔見せのお別れができるようになります。

待合ホールの利用につきましても可とするものでございます。

ただし、式場の利用につきましては、当面の間、不可としてございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 今ご回答では、ちょっとよく分からないのが、国のほうではある程度もう前回緩和しろというような言い方をしていると思うのですが、今回組合のほうでは一部の制限の緩和ということのように聞こえるのですが、これ全ての緩和をしない理由と、やるならばいつやるのか、その辺の時期をお答えください。

○議長（石井恵子議員） 浅倉平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） お答えいたします。

現在コロナ火葬につきましては、特別枠、15時半と16時、この2枠をもって対応してございます。

また、市外、これ栄町さんは除いておりますが、市外のコロナの受入れは行っておりません。

受入れの状況でございますが、令和2年度が26件、3年度は21件、そして4年度1月の末時点において既に58件となっております。

全ての緩和となりますと、市内のコロナ火葬についても全て受け入れることとなりまして、当斎場の規模、火葬炉は6炉あるのですが、2炉1系統でございまして、同時の稼働は3炉となります。

こういったことから、混乱が避けられない状況と考えます。

当斎場は、印西市並びに白井市の方のための施設であり、その利用を優先に考える必要がありますことから、一部緩和にとどめたものでございます。

当組合につきましては、1月10日付で県健康福祉部衛生指導課生活衛生推進班から事務連絡が送られてきたところでございますが、電話にてガイドラインの取扱いについて確認させていただいたところ、各火葬場施設ごとに規模、動線及び火葬業務の流れ等が異なることから、強制力のあるものではなく、できる限りといったもので、最終的にはその施設の判断に任せるとのご回答をいただいております。

全ての緩和、これはいわゆる全く通常の火葬場に戻すというものでございますが、この時期につきましては、当斎場の規模を念頭にしまして、ご遺体からの感染はないとの見解ではあるものの、やはり止めることができない施設であること、コロナ感染者につきましては、全国的に減少傾向になってきておりますが、依然コロナ死亡者につきましては1月末現在では減少傾向になっていなかった状況を踏まえまして、火葬業務をはじめ清掃や売店等に従事されている方への感染防止についても考慮し、無制限解除につきましては、慎重にその時期を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 今の回答を踏まえ、最後の質問、(2)のほうの項目に入りたいと思うのですけれども、コロナ火葬のことを聞いて、当斎場の規模を念頭にということなのですけれども、やはり今後の多死社会を考えた場合、印西斎場の施設ってこれ十分なのでしょうか。

そこを確認したいと思います。

○議長（石井恵子議員） 浅倉平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） お答えいたします。

現在印西斎場では、火葬炉6基で最大火葬枠10枠を設定し、対応しております。

例年12月から1月に火葬件数が集中する傾向にございまして、その間は火葬待機となる事案が発生しており、利用者の皆様にご迷惑をおかけしているところでございます。

斎場の年間の火葬件数につきましては、令和元年度、関係市内が1,361件、市外が328件の計1,689件、令和2年度が関係市内1,404件、市外490件、計1,894件、令和3年度でございまして、関係市内が1,450件、市外が659件の計2,109件となっております。年に200件ほど増加している状況で、特に市外の件数の増が顕著な状況になってございます。

令和3年に作成しました平岡自然公園基本計画更新では、令和17年度前後から日火葬件数は前述の時期に日12件を超える日が増加することが予想されており、令和22年には月の半数でその状況に陥ると予測され、懸念されるところでございます。

組合としましては、これらを踏まえ、適正な使用料金と利用運営を行うことを基本に、今回斎場設置管理条例を一部改正させていただくものとしてございまして、この使用料金の改定による結果などを踏まえるとともに、刻々と変わります社会情勢等も注視しながら計画の見直し等を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 今のご回答をお聞きすると、どう考えても十分なものではないのかなというふうに思うわけです。

もちろん今回条例改正することによって、かなりこれ変わってくることは十分に考えられますけれども、果たしてそれで十分なのかということもありますので、まず今回の条例改正を審議し、その結果によってはもう改定するということになると思っておりますが、そうなった場合の波及効果について、どのようにお考えなのか確認します。

○議長（石井恵子議員） 浅倉平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） お答えいたします。

市外利用者の火葬件数割合でございまして、令和元年度19.4%、令和2年度25.9%、令和3年度につきましては31.2%と推移してございます。

今年度、令和4年度につきましては、12月末時点で既に27.7%となっておりますことから、最終的には35%前後になるものと推測されるところでございます。

令和3年度の市町別で見ますと、柏市、栄町、我孫子市、八千代市、船橋市、鎌ヶ谷市、佐倉市、成田市の順で多い状況となっているところでございます。

令和5年度当初予算に際しましては、令和3年度の実績を基本に計上しておりますが、使用料の改定に伴う効果は考慮されておりませんが、使用料の改定により、先ほどの関係市外の市町からの流入を抑制することもできるものと考えておりますことから、20%から25%の割合まで市外利用者の割合は下がるのではないかと推測しております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 大体分かりました。

35%前後というのは何かものすごい数字だなと思いつつ、それを価格的には適正とは言えない価格にやっていたというものについて、非常に何か残念な思いでいっぱいなのですが、最後に1点確認したいと思います。

何を聞きたいのかというと、先ほどから申し上げている火葬炉の増設のことです。

火葬炉の増設、まだ平岡自然公園内にはスペースもありますので、火葬炉を増設したり、あるいは式場、式場今3つしかありませんけれども、式場を増設する、あるいは式場施設なんかも、よく平岡自然公園の中のお葬式に、コロナですから、減りましたけれども、コロナ以前に行くと、お年寄りが座る場所もなく、窓べりに座って、非常に立っている方も多くて、見ていてかわいそうだなと思うようなこともありますので、その辺の環境の改善、それらについてどういう方針を持ってやっていくのか、火葬炉及び式場施設の増設、改築、これらについての考え方をお聞きして私の一般質問を終えます。

○議長（石井恵子議員） 浅倉平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） お答えいたします。

現在当斎場では、火葬炉6炉にて対応しておりますが、設備の構造上、2炉1系統となっているため、実際の稼働は半分の3炉による交代制となっております。

また、式場につきましては、100席が1室、70席が2室の3式場で対応している状況でございます。

このような中、例年1月前後が混雑時期となっておりますが、火葬にあつては四、五日、式場にあつては10日先まで予約が埋まる状況となっております。

また、昨今は葬儀の形態も多様化しておりますが、コロナウイルス感染症の影響に限らず、身内のみでの家族葬的な葬儀や、備付けの祭壇を使用しない花祭壇等が増えてきている一方で、収容人員を大きく上回り、参列者が式場の外まであふれてしまうような大きな葬儀については年に数える程度といった状況になってございます。

組合といたしましては、このように変わりつつある葬儀形態などを念頭に、今回上程させていただきました斎場使用料の改定による利用状況への影響なども注視しながら、研究、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 以上で軍司議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とします。再開は11時15分。

(午前11時05分)

○議長（石井恵子議員） 再開いたします。

(午前11時15分)

○議長（石井恵子議員） 次に、議席4番、稲葉健議員の発言を許します。

稲葉議員。

○4番（稲葉 健議員） 皆さん、こんにちは。

議席番号4番、稲葉健です。

通告に基づき、一問一答方式で一般質問を行います。

よろしく願いいたします。

今回は、次期中間処理施設についての質問をさせていただきます。

それでは、よろしく願いいたします。

質問1、次期中間処理施設について。

(1)、来年度事業者の入札を行う予定だと伺っているが、スケジュールは予定どおりか伺います。

○議長(石井恵子議員) 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長(勝田博之君) 質問1、(1)についてお答えいたします。

本年度は、印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会を設置し、事業者の選定を公平かつ適正に実施するための審議を重ねていただいているところでございます。

来年度は、入札の公告を予定しており、事業者選定委員会でご審議いただいている入札説明書をはじめ要求水準書、契約書案や落札者決定基準などを公表し、入札手続を進める予定でございます。

その後は、事業者から提出された事業提案書などの審査を行い、令和5年12月をめどに落札者の決定を行い、令和6年2月の組合定例議会において契約の議決をいただき、事業を進めてまいりたいと考えております。

令和10年度中の稼働開始に向けたスケジュールは、おおむね予定どおり進んでおります。

以上でございます。

○議長(石井恵子議員) 稲葉議員。

○4番(稲葉 健議員) おおむね予定どおりということなので、この件につきましては再質問はありません。

(2)に移ります。

(2)、本事業で建設する次期中間処理施設は、当地区において非常に長い期間にわたって使用する施設になることから、事業者を決める際には非常に慎重に審査をすると私は考えておりますが、その理解でよいのかどうかを伺います。

○議長(石井恵子議員) 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長(勝田博之君) 質問1、(2)についてお答えいたします。

次期中間処理施設の建設については、平成29年3月に吉田区と組合で締結した次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書において恒久的施設として位置づけられており、長期間にわたり使用することを想定しております。

このため、当該事業における要求水準では、様々な法定基準などを満たした上で、事業者選定委員会におきまして、事業提案書に対する非価格要素審査及び価格審査を行い、最優秀提案者を選定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(石井恵子議員) 稲葉議員。

○4番(稲葉 健議員) 今のご回答で最優秀提案者を選定してまいりますというお答えでしたが、その基準について伺おうと思ったのですけれども、先ほど軍司議員のほうからの質問がありましたので、この件につきましても再質問はありません。

次に行きます。

(3)、半導体不足によって自動車などの生産や納期が遅れているように、清掃工場においても多くの機械や資材を使用して建設されることが予想されるが、工事の期間は十分に確保しているか伺います。

○議長(石井恵子議員) 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長(勝田博之君) 質問1、(3)についてお答えいたします。

令和4年1月に事業者から見積仕様書により提案をいただいた際には、設計、建設については、4年間の工期を設定し、事業者から提案をいただいているところでございます。

なお、令和4年11月に事業者から再見積りの提出をいただいた際も同様の工期としており、昨今の

社会情勢を考慮し、計画的に機械や資材の調達に努めていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 稲葉議員。

○4番（稲葉 健議員） （1）の質問でも聞きましたが、スケジュールについてはおおむね予定どおりということで、よろしく願いいたします。

次に移ります。

（4）、入札についてです。

経験や実績の豊富な事業者に入札に参加してもらえると市民も安心だと考えています。

見積仕様書を基準に依頼したと思うが、工事は必要最低限の条件で依頼したと考えています。

実際の入札時には、必要最低限ではなく、しっかりとした工事实績の件数を複数問うなど、豊富な実績を有する会社を対象に広く公募してもらうことが市民の暮らしに必要なだと、そして安心だと考えます。

専門の委員会ですっかり選定されると思っておりますが、実績の少ない事業者が参加して、当地区のごみ処理が万一にも滞ることがないように、事務局には十分に配慮していただきたいと思いますと思っておりますが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問1、（4）についてお答えいたします。

設計、建設及び運営、維持管理の要求水準につきましては、組合が求める設備等の性能を示す最低限の数値等や基準につきましては明記してまいります。廃棄物処理施設は、広範囲にわたる技術を採用していること、複雑かつ大規模な技術システムであること、事業者独自のノウハウを持っている施設であることから、設備等の性能を示す数値等を明記し過ぎることにより、単一メーカーの特定につながり、事業者の技術力を背景とした設計の自由度を制約する等のおそれが考えられるため、組合が求める基準以外は事業者からの提案によるものとしております。

また、事業者の工事实績などにつきましても一定の条件を求めながら入札参加者を幅広く公募し、事業者選定委員会におきまして、事業者からの提案内容を審査し、最優秀提案者の選定をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 稲葉議員。

○4番（稲葉 健議員） 今の答弁でも（2）と同じように最優秀提案者の選定をお願いすることなのですが、先ほど軍司議員のほうで質問していますので、これについても再質問はいたしません。

次に行きます。

地域経済への貢献についての質問なのですが、これにつきましても先ほど軍司議員のほうで質問されているのですが、通告をさせていただいておりますので、（5）につきましては通告どおり質問させていただきます。

本事業は、建設工事と運営業務まで含んだ大規模事業になるため、印西市や白井市、栄町の会社も可能な限り幅広く携われるとよいと考えています。

地域経済への貢献についてはどのように考えているか伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問1、（5）についてお答えいたします。

設計、建設及び運営、維持管理を発注する事業者は、設計、建設から運営、維持管理を通じ、関係市町内の企業の活用や雇用のほか、使用材料、使用機器、物品、役務等の調達につきましても、関係市町内の企業を積極的に確保することにより、地域貢献を図ることを考慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 稲葉議員。

○4番（稲葉 健議員） （6）に移ります。廃熱エネルギーについてお尋ねします。

現在の施設でも隣接する温水センターに熱を供給していると思う。

新施設でも熱や電気を地域振興施設に供給し、それ以外に余った場合、電気は売電する計画になっていると思うが、その収入は組合の収入になるのか伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問1、(6)についてお答えいたします。

次期中間処理施設では、発生する排熱エネルギーにつきましては、熱利用や発電を行い、次期中間処理施設及び地域振興施設でも使用した上で、余剰電力は売電し、売電収入は組合の収入とするものがございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 稲葉議員。

○4番（稲葉 健議員） 売電についての再質問をさせていただきます。

一般家庭を含めて、電気料は今現在かなり高騰していると思います。

世界情勢も踏まえると、電気に関しては柔軟な対応が求められていくと思われま。

単純に売電するだけでなく、費用対効果を考えながら、自己の中で様々な方法を考えていただければと思います。

例えば売電する分の電気をほかの組合施設や構成市の役所などで使うとか、そういうことを検討してみてはいかがでしょうか。

以上をもちまして、私の質問を終わりにします。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

当組合といたしましては、運営、維持管理に係る経費の負担軽減を図る必要があると考えておりますので、一定の売電収入を確保した上で、事業者からの提案があれば、検討することは可能と考えております。

なお、先ほどの答弁の訂正をお願いしたいと思います。

先ほど質問1の(5)の答弁の中で運営、維持管理を受注と申し上げるべきところを発注と申し上げてしまいました。

訂正しておわび申し上げます。

以上で答弁のほうは終わらせていただきます。

○議長（石井恵子議員） 以上で稲葉議員の一般質問を終わります。

このまま続けさせていただきたいと思います。

次は、議席2番、松本議員の発言を許します。

○2番（松本有利子議員） 2番、松本有利子です。

一問一答方式で質問いたします。

質問1、現クリーンセンターと温水センターの処分について。

(1)、現在の状況について伺います。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） 現在の状況についてお答えさせていただきます。

現クリーンセンターと温水センターの跡地については、さきの10月議会においてお答えしたとおり売却処分するというので考えております。

今後売却などの方法についても、よりよい方法を選定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。

10月の古澤議員の質問へのご答弁の中で、売却の方法は、現状での売却、また更地にしての売却などが考えられるとありました。

そこで伺います。

この2つから売却方法を選択する場合、どちらを選ぶかは国庫補助等も基準になるというお話でし

たが、その理由を伺います。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） お答えします。

現在、焼却施設を整備する際、現施設の解体事業には国の交付金による支援制度がございます。

1年以内に解体する場合には、循環型社会形成推進交付金の活用が可能で、交付率は交付金対象事業の3分の1となります。

このような国の交付金や起債を利用して解体工事を行うことも考えられますが、そのときの状況によって支援制度の要件が変わる可能性もあることから、現状で売却するか、更地にして売却するののかといった処分方法については、有利な方法を選んでまいりたいと考えております。

なお、温水センターの解体におきましては、国の補助金等はないことを確認しております。

したがって、解体する場合には自己負担となります。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。

温水センターの老朽化等の課題もある中で、温水センター存続を希望される声を多く聞きます。

例えば温水センターが余熱利用できなくなった同じような場所においては、ボイラーで温めるように変更したというところもあったみたいなので、伺いたいのですけれども、売却先で温水センターをそのまま再利用できる可能性はあるのか、組合としての認識を伺います。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） お答えします。

印西クリーンセンターが稼働停止した場合には、蒸気の供給がない状態で現施設をそのまま運営することは難しいと考えております。

また、オープンから29年を経過している施設でございますので、設備も老朽化しており、安全な営業を続けるには、改修にも多額の費用が必要になるものと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） (2)、関係市町との協議や情報提供について伺います。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） 関係市町との協議や情報提供についてお答えいたします。

既存施設の処分方針については、組合の管理者・副管理者会議において、関係市町にも情報提供を行っているところでございます。

今後につきましても、関係市町も含め、協議を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。

処分方針について関係市町に情報提供した場としては、管理者・副管理者会議のほかにはあるのか伺います。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） お答えいたします。

売却するという方針は、衛生担当課長会議で次期施設の財源に充てることをお伝えしております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。

売却先については、どこが想定されるか伺います。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） お答えいたします。

売却先についての想定はございませんが、所在地である印西市の土地活用を伺い、印西市の活用が

なければ民間へ売却するものと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。

今のご答弁について確認ですが、印西市側から、市として施設や広場の設置等、土地活用する考えがある、もしくはないなどの意向を確認し、それを加味して土地の処分方法を検討するということがよろしいでしょうか、伺います。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） お答えいたします。

印西クリーンセンターと温水センターの所在地は印西市ですので、処分の方法につきましては、印西市の意向も伺いながら進めてまいりたいと考えております。

また、市におかれましても、将来のまちづくりの観点から、印西市収集センターを含めた跡地利用について検討していただければと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 質問2、ごみ袋について、(1)、現在の状況について伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問2の(1)についてお答えいたします。

現在収集運搬で使用するごみ袋の種類といたしましては、燃やすごみ用、燃やさないごみ用、プラスチック製容器包装用が指定されております。

組合で収集運搬を担っている印西市、白井市につきましては、統一した様式を使用し、栄町は独自の様式を使用しております。

また、これ以外にも集積所に設置されているものとして、缶、瓶用の麻袋、ペットボトル用のネットの袋が用意されております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。

指定袋のサイズについて伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

組合で印西地区環境整備事業組合指定ごみ袋取扱要綱に基づき協定を結んでいる指定袋のサイズといたしましては、燃やすごみ用で3種類、色は水色が用意されており、大袋で縦800ミリ、横450ミリ、まち幅200ミリ、中袋で縦700ミリ、横330ミリ、まち幅170ミリ、小袋で縦550ミリ、横300ミリ、まち幅150ミリです。

燃やさないごみ用は、小サイズの種類で、色は透明、縦550ミリ、横300ミリ、まち幅150ミリ、プラスチック製容器包装用は大サイズの1種類、色は黄色で、縦800ミリ、横450ミリ、まち幅200ミリとなります。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） (2)、関係市町の住民からの意見について伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問2の(2)についてお答えいたします。

ごみ袋に関しての問合せとして多いものは、缶、瓶用の麻袋の汚れ等や紛失による追加要望などがございますが、連絡があり次第、交換や追加などの対応を適時行っております。

また、一部住民からは、プラスチック製容器包装袋のサイズ小の追加、麻袋以外の缶、瓶用の袋の販売、指定袋以外での収集、透明な袋への統一などの要望がありましたが、需要が見込めないことや、収集運搬の煩雑化、リサイクル意識の啓発などの問題から、参考意見としてのみ伺わせていただいております。

おります。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。

私にも住民の方からもっと小さいゴミ袋が欲しいなどご意見をいただきました。

指定袋の導入理由とサイズの追加検討について伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

指定袋の導入理由といたしましては、組合で一元化される前に各市で導入されていたため、正式な導入理由は把握しておりませんが、一般的には、ごみの分別や減量、リサイクル意識の向上、さらに市外からのごみの持込みや事業系の持込みの防止、ごみ収集時の安全確保や迅速化などが挙げられます。

また、2016年にプラスチック製容器包装のサイズ追加について協定を結んでいる事業者へ照会を行いました。

1つとして、需要がなく、2つとして、小売店の理解が得られず、店頭には並ばない可能性がある、3つとして、登録事業者が多く在庫を抱える可能性があるため、現状のサイズのみの生産としたいなどと、否定的な意見でございました。

なお、今後プラスチック資源循環促進法への対応に伴い、プラスチック製容器包装以外に製品プラスチックも併せて回収していく予定のため、プラスチック製容器包装用の袋に入れるごみの量は増えることが予想されております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。

現在のごみ袋の規格はいつからのものになるか伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

平成20年4月1日からとなります。

印西市、白井市、当時の印旛村、本埜村、2市2村共通のごみ袋で、規格、種類も当時のものを継続して販売しております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。

先ほどのご答弁の中で、現在のサイズ以外のごみ袋の需要がないのではというお話もあったのですが、現在のごみ袋となってから十数年経過しております。

サイズ以外にも多種多様な需要があるようです。

住民の方からのご意見を少しご紹介させていただきます。

例えば各ごみ袋は一目見て何のごみ袋が分かるようにイラストを描いてほしい、カラス対策で燃えるごみ袋を黄色にしてほしい、3Rの表記を入れてほしいなど、ご意見がありました。

そこで、関係市町に協力していただくことも視野に入れ、どのようなごみ袋が求められているか、市民へアンケート調査等はできないのか伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

今年度ごみ処理基本計画の見直し作業を行い、印西市、白井市、栄町の住民1,900人を対象にごみの減量及びリサイクルに向けてのアンケート調査を実施いたしました。

その中で、ごみ袋につきましては、袋の料金や燃やさないごみの袋の拡張のご意見を頂戴しております。

議員のご意見のとおり、15年以上経過し、生活スタイルも変貌しております。

今後収集の一元化や有料化の機会を捉えてアンケート調査を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） ぜひお願いいたします。

（3）、新しいごみ袋について伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問2の（3）についてお答えいたします。

新しい規格でのごみ袋は現在予定しておりませんが、有料化や新たな分別、プラスチック新法への対応などにより、必要が生じた場合は適時検討を進めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。

新しい規格でのごみ袋の検討内容について伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

ごみ袋の規格については、おおむねその色や表示内容、サイズ、素材などが検討対象となり、また有料化を伴う場合は値段設定などが重要な検討課題となります。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。

プラスチック新法などでごみ袋作成の必要性がある場合に今の燃えるごみの袋などについてもデザイン等も一緒に検討していただけるとい認識でよろしいのでしょうか、伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

現在燃えるごみの袋は大、中、小のサイズ構成であります。プラスチック新法の影響でどれだけ燃えるごみが減るのを見極め、新たな規格が必要か否かの検討が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） これまでごみ袋を取り出しやすくしてほしいというご意見を何件かいただきました。

ティッシュボックスのような、ビニールパック式のようなものなど、より取り出しやすい外袋についてもご研究いただけるか伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

ごみ袋につきましては、指定した規格のごみ袋の製造について許可を申し出た事業者と協定を締結し、登録事業者がごみ袋の製造、卸を行うことにより、自由競争で自ら拡販した小売店でごみ袋を販売しているところでございます。

規格の指定の中で、指定袋は包装用外袋から1枚ごとに取り出せる形態とし、包装用外袋に入れる枚数は特に限定していないとしているため、要望につきましては各登録事業者にお伝えしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。

他の自治体のごみ袋で調べてみますと、英語以外に中国語等の外国語表記があったり、ごみ袋の下に取っ手があり、回収する人がつかみやすいようにしていたり、またインザイ君、栄町のドラム君、白井市のなし坊ファミリーのようなマスコットの絵が入っていたり等、本組合のごみ袋の導入を検討

していただきたいものもあり、参考になりました。

他市のごみ袋等を研究できないか伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

本年度ごみ処理基本計画の見直し作業時に実施した住民アンケート調査では、より安価なごみ袋を望む要望が上げられておりました。

議員ご質問の外国語表記やキャラクターの印刷により、ごみ袋の単価がどのくらい上昇するかは未知数でございますが、鎌ヶ谷市や館山市などの他の市の実績を勘案し、安価でデザイン的にも優れたごみ袋を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 質問3、平岡自然公園パークゴルフ場の使用区画整備について伺います。

○議長（石井恵子議員） 浅倉平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） それでは、スケジュールについてお答えいたします。

昨年の10月定例会でご回答させていただいておりますが、繰り返しになってしまう部分もございますが、大変恐縮でございますが、令和3年度に策定をいたしました平岡自然公園基本計画によりますと、令和15年までに計画基数4,900基のうち、残ります2,189基を整備する計画となっております。

現在暫定利用いただいておりますパークゴルフ場の区画部分でございますが、こちらを第4期、第5期の2期に分けて段階的に進めることとしまして、まずは第4期分としまして、第5区及び第6区の2区画、約1,100基の整備を進めることとしております。

現在平岡自然公園整備事業第4期墓地区画整備工事設計等業務を昨年11月末に株式会社オオバと契約を締結し、令和5年、本年7月末の履行期間の下、当該用地の測量等から着手をしております。

この設計業務でございますが、整備に向けた設計でございますが、土がどのぐらい必要になるのか、また逆に搬出が必要になるのか、また現地の傾斜、勾配、こちらを含めて、カロートの配置ですとか排水関係のほか、整備に係ります、必要となります工期、また効率的な工事方法や概算整備費の算出を行ってまいります。

スケジュールの概要としましては、以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。

組合議会への予算案上程や工事開始については、いつ頃を想定しているか伺います。

○議長（石井恵子議員） 浅倉平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） お答えいたします。

第4期墓地区画整備工事に係ります予算案の上程時期でございますが、単純には、設計業務終了後に臨時会をお願いして開催していただくか、また直近と考えられます本年10月の定例会に補正予算案を上程させていただくことを考えているところでございます。

現在進めております設計業務におきまして、整備工事に必要な工期、工事の手法等のほか、概算整備費が示されるものでございます。

例えばカロートと呼ばれる土中に埋めるコンクリート製の箱の製作でございますが、順調に進んだとしまして、月200個ペースとのことで、今回予定しております1,100基分でございますと約6か月を要することになります。

その設置配分を考慮しました工程等を組むこととなりまして、完成時期から逆算しながら効率的な整備工事スケジュール等を求めていく必要がございますことから、その状況等によっては令和6年度当初予算での対応が望ましいことになるものと考えているところでもございます。

このようなことから、工事の着手時期につきましては、当該設計が具体になるまでは明確にお答えすることはできないところでございますが、補正等により進める場合ですと、早くて年内末、当初予算で進める場合は、文字どおり令和6年度早々に工事着手することになるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） （2）、コースの再整備について伺います。

○議長（石井恵子議員） 浅倉平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） お答えいたします。

コースの再整備でございますが、第4期墓地区画整備を行いますのは、第5区、第6区、第7区、第8区の4つの区画のうち半分の区画を使用するもので、残念ながら現状の暫定利用のパークゴルフ場は約半分になることとなります。

そして、コース利用の視点から見ますと、まっさらな状態から議員の質問にありますように再整備が必要になるものと考えます。

大変恐縮でございますが、当該用地は第4期墓地区画整備用地でございます。整備工事に入るまでの間につきまして暫定利用いただくお約束の下、パークゴルフ場として地元の方々の協力をいただきながら最低限の整備をしたものでございます。

本来であれば、お約束の期限が迫ってまいりましたので、第4期の整備工事着手に合わせて暫定利用を取りやめる方向で進めていくところであります。

とはいうものの、さらに第5期の整備工事に取りかかるまでには約10年ございますことから、整備工事終了後は、これまでと同様に残る2区画分の用地について暫定利用いただくことは可能であると考えるところでございます。

ただし、その際の整備につきましては、暫定利用であることから、予算措置等は厳しいものと考えますことから、現時点におきましてはご利用いただきます方々で整備のほうをお願いする考えでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。

現在のパークゴルフのコースは、組合が整備されたのでしょうか、伺います。

○議長（石井恵子議員） 浅倉平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） お答えいたします。

平成23年度末、平成24年3月でございますが、この時期から暫定利用としましてご利用をいただいております。その際のコースの整備につきましては、例えばティーグラウンドですとかカップ、またピンなどの設置について、地元の方などの協力の下、組合職員もお手伝いをしたと聞いてございます。

また、現状の18ホールとなるまでにはかなりの月日を要したものと引継ぎを受けてございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 最後の再質問になります。

今ご答弁の中で出てきた、組合の職員の方にお話を伺ったりですとか、改めて利用者の方々にご要望なども伺ってまいりました。

これまでの繰り返しになりますが、利用者の方だけでコースを再整備することは厳しいと感じています。

できるだけ組合に協力いただけるようご検討いただけないか伺いまして、質問を終わります。

○議長（石井恵子議員） 浅倉平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） お答えいたします。

大変心苦しいところでございますが、組合により再整備することによりまして、間接的には印西市民及び白井市民のご負担による整備になってしまうものと考えるところでございます。

このようなことから、暫定的なご利用をお願いする中では、再整備への組合職員の協力等につきましては難しいものと感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 以上で松本議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は13時00分。

(午前 1 1 時 5 3 分)

○議長（石井恵子議員） 再開いたします。

(午後 1 時 0 0 分)

○議長（石井恵子議員） 次に、議席10番、柴田圭子議員の発言を許します。

柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 議席番号10番、柴田圭子です。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

質問1は、次期中間処理施設整備運営事業についてです。

最初に、総経費はどのくらいになるか、収集運搬費等も含めという項目で、まず最初に熱回収施設、リサイクルセンターなどの施設建設費は平成28年度基本計画策定時と比較にならないほど高騰しています。

建設費等についてのご説明をお願いいたします。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問1、(1)、①についてお答えいたします。

次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画は、平成27年度に管理者の附属機関として設置した施設整備基本計画検討委員会による検討により答申を受け、平成28年4月に組合において策定したものととなります。

この施設整備基本計画の検討におきまして、公設公営方式となる従来方式、公設民営となるDBO方式及び民設民営となるBTO方式に関する事業方式の比較評価のため、設計、建設から運営までの経費となるライフサイクルコスト試算に当たり、メーカーアンケートを実施し、事業者から焼却施設の建設費として税抜き価格150億円の見積りを提出いただきました。

当時の背景といたしましては、東日本大震災の被災地復興事業や東京オリンピック開催特需により建設物価が高騰している状態であったことから、次期施設の建設時点では建設物価の高騰が収まっている想定により、平成27年の本計画と同等の処理能力、日量100トンから200トンを有する焼却施設整備費の契約実績や東日本大震災の被災地復興事業、東京オリンピック特需の影響を受けていない平成10年度から平成20年度までの本計画と同等の処理能力、日量100トンから200トンの焼却施設整備費の契約実績を考慮し、補正率0.48をもって焼却施設の建設費を税抜きで72億円と試算したところでございます。

施設整備基本計画策定当時に試算した整備事業費から、近年の物価高騰を受け、整備費が高騰しており、令和4年1月に事業者から見積仕様による提案をいただき、物価上昇の影響を把握するため、11月に再度見積りを提出いただき、確認したところでございます。

次期中間処理施設の設計、建設に関する継続費の設置におきましては、環境省が作成した廃棄物処理施設建設工事等の入札契約の手引に基づき、金額設計の検討を行いました。

廃棄物処理施設建設工事の場合には、受注者となる事業者の独自の技術やノウハウを活用することを前提とし、一律の図面によって技術内容を特定するものではなく、設計段階から競争に付する方式であることから、一般公共工事のような標準歩掛り等を用いた積み上げ積算にはなじまない工事でございます。

このため、事業者から見積設計図書を提出いただき、提出いただいた見積設計図書に基づき、主要な設備の内容について検証を行った上で、見積価格の平均金額を設計建設費として継続費の額としたものでございます。

次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画策定時に得られた見積価格を平成27年度当時の市場価格とし、見積額に現在の消費税を乗せて、この基準とした平成27年度の見積価格から様々な経済指標の物価上昇率などを比較し、継続費の設置金額が平成27年度の見積金額と比較し、物価上昇率の観点からも妥当であると判断したものでございます。

また、次期施設が供用開始となる令和10年度以降の経費につきましては、債務負担行為の設定をした運営維持管理費のほかにかかる費用といたしましては、焼却灰、破碎残渣運搬、廃乾電池等処分、一般廃棄物収集運搬、資源物中間処理に係る経費がございます。

印西クリーンセンターまでと次期中間処理施設までの運搬距離の差、またごみ量や人件費の変化によっても違いが出てくることから、具体的な試算はしておりません。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 質問項目にあるとおり、収集運搬費等も含め、どのくらいになるかという質問ですので、説明いただいたのですけれども、収集運搬費とか、そのほかに焼却灰や破碎残渣の運搬、廃乾電池処分等の経費、今言われたのは、既に現在のクリーンセンターでも処分が行われているわけで、8億円から9億円の経費が毎年かかっているというのは分かりますので、これは積算の中にいずれは入れられるものだと思います。

確認をしたいと思います。

事業者選定委員会が検討するのは、どのスペックとか、どういう形にするかで、熱回収どのようにするかとか、そういうようなことを決めていくものであって、建設費等、価格なんかを出すものではないというふうな認識をしているわけですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

今柴田議員がお話ししたとおり、事業者選定委員会では建設費等の価格の検討等は行っておりません。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） そうしますと、示された金額、継続費291億円、これは今ご答弁にあったように、見積仕様書に示されている見積価格の平均額を設計建設費としたということになりますけれども、それでよろしいですね。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

設計につきましては、見積金額の平均をもって金額とさせていただきました。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） そうしましたら、見積りは昨年1月と11月の2回取っているということです。

この金額、見積りの差額とかは、この10か月で差は出ていますでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

令和4年1月に事業者から提出いただいた見積金額から令和4年11月に事業者から提出いただいた再見積金額の推移につきましては、約109%の上昇でございます。

この数値は、国内市場における経済指標の上昇率とおおむね同等の推移となっており、そのような観点からも妥当であると考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 10か月で109%上昇していて、11月の見積仕様書に示された価格はそれが示されていたということかと思えます。

ということは、継続費として示された291億円というのはその11月に示された見積仕様書に掲載された金額の平均であるということでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

11月に見積りを取った金額の平均でございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） では、先日議会のほうでもらった建設費分の継続費の毎年の構成市町の負担額とか公債費の毎年の償還額等を見積りをしたのはどこの部署になりますか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 見積りをいただいた際に負担額のほうは出しております。

その事業費に応じた、仮に国庫補助の満額いただけた場合、その補助をいただいた後に起債が全てついた場合、そういったことで、それぞれ1月、11月の見積りの際に金額のほうは参考までに算出しております。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 言っている意味がよく分からなかったのですが、つまり291億円は総額であって、補助金があり、地方債を起債し、そして各市町の一般財源の負担があり、そして償還が始まるということで、この間資料のほうに配付されているのです。

こういう資料というのは291億円という数字を基に算出されるものだと思うのですが、それはどちらのセクションで。庶務課のほうで出されたのですか。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） 資料をお配りしてございます金額につきましては、今回の継続費の金額を基に、補助金を除いて、起債額を入れて、その後試算した金額に基づきまして、市町の負担額を概算でお示しさせていただいたところでございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） それは分かりました。

それでは、継続費の設置金額が平成27年度の見積価格と比較し、物価上昇率の観点からも妥当と判断されて、その妥当というのは、この金額で仕方がないから、これでいいだろうという判断でしょうか。それはどちらがされましたか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） それでは、お答えさせていただきます。

継続費の設置金額の検証につきましては、平成27年度の施設整備基本計画策定時に事業者から提出いただいた見積価格、令和4年1月に事業者から見積仕様書により提案をいただいた見積価格、それから令和4年11月に事業者から提出いただいた再見積価格を公共性の高い企業である一般財団法人経済調査会や一般財団法人建設物価調査会による千葉県内の建築土木資材価格指標の推移や建築指数の推移によった統計資料のほか、日本銀行の企業物価指数の推移などによる経済指標の上昇率により比較検証しました。市場における経済指標の上昇率は、平成27年度から令和4年度の見積金額の上昇率の約150%とおおむね同等の傾向であり、また令和3年度から令和4年度の上昇率の約109%と同等の傾向であったことから、継続費の設置金額は妥当であると考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 組合のほうで妥当と判断したということですが、平成28年度に示された150億円、それに係数0.48掛けて72億円というのが各構成市町としては受け止めていた金額で、大幅に変わっているということであれば、その時点、こんなに変わったという時点で負担する構成市町にまず伝えるということはないからなかったようですが、最終的に伝えたのはいつなのでしょう。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） それでは、お答えさせていただきます。

物価高騰につきましては、組合議会でもご説明させていただきましたが、近年の契約の状況ですと

か、それから千葉県内の契約状況につきましては、令和4年度当初に一度状況のご説明をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 状況の説明だけであって、いわゆる財政的な負担がどうなるかというようなところの協議は全くされていなかったということだと思います。

では、質問の2項目めに行きます。

費用や見通しについて、構成市町との協議の経過は。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問1、(1)の②についてお答えいたします。

次期中間処理施設の設計、建設及び運営、維持管理につきましては、令和4年1月に事業者から見積仕様による提案をいただき、提案いただいた内容を基に、組合で発注仕様に関するたたき台を次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会へお諮りし、多角的に調査審議をいただき、令和5年1月に要求水準書と落札者決定基準など入札に必要な図書がまとまったことを受けて、組合議会へ上程すべく、継続費の設置及び債務負担行為の設定を行いました。

継続費の設置及び債務負担行為の設定金額の根拠となる要求水準書が令和5年1月にまとまるまで金額の設定ができませんでした。市町には当初より事業全体のスケジュールや発注に向けたスケジュールのご説明をさせていただき、スケジュール感の共有はしていたものと考えております。

また、全国的な近年の契約実績や千葉県内における契約実績などについても市町に説明させていただくことで、近年の価格の動向などについても情報の共有を図っていたところでございます。

また、コロナ禍やウクライナ問題、円安などの影響から、建設費の高騰が予測されるため、令和4年11月に再度当組合から事業者に見積りを依頼し、提出いただいた再見積価格により、物価の上昇を確認したところでございます。

その後、市町へ要求水準書の調査審議の状況を報告するとともに、事業者から提出いただいた令和4年1月の見積価格や令和4年11月の再見積価格について取りまとめ、管理者、副管理者及び関係市町の関係部署に対し説明を行ったところでございます。

説明に当たっては、事業者からの見積価格、年割額及び財源内訳をお示したところでございますが、当時は事業者選定委員会において要求水準書の審議過程であったことから、見積額に影響する内容の変更も想定されたこと、また入札の公平性、透明性を確保する必要があることなどから、継続費の設置金額及び債務負担行為の設定金額ではなく、見積金額の現状を管理者、副管理者や関係市町にお示したところでございます。

その後、事業者選定委員会において要求水準書の方向が整ったことから、設計、建設に係る継続費及び運営、維持管理に係る債務負担行為の設定に関し、管理者、副管理者へ説明のほか、関係市町への説明を行ったところでございます。

なお、事業の進め方につきましては、入札の公平性や透明性の観点などからも、同種施設の建設を行った団体や整備を予定している団体の進め方を参考に、有識者や技術支援をいただいている団体からもアドバイスをいただきながら取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 管理者、副管理者には、見積額について取りまとめて説明を行ったとか、現状をお示したとか、説明をした機会があったようではございますけれども、金額的なものを示したのはいつになりますか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 11月末から12月頭にかけて、見積金額の生数字のほうを一度ご説明させていただいております。

1月に入りまして、予算額についてのご説明をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 1月に入ってから財務負担行為や継続費の金額を示されたということですが、ここのところがちょっと問題かなと思っているのです。

11月なりなんなりに、まずこういう経費がかかってくる、各市町の負担はこんな感じになります、そういうところまで出来上がっていないと、それぞれの市町でどういう負担がかかってくるのか、それも継続的に。全く見通しがないうちで債務負担行為とか継続費だけ示されても困ったのではないかと思うのですけれども、各市町のほうから予算についての説明を求められたりは今までしていませんか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） それでは、お答えさせていただきます。

先ほどのご答弁と重複してしまいますが、要求水準書が固まったのが1月ということで、要求水準書の変更があると、その金額について変更が出る場合がありますので、それまで具体的な数字については、変更がある、また数字が大きく変わってしまうとかえって混乱するということから、そちらのほうはご説明してごさいませんでした。

ただ、先ほどと同じですけれども、それまでの経過についての数字のご説明はしておりました。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 平成27年、28年の頃に示されていた数字とはかけ離れたものになるということは想像に難くないし、財政的な負担がそれぞれの市町で大きくなることも見通しているわけですから、要求水準書で価格が変わるかもしれないとかいう、そういうようなことではなく、負担をする市町に対しては速やかに情報提供して、一緒に考えてもらうぐらいのスタンスであるべきではないのかと。

少なくとも令和4年1月に最初の見積りを取った時点でもう大幅に違っているのは分かっているのです、そこでお示しすべきではなかったのかと思うのですが、そこについてはどうでしょうか。なぜ出せなかったのでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えさせていただきます。

令和4年1月に見積りを取らせていただいて、もうその当時から物価上昇の観点があったものですから、その後再見積りを取るということは過去の議会でもご説明させていただいていたと思います。

また、市町へのご説明につきましては、先ほどと同様のご答弁になってしまいますが、近年の契約実績ですとか、そういうものを踏まえて、上がる傾向であるということについてはお示ししていたつもりではございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 管理者に確認したいのですけれども、その出され方、金額の示され方、11月から12月にかけて示され、次の予算に入ってくるし、市町の負担も多分あるだろうということが分かったと思うのですが、そこで納得をされているのでしょうか。

もうちょっと情報を早く出せとか、そのような交渉とかはされなかったのでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員、どなたに質問ですか。

管理者ですか。

管理者。

○管理者（板倉正直君） お答えさせていただきます。

管理者・副管理者会議において、次期施設を含めた印西クリーンセンター関係の資料の中で市町の負担について説明がございました。

次期施設整備に係る費用が増大することから、市町の財政負担軽減について努めるよう伝えてあります。

また、補助金等についても最大限活用するよう指示したところでございます。

○議長（石井恵子議員） 副管理者ですか。

白井市の副管理者。

○副管理者（笠井喜久雄君） 大枠については今管理者が説明したとおりですが、私のほうからは、この金額が3倍以上上がっていることについて、なかなか市町の財政に与える影響は大きいと感じまして、そしてその中で償還の進め方とか、あと補助金を最大限活用することとか、あと内容をもうちょっと精査すること、そして今持っている既存の所有している施設、土地等についても売却を進めるようにということで指示をして、最小限の施設整備に収めるようお願いをしております。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 栄町の副管理者、お願いします。

○副管理者（橋本 浩君） 重なる部分もあると思いますが、まずは率直に申し上げて、金額としては非常に高い金額になるというふうに感じたところでございます。

ただ、当然のことながら、この施設というのは、公共性、そして市民、町民のためにごみ処理ということで、非常に大切な重要な施設であるという認識で考えているところでもございます。

また、重なる部分がこれもございますけれども、このコストというものをこれからいかに落としていくのか、補助金等々を活用して、いかに進めていけるのかということ意見を申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） ありがとうございます。

かなりの危機感を持たれているということが分かりました。

まさにそのとおりで、これからも十分に、逆に今まで協議をしてこなかった分、これから密に市町の財政部門とも協議をして、金額がベストになるように努めていただきたいと思います。

では、次の質問に参ります。

3つ目です。

案分割合はどのように出されていますでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問1、(1)、③についてお答えいたします。

事業費の案分割合につきましては、告示されている印西地区環境整備事業組合関係市町分賦金の負担割合の中で、次期一般廃棄物中間処理施設の整備（周辺整備を含む）及び地域振興事業に要する経費（公債費を含む）につきましては、ごみ量割と定められております。

ごみ量割につきましては、前々年度10月から前年度9月末実績のごみ量となります。

また、運営、維持管理に係る負担割合につきましても、印西クリーンセンター及び印西地区一般廃棄物最終処分場の管理運営に要する経費としてごみ量割としておりますが、一般廃棄物の収集運搬及び処理困難物ストックヤード事業に要する経費につきましても負担割合は、栄町を除く印西市及び白井市については前年9月末人口割によるものとしております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） このことについては、例規集に定められていることなのですが、この負担割合の見直しの協議とかは、構成市町から申し入れられたりしたことはありますか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

私の知る範囲では、正式にその申入れがあったということはないと記憶しております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 割合見直しの協議が申し入れられた場合は、検討するという事によろしいですか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えさせていただきます。

ただいまのご質問については、ここで負担割合の申入れがあったときにすぐ見直しについて協議しますというお約束はちょっとできないのですが、今後そういった課題があるということは受け止めさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） ここについては、これで終わります。

次の4番目、償還計画など、負担する市町の財政見通しを立てるために必要な数字やシミュレーションは都度協議し、提供しているのでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） ④についてお答えいたします。

ご質問の次期中間処理施設整備事業、また平岡自然公園整備事業等、組合が実施している事業については、平成26年度において、平成27年度から10年間の財政負担における財政計画、組合経費及び市町負担金推計の試算を行い、関係市町に報告をし、翌27年度に印西クリーンセンター延命化基幹改良事業に係る工事契約の締結に伴いまして、財政計画の一部を変更いたしました。その後、次期中間処理施設整備に係る施設整備費については、焼却施設の建設費として150億円の見積りを示してはいるものの、市町負担金推計については、次期中間処理施設建設費を含んだものは示していない状況でございます。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 要は必要な数字とかシミュレーションは、平成27年に出して以降、示されていないということが分かりました。

今までの話は、焼却炉の建設の部分だけですね。

その内容がやっと明らかになったということだったのですけれども、市町の財政推計を立てるためには全体的なシミュレーションが不可欠なわけで、していなかったということは、その材料自体が欠如していたということになります。

焼却炉の建設とか、アクセス道路とか地域振興費とかばらばらに出されて、都度市町の費用負担を求められているということに今なっているのです。市町が次期中間処理施設整備事業というのが妥当であるかどうかはどうやって判断できるのでしょうか、こういうばらばらの出され方では。

これ全体的なシミュレーションというのを示す予定はあるのでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） 市町負担金については、次期中間処理施設整備の金額が示されましたことから、今後計画している工事として、最終処分場の埋立基本計画で、浸水処理施設工事費及び第2工区切替え工事などや地域振興施設の建設費、印西斎場の改良工事、印西霊園の区画造成工事があります。

これらの内容を含めたものを作成し、近いうちに市町へ提供したいと考えております。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） それが全体計画を示すものになるということだと理解します。

これは、管理者・副管理者会議において1月末に、ざっくりではあるけれども、示されたものが詳細になっていくのかなと考えているのですけれども、この中では、次期施設の建設費だけではなく、地域振興費、あるいはアクセス道路、上下水道整備など、次期中間処理施設の建設に関わる必要な関係の経費も全て入って完成されると考えてよろしいでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） 先ほど申しました計画されている事業を含めて、今分かっている経費等を含めた形で全体的なものをお示ししたいと考えております。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 実は本来この推計が示されて初めてばらばらのものが全体計画の中に収まって、財政出動についての協議が始まるのではないかと思うのです。

管理者、副管理者にしろ、市町の財政部門にしろ、これまでの組合からの金額の提示のされ方というのは、決して納得しているものではないと思うのです。

焼却炉にしても、4倍になっているのに、ぎりぎりまで内訳が示されなかったわけです。

本来は、関係市町でまず決まっていなかった段階から協議して、本当に令和10年度稼働が可能なのかも含めてずっと打合せをし続けてくる必要があったと思うのですけれども、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） 今議員のおっしゃる内容につきましては、分かり次第、推計については出させていただいたところでございます。

金額が示されない限り、財政部署について、その負担金について推計というか、その数字が出せなかったものですから、今回工事費等の金額が示されたところなので、我々のほうも負担金を少なくするような補助金等を活用しながら、少なくしていく努力を考えたいと思います。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） それをぜひお願いしたいですし、組合内部でももうちょっと意思疎通を図って、示せるものはどんどん示すというようなことで、お互い協力し合って、また内部でもしていただきたいと思います。

それで、もうここまで来てしまっているのだから、これからどうするかということについてちょっと述べたいと思います。

地方自治法では、第2条に「地方公共団体が事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」と規定されています。

そのためにはぜひ取り組んでもらわなくてはいけないなと思っていることがこれからでございます。

ここについてのお考えを伺います。

例えば白井市役所の庁舎の減築新築工事では、E C I方式というのを採用したのです。

庁舎整備検討委員会で評価し、関係者に加えて、専門知識のある市民も交えて、構想段階からずっと綿密な検討を行って、いろいろな方法を組み合わせて耐震改修をしてきているのです。

これについては非常に評価が高くて、大きな賞もいただいているのです。

こちらはDBO方式と違って、方式が違います。

デザインもビルドもオペレートも全部1つの会社がプロポーザルによって決まってしまうということになります。

そうすると、性能や価値を下げずにコストを下げる工夫というのはどこでされるのだろうかということが問題になってくると思います。

一旦プロポーザルで事業者が決まってしまうと、その金額の範囲内でよいので、コストダウンの意識が薄れてしまうということが想像されます。

コンサルが別に入って、工事の施工監理というのはすると思うのですけれども、そのコストダウンをするというほうまでそのコンサルが踏み込めるのかどうか、そこは分かりません。

というよりも、そういうところまで踏み込めるような内容のコンサルを求めてもらいたいと思います。

そのコストダウンも、ただコストを下げるというのではなくて、性能や価値を下げずにコストを抑えるということを求めたい。

そういうところまで監修できるコンサルを入れるなどの工夫を行っていただきたいと思います。

本来であれば、第三者検討会のようなものを立ち上げて、この工事の進行がこれでいいのかどうか、絶えず施工業者と協議し合いながら、価値を下げずに工費を下げていくということを追求するという手法は、既に白井市役所の庁舎整備、減築新築で実証済みなので、できない話ではないのです。

だから、そこについては、今後はぜひそれを求めていただきたいと思います、それが強い要望でございます。

これについての検討をぜひお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

DBO方式の一つの利点といたしまして、先ほど柴田議員がお話しされたように、設計、建設段階から一貫して運営まで責任を持って受注するということにあると考えております。

そういうことで、設計段階の瑕疵、または建設段階の瑕疵、そういったものもDBOの契約の中で責任がはっきりされるというようなメリットもあると考えております。

また同様に、他の答弁でさせていただきましたけれども、今回DBO方式で、専門的なノウハウですとか、そういったものを生かした設計となります。

私どもの標準的な図面に基づいた積み上げ方式の設計ではなく、見積りの提案、事業者のノウハウを基に依頼するということはそういうところにごさいますし、もちろん柴田議員がおっしゃられるように、経費の関係につきましては考えてまいりますし、落札者の決定基準の中で価格要素、非価格要素の配点割合なども考慮してまいりますので、そういったところは、ご意見があったとおり、考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 決まった会社が全部それをするというのではなく、必ず第三者の目が必要だということを私は言いたいので、このやり方については、白井市役所の職員の方がすごく詳しいので、どうやったら外部の目が入るか、組合側とどうやたらうまく協議ができるのかということについては、291億円だから、その範囲内でいいのだというのではなく、価値を下げずにコストを下げていく工夫というのは、絶えずその工事をやっていく最中にできるはずですので、そこについてはコンサルにも頼めるでしょうから、そのノウハウを持ったコンサルをぜひ入れていただきたいということです。

これは要望にとどめます。

では、1問目を終わりにして、2問目に行きます。

アクセス道路工事の案分割合と印西市に帰属するまでの手順はどうなっているのでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問1、(2)についてお答えいたします。

アクセス道路の案分割合につきましては、印西地区環境整備事業組合市町分賦金の負担割合に基づき、整備費をごみ量割にて関係市町へ負担金を求めることとなります。

アクセス道路の印西市への帰属につきましては、時期や方法につきましては現在協議中でございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 平成28年度の見込みでは、道路部分で1.5億円から3.3億円の範囲で収まっていたのです。

ところが、アクセス道路の事業費が高額化してしまった。

その理由は何なのでしょう。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

アクセス道路の事業費が高額化した理由につきましては、平成28年4月に策定した施設整備基本計画策定時点での概算費用は、複数ルートを抽出した段階であり、地質調査を実施できず、軟弱地盤対策工事費が未算定であったこと、また諸経費を除く直接工事費による算出を行っていることが主な要因となっております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 軟弱地盤であるということは、当時の6通りだか7通りだか出されているルート案の中でも液状化対策という項目があります。

だから、概算は多分出たはずなのです、そこに距離まで示されていたから。

結局今回示された11億円なり19億円なりの費用というのは、この対策のための費用が多分ほとんどだろうと。

また、焼却炉の建設のほうの工事車両を通したいがために早く必要になるけれども、高いほうの工法で、地盤改良工法というのですか、19億円の高いほうを取らざるを得なくなってしまったという状況になっています。

軟弱地盤というのはもう分かっていたので、せめてそこについてもっと早く取りかかれていなかったのだからとか思ったりもするのですけれども、本来は土のうを積んで一、二年寝かせる工法が一番確実なわけですよ。

多分それはお分かりなのだろうと思うのですけれども、この工事金額の設定、これも組合のほうで行ったということですか。

市町に伝えたのはいつなのでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

アクセス道路のルート決定につきましては、組合議会でもご説明させていただきましたが、昨年度吉田区さんの了解をいただいたところで決定となりました。

その後軟弱地盤の地質調査の設計を行って、事業費が出たのが、今年の10月に上がってきたという形になっております。

その後、事業費につきましては市町のほうにご説明させていただいております。

以上です。

（何事か呼ぶ者あり）

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） すみません。

訂正させていただきます。

工事費が出たのは昨年10月でございます。

失礼いたしました。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） これについても市町と相談しながらという形ではどうもなさそう。

先ほどの焼却炉と同じような形だと思いますけれども、これについても道路費用というものが当初とは全然違う金額になっているので、そこもできるだけ速やかに状況は共有していくというスタンスを持っていただきたいと思います。

償還計画とかもありますよね。

平準化すればそんなに高額ではないかもしれませんが、市町の負担分が見える化してもらいたいと思います。

先ほど山崎庶務課長がおっしゃっていた全体的なシミュレーションの中にちゃんと入れ込んで、示せるようにしていただきたいと思っています。

この地盤改良工法というのが1回でうまくいくように、後でまた気づいたらなんてことにならないようにうまくいくことを願っています。

では、次の質問に行きます。

地域振興策の在り方、進め方について伺います。

周辺整備事業の進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問1、(3)の①についてお答えさせていただきます。

地域振興策につきましては、今年度用地取得を進めており、用地取得の事業費ベースでの進捗状況といたしましては、令和5年2月7日時点で38%の契約となっており、契約の内諾を得ている件数を含めると87%となっております。

今後といたしましても、今年度中の用地取得を目標に交渉を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 地域振興策の土地取得事業が今回繰越明許のほうで設定されています。だから、進めたいと思っても、そうもなかなかいかない状況もあるかと想像できます。

実際地権者数とか面積ベースの進捗はどのようになっているのでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

次期中間処理施設及び地域振興策の土地取得事業につきましては、本年度の用地取得を目指し、用地交渉を進めておりますが、用地の交渉過程において、相続登記が済んでいない土地や、代替地を希望される地権者等の契約手続に時間を要する可能性がございますことから、令和5年1月13日時点で未執行となっている予算について明許繰越費の上限金額の設定をさせていただいております。

令和5年2月7日時点での地権者数ベースでの進捗状況といたしましては、地域振興策の地権者数67名のうち、契約をいただいている地権者数といたしましては27名で40%、契約の内諾をいただいている21名を含めると合計48名で、71%の進捗率となっております。

次に、面積ベースでの進捗状況といたしましては、地域振興策の全体面積13万1,027平方メートルのうち、契約をいただいている用地面積としては4万9,038平方メートルで37%、契約の内諾をいただいている6万538平方メートルを含めると、合計10万9,576平方メートルで、83%の進捗率となっております。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） これについては分かりました。

次の上限予定額のうち既に支出した額と内訳というのは、先ほどの軍司議員の質問と重なりますので、飛ばさせていただきます。

次は、焼却施設との一体整備に無理はないでしょうかという質問です。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問1、(3)、③についてお答えいたします。

次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書では、吉田区と組合は次期中間処理施設整備事業及び地域振興策を円滑に進めることを目的に協定を締結しており、一体的に整備することがそれぞれの事業推進に必要と考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 状況が激変したということから、焼却施設と同時の開業に無理があるのではないかと懸念で質問をしています。

次年度にサウンディング調査などを行うわけで、そこから計画が具体的に変わっていくわけですよ。

そして、無理なく価値を上げる、コストダウンをする工夫をするという目的もあるだろうし、全て令和10年度にスタートという必要があるだろうかとちょっと疑問に思っています。

計画が立ったなら、優先順位を決めて進めてもいいのではないだろうかという思いもあります。

柏・白井、鎌ヶ谷環境衛生組合というところがあるのですが、これは平成11年に建て替えをしているのですが、経済状況とか社会情勢で周辺整備というのは一時ストップしました。

そして、再開しまして、計画も見直されて、社会情勢に合わせたものになって、現在まだ工事が進んでいるという状況にあります。

地元の方も十分に状況を見据えたいだろうと、このような激変している中では。

見据えたいだろうし、あと集客がままならないものを急いで造っても意味がないだろうと思いますので、その先送りをする。

これについては、何が何でも令和10年度に全部開業ということではなく、もう少し緩やかにするという見通しを視野に入れるということもありかと思うのですが、そこについてはどうでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） それでは、お答えさせていただきます。

今後、議員ご指摘のように、市場調査ですとか基本設計を行い、令和10年度の地域振興策の稼働を目指しているわけですが、その計画の段階で現状等を地元で説明しながら、情報共有を図りながら、スケジュールのほうは共有して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） そのことについては、よろしくをお願いします。

では、最後の（4）に行きます。

施設移設による人員管理計画について伺います。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） （1）についてお答えいたします。

当組合の定員管理計画につきましては、令和3年3月に策定しております。

計画期間は、令和3年度から令和7年度の5か年計画となっておりますことから、次期中間処理施設が操業を開始する予定の令和10年度までの計画になっていないところでございます。

このような中、施設の移転時には、次期施設の管理運営の簡素化による人員の削減や新たな地域振興策などの管理面で人員確保などが考えられ、これを考慮いたしますと、若干ではございますが、人員削減ができるものと考えております。

議員がご質問の施設移管による人員管理計画については、次の更新計画を令和7年度に策定する予定でございますので、その中でより詳細に考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） この質問の意図は、施設が移ってしまうことで組合の職員さんの数に影響はないのか、あるいはプロパーの職員さんが困るようなことにならないのかということについてちょっと懸念があったので、伺っています。

人員管理計画をつくるということでございますが、市町からも結構大勢こちらのほうに来ていると思いますけれども、令和10年度に稼働するに当たって、こちらの残務処理もありますでしょうし、人員というのは確保が必要だろうと思うので、そこについて、要はプロパーさんがどんどん減っていく中で補充するというのもなかなか難しいので、今回会計年度任用職員の条例も出ているわけですよ。

どのように対処されていくのでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） 職員についてありがたいご意見、ありがとうございます。

人員削減になった場合ですが、市町からの派遣人数を調整させていただくことになります。

派遣人数につきましては、昨年11月頃から各市町の人事担当者へ派遣人数の相談をさせていただいているところでございます。

これは、毎年こういう形で調整させていただいているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 以上で柴田議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は14時。

（午後 1時53分）

○議長（石井恵子議員） 再開いたします。

（午後 2時00分）

○議長（石井恵子議員） 次に、議席5番、古澤由紀子議員の発言を許します。

古澤議員。

○5番（古澤由紀子議員） 古澤由紀子です。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

令和5年度予算の審議の中に、印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業における建設費と運営維持管理費について、継続費と債務負担行為が上程されています。

ここでの表決は事業の方向性を決定づけるものであるため、次の点を確認したいと思います。

なお、私の前の4人の方々が大変詳しく質問していますので、重複する部分もあると思います。できるだけ重ならないようにいたします。

1、要求水準書は、事業者選定委員会において十分審議され、ここに至ったと考えるものですが、作成に至るまでの概要と、特に時間をかけた点について説明を求めたいと思います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問1、(1)についてお答えいたします。

要求水準書につきましては、組合案を事業者選定委員会に提示し、第2回委員会より、公平な競争を阻害されるおそれがあることとし、会議を非公開として審議をいただいているところでございます。

審議内容は、契約締結後に公開することとしておりますので、主な点についてご説明させていただきます。

要求水準書の審議の中で、施設整備基本計画による基本方針として示されている3つの柱の中で、吉田区及び周辺の自然環境と調和した施設整備を図る、地域住民の理解と協力を確保し、安全安心な恒久施設となり得る施設整備を図る、循環型社会形成を目指すことと併せ、ごみの持つエネルギーを最大限に活用した地域へのエネルギー供給、雇用創出を図る、地域の特性や資源を生かし、地域活性化に寄与するほか、大規模災害時には、避難、救護のための防災拠点の役割と、災害廃棄物を迅速に処理する復興拠点としての役割を果たす施設として整備を図る、効率かつ経済性を考慮した最新技術の導入を図り、施設整備から運営に至る全段階において、経済性に配慮した検討を行い、事業方式の選定を図るなどについて、様々な視点からご審議をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 古澤議員。

○5番（古澤由紀子議員） では、再質問いたします。

ただいまの答弁では、主として安全安心な施設整備、循環型社会形成、防災拠点、復興拠点を柱として審議が進められたということでした。

では、建設費や運営維持管理費については、どのような審議が行われたのか伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

事業者選定委員会におきましては、建設費や運営維持管理費の金額については審議事項となっております。

事業者選定委員会におきましては、入札参加事業者から提出される入札金額と事業提案の配点割合や、事業提案書に対する非価格要素審査の評価ポイントや配点などの審査の基準となる落札者決定基準の審議をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 古澤議員。

○5番（古澤由紀子議員） 建設費や運営維持管理費の金額は、事業者間で見積りを出し、環境省の手引に準じて、組合がコンサルと算出したということでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

見積りを基に様々な事例を考慮して、組合のほうで設定してございます。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 古澤議員。

○5番（古澤由紀子議員） それを審査会のほうに戻して、審査をするのではなくても、妥当かどうかという検討をするということはないのでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

事業者選定委員会におきましては、見積金額を基に、こういった考えで金額を設定することについて事例的にはどうでしょうかとか、知見をお持ちの方が委員さんにいらっしゃるので、そういったアドバイスはいただいております。

金額について、この金額とか、そういうことについてはいただいている状況です。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 古澤議員。

○5番（古澤由紀子議員） では、金額についてはあくまでも組合側がいろいろ参考にしながら決めるということですね。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 古澤議員。

○5番（古澤由紀子議員） では、再質問の2回目をします。

令和5年1月に組合議会から勉強会として説明を受けたところですが、答弁の中の経済性に配慮した検討はどのように行われたのか、よく理解できないまま終わりました。

ただいまの答弁で、事業者選定委員会の審議事項でないことは分かりましたが、であるとしても、また業者が出した数字と環境省の手引に従って組合が出した額であるとしても、11月に出され、1月に説明を受け、2月には議会に上程されるという余裕のない日程に疑問を感じました。

そのことは、私の前に質問された方たちも疑問を呈していたと思います。

最初は枠のみで継続費、債務負担行為の設定といったもので、年割額が出てきてみると、財政負担を負うべきそれぞれの構成市町との協議と了解がどのように行われたのかという点について説明を受けておきたいと思います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） それでは、お答えさせていただきます。

今までの答弁と重複するところがございますが、ご容赦いただければと思います。

まず、経済性に配慮した現状につきましてでございますが、施設整備基本計画と施設整備に関する基本方針の中で経済性と高度なシステムの両立を目指した施設整備を柱の一つとして掲げ、効率かつ経済性を有した最新技術の導入を図ることとして、事業者選定委員会でのご審議をいただいているところでございます。

この考え方につきましては、施設本体システムの一つ一つの設備の性能や経済性を見極めるのではなく、施設全体の設備や機能に関し、性能と経済性のバランスを考慮した設備や機能について事業者からの提案を求めるものとするところでございます。

したがって、関係市町との協議がそれぞれの段階で必要であったのではないかというプロセスにつきましては想定しておりませんでした。

なお、先ほどの柴田議員の一般質問でお答えしたとおりであります。見積設計図書の依頼により事業者から提出いただいた令和4年1月の見積価格や令和4年11月の再見積価格については、事業者選定委員会にて要求水準書の審議過程であったことから、見積額に影響する内容の変更も想定されたこと、また入札の公平性や透明性を確保する必要があったことなどから、継続費の設置金額及び債務負担行為の設定金額ではなく、見積金額の現状を管理者、副管理者や関係市町にお示しさせていただき、その後、事業者選定委員会において要求水準書の方向性が整ったことから、設計、建設に係る継続費及び運営、維持管理に係る債務負担行為額の設定に関し、管理者、副管理者への説明のほか、関係市町への説明を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 古澤議員。

○5番（古澤由紀子議員） 再質問の3回目です。

今回施設の建設費、運営維持管理費の総額が示されたわけですが、それに地域振興策の費用など、そのほか一切の整備に係る事業費の全体として最初にまず提示し、その財源内訳を示すのが本来の事業の進め方ではと考えますが、それができなかった理由を伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） それでは、お答えいたします。

先ほどお答えしたとおり、事業者選定委員会において要求水準書の方向性が整ったことから、設計、建設に係る継続費及び運営維持管理費に係る債務負担行為額の設定に関し、管理者、副管理者への説明のほか、関係市町への説明を行ったところでございます。

また、地域振興策につきましては、令和7年度に基本設計を実施する予定であり、施設の詳細などが決定していないことから、補助金、交付金、地方債などの財源を算出することが困難なところでございますが、執行に当たりましては、補助金、交付金、地方債等の発行に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 古澤議員。

○5番（古澤由紀子議員） 再質問の4回目です。

令和5年度の予算概要の中で、建設に係る継続費の5年間の年割額、運営維持管理費に係る20年の年度別支出予定額が示されました。構成市町は、財政力も異なり、財政推計においても、予算編成においても、ある年度の突出した歳出には苦慮します。

この年割額を平準化することを望む構成市町もあると思いますが、可能かどうか伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

年度割額につきましては、継続費を設定した設計、建設に係る経費につきましては、交付金や地方債の活用などによる財源確保に努め、契約金額に対する年度割額については、事業者からの提示があったときは、関係市町と調整の上、工期等に影響がない範囲で可能な限り事業者と調整を図り、併せて債務負担行為を設定した運営維持管理費につきましても、同様に年度割額の平準化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 古澤議員。

○5番（古澤由紀子議員） 平準化に努めてまいりたいという答弁をいただき、よかったですと思います。

それでは、第5回目の再質問をします。

本事業は、現在使用目的が令和9年度までの使用に堪えるという前提の下に事業の工程が組まれているものですが、工程では2月定例議会に続いて入札が予定されています。

施設の重要性を鑑みたととき、工程を遅滞させることは得策ではありませんが、まだ内容が決まっていない地域振興策を進めるにあたり、財政負担の均一化を図ったり、場合によっては工期の変更を図るなどして、構成市町との財政負担に関する協議に応じる構えが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

地域振興策につきましては、平成29年3月に吉田区と組合で、吉田区を建設予定地として決定することや、次期施設整備事業及び地域振興策を円滑に進めることを目的に、次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定を締結しております。

その後、平成30年3月に策定した地域振興策基本計画により、運営開始を令和10年度として、次期中間処理施設と同時供用開始を計画し、事業を進めているところでございます。

また、先ほどもご説明させていただいたとおり、地域振興策につきましては、令和7年度に基本設計を実施する予定であり、施設の詳細などが決定していないことから、補助金、交付金、地方債などの財源について算出することが困難なところでございますが、執行に当たっては、補助金、交付金、地方債等の財源確保に努め、財政負担の平準化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 古澤議員。

○5番（古澤由紀子議員） 各構成市町と組合が定期的に協議を行い、予算編成前に協議を行っていることは承知しております。

しかし、次期中間処理施設整備運営事業のように大きなプロジェクトの際は、前述とは異なり、より密接な協議が必要と考えます。

本事業の中で、地域振興策をこれから実施し、温泉プール、施設跡地、南山清掃工場跡地の処分の問題もあります。

前回の一般質問で、売却し、その売却益を歳出に充てるという方向性を確認したところでしたが、先ほどの松本議員の質問に対し、売却処分とし、その売却益は次期施設の財源に充てると明確な答弁があり、数歩前進した感がいたしました。

今回令和5年度予算に南山清掃工場跡地の環境調査業務費用等が計上されています。

このように、できるところからできるだけ早く対応をしてくださることを要望し、1問目の質問を終わります。

では、質問1の2に移りたいと思います。

本事業の利用目的の一つに、地球温暖化防止に努め、将来的なカーボンニュートラル、地球環境の保全を目指すとあります。

次期中間処理施設を新たに建設するに当たって、カーボンニュートラルの視点はどのように反映されているのか伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問1、(2)についてお答えいたします。

次期中間処理施設の整備基本計画の基本方針の中で、循環型社会形成を目指すことと併せ、ごみの持つエネルギーを最大限に活用した地域へのエネルギー供給、雇用創出を図ると示されておりますが、焼却処理により、施設から温室効果ガスが排出される場所ではございますが、また一方では、焼却処理に伴い、発生する排熱エネルギーを活用し、発電を行うほか、蒸気や温水として利用することが可能でございます。

施設におけるカーボンニュートラルの視点として、この排熱エネルギーを有効に活用することとしております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 古澤議員。

○5番（古澤由紀子議員） ただいまのご答弁を伺って、明確にどれほどの違いがあるというのはなかなか思い描くことができませんけれども、要求水準書に従って作られて、それが完成したということで、条件にかなっているものとみなしたいと思います。

次の質問に移ります。

新規施設も結局のところ焼却処理となっておりますが、他の処理方法は現時点ではなかったのかどうか、検討過程を伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

処理方法につきましては、平成27年度より管理者の附属機関として設置されました施設整備基本計画検討委員会におきまして処理方法の検討を行い、焼却処理による施設整備を図ることとして、当該機関からの答申に基づき、平成28年4月に施設整備基本計画を策定したところでございます。

施設整備基本計画により、焼却処理することとしてストーカ方式の焼却炉としたところでございますが、当組合は最終処分場を有している状況からも、焼却施設を整備する計画となったところでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 古澤議員。

○5番（古澤由紀子議員） 審議の中で焼却処理以外の方法というのは検討されたのでしょうか。

もう焼却処理一本だったのでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

繰り返しになってしまいますが、当時の検討委員会の中では焼却処理以外の検討はしていなかったというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 古澤議員。

○5番（古澤由紀子議員） 再質問です。

現施設で利用可能なエネルギーとの比較、それはされているのでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

現施設では、焼却処理時に発生する蒸気を排熱エネルギーとして活用しており、次期施設につきましても同様でございます。

現施設につきましては、蒸気の活用を主として、焼却時に発生した蒸気を温水センターや株式会社千葉ニュータウンセンターに供給するほか、現施設において発電を行い、発電した電力は現施設で使用しております。

次期施設につきましては、焼却時に発生した蒸気により発電を行うほか、蒸気及び温水での活用を想定しております。

発電した電力につきましては、次期施設及び地域振興施設で利用し、余剰電力につきましては売却すること、また蒸気及び温水を地域振興策施設（排熱利用事業者を含む）に供給する計画としております。

なお、発電電力、蒸気及び温水の計画量につきましては、一定の条件を付し、事業者からの提案を求めらるるものでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 古澤議員。

○5番（古澤由紀子議員） 再質問の3に移ります。

現時点での二酸化炭素排出量との比較はどうなっていますでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

現時点での二酸化炭素排出量との比較につきましては、焼却量や使用燃料の違いにより比較することは困難でございますが、次期中間処理施設におきましては、地球温暖化対策に関する提案を求めていることから、現時点以上に二酸化炭素排出量の抑制につながるものと考えております。

なお、次期中間処理施設では、発生する廃熱エネルギーを活用することで、施設を運営するための化石エネルギーをほぼ使用することがないほか、地域へのエネルギー供給を行うことがカーボンニュートラルの視点を取り入れたものと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 古澤議員。

○5番（古澤由紀子議員） 焼却量や使用燃料の違いなどにより比較することは困難ということでしたけれども、焼却量総量ではなく、単位当たりの二酸化炭素排出量というような視点はなかったのでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） それでは、お答えさせていただきます。

次期施設につきましては、提案の中でトータル的な二酸化炭素の排出量につきましてのご提案はいただくこととしております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 古澤議員。

○5番（古澤由紀子議員） では、（3）に移りたいと思います。

過去の検討の中で、施設の修繕等による延命策も選択肢の一つとして取り上げられたと思いますが、審査の経過の中でその判断が変わらなかった理由は何でしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問1、(3)についてお答えいたします。

次期中間処理施設計画につきましては、現施設の建て替え計画に関し、近隣住民等のご理解を得られなかったことなどの理由から、平成24年に前回計画が白紙となったことから、現施設で次期中間処理施設の稼働開始目標年次とする令和10年度、計画当時は平成40年度でしたが、それまで耐え得る基幹的設備改良工事を実施いたしました。

現施設では、基幹的設備改良工事を実施した後も毎年度定期的な点検や必要な補修修繕を実施しているところで、安全かつ適正な廃棄物処理を行っているところでございます。

しかしながら、現施設は施工から、1、2号炉は37年、3号炉は24年が経過し、千葉県でも老朽化した廃棄物処理施設で、令和9年度には42年と29年になり、焼却施設の一般的な使用年数と比較すると、かなり長期間使用する施設となります。

また、令和10年度以降も現施設で安定かつ適正に廃棄物処理を継続していく場合、現在同様、毎年度定期的な点検を実施してまいります。設備の老朽化に伴い、補修修繕に係る費用の増加が見込まれるほか、定期的な点検では発見できないような故障などが発生し、補修修繕などのため、一定期間、現施設の稼働を止めなければならないリスクも考えられます。

この場合、関係市町の住民の皆様への影響は多大なものになると考えております。

次期中間処理施設整備計画につきましては、現在地から移転する計画で理解が得られている計画であり、多額の整備費用を要する計画であるとともに、事業計画に基づき、長い期間を積み上げ、今日に至った整備プロジェクトと考えております。

次期施設の移転までの経緯や民意、建設物価の高騰が鎮静する見込みがあるのか、現在の施設がどのくらいもつのか、吉田区との整備協定中の稼働開始目標の記載があり、令和10年度の稼働開始を目標とする「組合はより早期の稼働開始に向け、最大限努力するものとされている」などを総合的に踏まえると、令和10年度中の稼働開始に向け、事業を進捗させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 古澤議員。

○5番（古澤由紀子議員） 再質問します。

改修で運営する場合の毎年の点検や必要な経費の試算は行ったのでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

仮に現施設の改修工事を行い、令和10年度以降も現施設で安定操業をしていくためには、延命期間を設定した上で再度プラントメーカーによる設備の診断調査を行い、優先順位を踏まえ、工事箇所を決定する計画を策定し、基幹的設備改良工事を行うこととなります。

前回は行った基幹的設備改良工事では、改修工事の優先順位の中で1号炉や粗大ごみ処理施設の改修工事は行っておりませんが、調査から工事完了まで4年間の期間と23億551万5,000円の費用を要し、延命化工事として実施しております。

延命化工事につきましては、一度交付金を充てて改良工事を行っていることから、交付金の対象にならない部分や、10年以上の稼働条件、建設設備を含め、設備、機械全体を更新するなどの大規模な工事が必要となってきます。

また、設備の老朽化、ごみの高カロリー化により焼却処理能力が低下するなどの影響は、設備の改修だけでは改善されませんので、ごみ処理施設の使用期間、安定操業、経済性、多額の費用負担など総合的に判断し、計画検討する必要があります。現在具体的な検討は行っていません。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 古澤議員。

○5番（古澤由紀子議員） では、(4)に移りたいと思います。

資料で出されておりますが、現在と新たな施設との運営管理費の比較を説明してください。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問 1、（4）についてお答えいたします。

債務負担行為の設定金額につきましては、継続費の設置と同様に、廃棄物処理施設建設工事では、一般公共工事のような標準歩掛かりを用いた積み上げ積算にはなじまないことから、事業者より見積りを徴取し、その平均金額を算定しております。

金額の検証につきましては、導入設備や運営ノウハウの違いにより、項目比較が困難であることから、現施設の直近4か年の運営維持管理費用と次期施設の運営維持管理費用の1年間平均の比較を行い、次期施設における運営維持管理費の低減が図られる結果となりました。

施設整備基本計画策定時に算出したVFMの9%や、今後公表を予定している特定事業の選定において算出したVFMの値を上回り、DBO方式による発注のメリットが十分期待できると考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 古澤議員。

○5番（古澤由紀子議員） 運営管理費が少し安くなるようですけれども、どこが、あるいは何の低減が図られるのか伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

運営維持管理費につきましては、DBO方式による発注により、長期的かつ総合的に品質、経済性の面で優れた運営維持管理が期待されております。

事業者の総合エンジニアリング力等の技術が設計段階から活用されるとともに、設計や工事施工上の瑕疵などについても責任を持った対応を求めることができます。

運営維持管理面からの運営維持管理会社が持つノウハウが設計段階から取り入れられるとともに、長期的な管理運営においても、効率のよい運営管理を計画的に行うことができることから、次期施設における運営管理費の低減が図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 古澤議員。

○5番（古澤由紀子議員） 最後に、要望したいと思います。

先ほども出てまいりましたが、各構成市町の財政負担の平準化、それは組合のほうから回答の中でおっしゃっていただきましたので、ぜひお願いしたいと思います。

もう一つは、これも先ほど申し上げましたけれども、財政負担その他もろもろの協議をする中で、各構成市町との平時とは違った形での協力的な協議というものを持っていただいて、できるだけ早く確実に次に進むことができるようにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 以上で古澤議員の一般質問を終わります。

◎議案第1号

○議長（石井恵子議員） これから日程第5に入ります。

議案第1号 印西地区環境整備事業組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第1号 印西地区環境整備事業組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の規定が令和5年4月1日から地方公共団体等に適用されることに伴い、施行条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石井恵子議員） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木秀昭君） 議案第1号 印西地区環境整備事業組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

議案第1号審議資料を御覧ください。

こちらは、条例の新規制定となります。

制定の要旨でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報保護に関する法律が令和3年5月19日に改正され、令和5年4月1日から地方公共団体等に適用されることに伴いまして、その施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

現在の地方公共団体における個人情報保護制度の運用につきましては、直接法律により規律されるものではなく、地方公共団体がそれぞれ制定する条例により規律されておりますが、この法改正により、個人情報保護に関する法律の対象が、これまで対象としておりました民間事業者のみならず、国の行政機関や独立行政法人、そして地方公共団体等にも及ぶこととなり、全国共通ルールの下で運用されることとなります。

そのため、地方公共団体が個人情報保護制度の運用について条例で定めることができる内容は法律から委任された事項や条例で規定することが許容される事項に限定されることとなります。

こうしたことから、本組合の個人情報保護制度の状況を踏まえつつ、改正法による制度の運用をしていくため、現行の印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例を廃止し、新たに施行条例を制定するものでございます。

条例の施行期日でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日と同日の令和5年4月1日から施行いたします。

また、附則第2条で印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例を廃止しております。

あわせて、附則第5条で温水センター設置管理条例第9条で引用している条例を一部改正してございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石井恵子議員） 議案第1号の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 第7条です。

行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料についてなのですが、都道府県や政令市については、この匿名加工情報の利用に係る手数料というのは決めなくてはいけないということになっているのですが、それ以外の市町については、特に決めないで、状況を鑑みながら、そこで制定してもいいということになっていて、そのようにして、制定していないところが多いと思いますけれども、この組合においては、もう最初からこういうふうに入っているというのは何か理由があるのでしょうか。

もう一つは、審査会への諮問のところですが。

これまでは、個人情報保護審査会というのがあって、開示請求があったかどうか分かりませんが、そこにおいて不服申立てとかも取り扱っていたと思います。

それを行政不服審査会のほうに移行するということになるようですけれども、この理由はどのようなことでしょうか。

以上2つ、お願いします。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） ご質問になりますが、7条関係につきましては、いわゆる手数料の関係で金額のほうが表示されているというようなご質問かと思えます。

こちらにつきましては、各市町での比較をされているかと思うのですが、我々のほうの印西市の条

例を参考に、それに合わせた形でこのような条例を含めてございます。

次の行政不服審査会についてですが、当方の個人情報の関係がございまして、こちらの条例がございまして、こちらに統一をさせていただいたということになります。

これも先ほど申したように印西市の条例を参考にさせていただいたということでご回答させていただきます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） では、2回目ちょっとお尋ねさせていただきます。

私が聞いた7条、匿名加工情報のところと審査会に引き続いてなのですけれども、どちらも印西市に倣ったということです。

ただ、準用に関する規定は、職員の服務に関するものは準用すると明記されているけれども、ほかのものについては特に印西市のものを準用するという規定はないわけで、組合独自の条例も考えられるわけです。

なので、全部倣ったというのではなく、独自の考えがあつてしかるべきだと思うのですけれども、今申し上げました第7条、匿名加工情報の利用、これは先ほど申し上げたとおり、都道府県と政令市はつくらなくてはいけないけれども、こういう小さい組織ではつくっていないところのほうが多いのに、あえて手数料も入れ込んで、ここに設けてあるということの理由を知りたいということです。

そして、個人情報審査会のほうは、一応枠として毎年予算は設けられていましたけれども、決算のときは流れているので、この二、三年は会議が開かれることはなかったのかなと思うのですけれども、それを行政不服のほうにシフトするという、この理由ですか、そこについての説明がちょっと欠けていたのかなと思いますので、お願いします。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） お答えさせていただきます。

こちらの個人情報保護に関する法律の施行条例につきましては、先ほど組合についてはこういうものを独自に制定していないのではないですかというようなご質問であろうかと思いますが、この近隣の組合さんにつきましては独自でこの条例を持っています。

印西市さんの条例に沿った形でこちらの条例のほうを整備させていただいた経緯があるのですが……。

○議長（石井恵子議員） ここで少し休憩します。再開は50分。

（午後 2時46分）

○議長（石井恵子議員） 再開します。

（午後 2時50分）

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） 先ほどの柴田議員からのご質問でございます。

当初こちらの個人情報保護の関係は、以前あったものを全部廃止いたしまして、印西市の条例を参考にさせていただいて、同じような形で今回条例のほうを上程させていただいているという状況でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 3回目の質問を行います。

個人情報保護条例を全部変えるに当たっても、個人情報保護審査会というのが一応形としてはここもあつたはずですがけれども、そういう審査会に一応諮って、了解を得て、そして復命としてこの条例改正ということになったのでしょうか。

審査会とか、そういうところのチェックは受けなかったということでしょうか。

そこだけ確認します。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） 規定がないので、そういう審査については受けておりません。

先ほど言った個人情報保護審査会と行政不服審査会の統合を図りまして、内容等は同じですので、統合を図ったという経緯がございます。

○議長（石井恵子議員） ほかに質疑はございますか。

増田議員。

○7番（増田葉子議員） それでは、1点だけ質問いたします。

第3条関係です。

登録簿についてなのですけれども、個人情報取り扱う事務というのがこの当組合においてどのような事務があるのだろうかということが1点です。

恐らくということで、温水センターに来られている、例えば教室に入っていらっしゃる方の個人情報とかあると思うのですけれども、そういった指定管理者の管理する個人情報についてはどのような扱いになるのかというのが2点目です。

以上、お願いいたします。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） こちらの登録簿ということでございますが、想定していますのは、温水センターの利用者の関係ですとか、あと斎場の利用者の関係の名簿等になります。

あと墓地の管理台帳ということになります。

温水センターの管理が指定管理者になっておりますので、同じような規定で行っていただくような形になります。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） そうすると、こちらの登録簿を作るのは指定管理者の業務というようなことになるのですね。

組合が登録簿を作って、そしてこのような1から4までのものを記載して、こういった個人情報がありますよということを登録書として置くわけですけれども、それは指定管理者が行うということなのですね。

その確認です。

そして、私は、先ほどの柴田議員のご質問にあったように、もし組合が独自で運用していくというような視点があれば、この登録簿をぜひ公開するような形にしていきたい。

こういう個人情報を持っていますよということを組合としてしっかりどこかに明示するというようなことをしていただきたいと思うのですけれども、その点について見解をいただきたいと思います。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） まず、1つ目のご質問です。

温水センターの指定管理者についてなのですが、そのものにつきましても管理をしていただくということになります。

指定管理者が名簿を作成することになります。

そういった形で管理をするということになれば、当然そのものは作成してまいります、この条例の施行が4月1日からになりますので、名簿のほうの作成は行います。

公開のほうはさせていただきます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） そうすると、登録簿を公開されるということで、温水センターのものも含めて、指定管理者が作成した名簿も含めて、組合のほうで、こういう登録簿があるよという公開をするということによろしいですね。

確認です。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（石井恵子議員） ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） では、質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 討論なしと認めます。
これより議案第1号について採決をいたします。

議案第1号 印西地区環境整備事業組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（石井恵子議員） 起立全員です。
よって、議案第1号は可決することに決定しました。

◎議案第2号

○議長（石井恵子議員） 日程第6、議案第2号 印西地区環境整備事業組合行政不服審査条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。
管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第2号 印西地区環境整備事業組合行政不服審査条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律が令和5年4月1日から地方公共団体等に適用されることに伴い、行政不服審査法の施行並びに印西地区環境整備事業組合行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石井恵子議員） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木秀昭君） 議案第2号 印西地区環境整備事業組合行政不服審査条例の制定についてご説明いたします。

議案第2号審議資料を御覧ください。

こちらは、条例の全部改正となります。

改正の理由でございますが、議案第1号と同様に、個人情報保護に関する法律が令和5年4月1日から地方公共団体等に適用されることに伴い、その施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

条例の内容につきましては、行政不服審査法の施行並びに印西地区環境整備事業組合行政不服審査会の組織及び運営に関し、同様の印西市条例を参考に調製してございます。

条例の施行期日でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日と同日の令和5年4月1日から施行いたします。

また、附則第2条で印西地区環境整備事業組合情報公開・個人情報保護審査会条例を廃止してございます。

あわせて、附則第4条で特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例、別表第1中、情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬を削除する一部改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石井恵子議員） 議案第2号の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井恵子議員) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井恵子議員) 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決をいたします。

議案第2号 印西地区環境整備事業組合行政不服審査条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長(石井恵子議員) 起立全員です。

よって、議案第2号は可決することに決定しました。

◎議案第3号

○議長(石井恵子議員) 日程第7、議案第3号 印西地区環境整備事業組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

管理者。

○管理者(板倉正直君) 議案第3号 印西地区環境整備利用組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律が令和5年1月1日から地方公共団体等に適用されることに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(石井恵子議員) 鈴木事務局長。

○事務局長(鈴木秀昭君) 議案第3号 印西地区環境整備事業組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案第3号審議資料を御覧ください。

こちらは、条例の一部改正となります。

改正の理由でございますが、議案第1号、第2号と同様に、個人情報の保護に関する法律が令和5年4月1日から地方公共団体等に適用されることに伴いまして、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の要旨でございますが、第7条第2号の2の規定につきましては、不開示情報として、個人情報の保護に関する法律の適用に伴い、実施することとなります、行政機関等匿名加工情報に関する情報を加えることとなります。

第16条第1項につきましては、印西地区環境整備事業組合情報公開・個人情報保護審査会を印西地区環境整備事業組合行政不服審査条例第9条第1項の規定により設置された印西地区環境整備事業組合行政不服審査会に改めるものとなります。

第20条第1項につきましては、議案第1号でご審議いただきました印西地区環境整備事業組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定についての中で、附則第2条により個人情報保護条例を廃止したことから、引用する条例を削除し、字句の整理を行うものでございます。

なお、施行期日でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日と同日の令和5年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(石井恵子議員) 議案第3号の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井恵子議員) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井恵子議員) 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決をいたします。

議案第3号 印西地区環境整備事業組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長(石井恵子議員) 起立全員です。

よって、議案第3号は可決することに決定いたしました。

◎議案第4号

○議長(石井恵子議員) 日程第8、議案第4号 印西地区環境整備事業組合職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

管理者。

○管理者(板倉正直君) 議案第4号 印西地区環境整備事業組合職員の服務に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年引上げ等に関する規定について所要の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(石井恵子議員) 鈴木事務局長。

○事務局長(鈴木秀昭君) 議案第4号 印西地区環境整備事業組合職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案第4号審議資料を御覧ください。

こちらは、条例の一部改正となります。

改正の理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制度が設けられることに伴いまして、関係する条例について所要の改正等を行うものでございます。

この職員の服務等に関する条例では、当組合職員の服務、勤務時間、その他の勤務条件及び給与等に関しましては、印西市の条例を準用することが定められておりまして、印西市条例で定年引上げ後の60歳を超える職員の給与月額7割措置について、職員の降給に関する条例第2条で降給として扱うことが新たに定められたことから、この条例を組合職員にも適用させるため、本組合職員の服務等に関する条例第2条9号の次に、表中アンダーラインで示しております10号、職員の降給に関する条例を加えるものでございます。この条例の施行期日につきましては、令和5年4月1日からの施行とするものでございます。

なお、網かけをしております5つの条例、2号、印西市職員の定年等に関する条例、3号、職員の懲戒の方法及び効果に関する条例、6号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、7号、職員の育児休業等に関する条例、8号、職員の給与に関する条例につきましては、昨年12月の印西市議会の中で印西市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の改正等がありましたことから、当組合が印西市の条例を準用していることから、自動的に改正が行われているところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(石井恵子議員) 議案第4号の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井恵子議員) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井恵子議員) 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決をいたします。

議案第4号 印西地区環境整備事業組合職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長(石井恵子議員) 起立全員です。

よって、議案第4号は可決することに決定しました。

◎議案第5号

○議長(石井恵子議員) 日程第9、議案第5号 印西地区環境整備事業組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

管理者。

○管理者(板倉正直君) 議案第5号 印西地区環境整備事業組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年引上げ等に関する規定について所要の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(石井恵子議員) 鈴木事務局長。

○事務局長(鈴木秀昭君) 議案第5号 印西地区環境整備事業組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案第5号審議資料を御覧ください。

こちらは、条例の一部改正となります。

この条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、組合職員の平均給与等の人事運営の状況を公表するための条例でございますが、地方公務員法が定年延長の関連で改正され、臨時的に任用された職員及び非常勤職員の引用する法律の条項の規定が法第28条の5第1項から法第22条の4第1項に改正されるため、所要の改正を行うものでございます。

この条例の施行期日につきましては、令和5年4月1日からの施行とするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(石井恵子議員) 議案第5号の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井恵子議員) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井恵子議員) 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決をいたします。

議案第5号 印西地区環境整備事業組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改

正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長(石井恵子議員) 起立全員です。

よって、議案第5号は可決することに決定しました。

◎議案第6号

○議長(石井恵子議員) 日程第10、議案第6号 印西地区環境整備事業組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

管理者。

○管理者(板倉正直君) 議案第6号 印西地区環境整備事業組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年引上げ等に関する規定について所要の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(石井恵子議員) 鈴木事務局長。

○事務局長(鈴木秀昭君) 議案第6号 印西地区環境整備事業組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

こちらは、条例の廃止となります。

先ほどご審議をいただきました議案第4号 印西地区環境整備事業組合職員の服務等に関する条例の第2条第2号で組合が準用する印西市の印西市職員の定年等に関する条例が改正され、この条例の中に再任用制度の規定が設けられたことから、印西地区環境整備事業組合職員の再任用に関する条例について廃止を行うものでございます。

この条例の施行期日につきましては、議案第4号、第5号と同様に令和5年4月1日からの施行とするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(石井恵子議員) 議案第6号の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井恵子議員) 質疑はなしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井恵子議員) 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決をいたします。

議案第6号 印西地区環境整備事業組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長(石井恵子議員) 起立全員です。

よって、議案第6号は可決することに決定しました。

◎議案第7号

○議長(石井恵子議員) 日程第11、議案第7号、印西地区環境整備事業組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第7号 印西地区環境整備事業組合再生年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、提案理由を求めます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法に規定する会計年度任用職員制度に関する規定につきまして所要の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石井恵子議員） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木秀昭君） 議案第7号 印西地区環境整備事業組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案第7号審議資料を御覧ください。

こちらは、条例の新規制定となります。

会計年度任用職員制度は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、令和2年度から導入されております。

この制度の趣旨を踏まえ、一般事務員、事務補助員について新たに任用できる制度をつくり、多様な業務に対応していくことを目的として例規を整備することといたしました。

基本的には、印西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を準用し、適用するものでございます。

なお、会計年度任用職員の任用及び勤務時間、その他勤務条件並びに給与等に関する例規につきましては、印西市の規則を準用する規則を制定し、対処することといたします。

準用する規則は3つでございまして、1つ目は印西市会計年度任用職員の任用に関する規則、2つ目は印西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則、3つ目は印西市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石井恵子議員） 議案第7号の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田議員。

○7番（増田葉子議員） 1点だけ質問いたします。

ご説明の中で、一般事務員、事務補助員とありましたけれども、これは違う職種を想定しているのでしょうか。

その辺をもう少しご説明いただきたいと思います。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） 一般事務員ということになりますが、想定ですけれども、フルタイムで働いていただけるような方、あと事務補助員ということですが、短期的な短い期間お願いするようなことを想定しております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 質疑はなしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決をいたします。

議案第7号 印西地区環境整備事業組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

- 議長（石井恵子議員） 起立全員です。
よって、議案第7号は可決することに決定しました。

◎議案第8号

- 議長（石井恵子議員） 日程第12、議案第8号 印西地区環境整備事業組合斎場設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。
管理者。

- 管理者（板倉正直君） 議案第8号 印西地区環境整備事業組合斎場設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、印西斎場の火葬及び式場の使用料について、関係市内の利用者の利便性及び適正な管理運営費確保の観点から、使用料を改定することに伴い、所要の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長（石井恵子議員） 鈴木事務局長。

- 事務局長（鈴木秀昭君） 議案第8号 印西地区環境整備事業組合斎場設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案第8号審議資料を御覧ください。

こちらは、条例の一部改正となります。

改正理由でございますが、印西市及び白井市が運営管理をしております印西市平岡地区の印西斎場における関係市内の利用者の利便性及び適正な管理運営費確保の観点から、火葬及び式場施設の使用料を改定するものでございます。

本件につきましては、周辺同様施設の使用料について調査研究をいたしますとともに、当斎場における火葬及び式場の1件当たりにかかりますコストについても試算を行いまして、改めて使用料を設定させていただくものでございます。

この改正の内容でございますが、字句の訂正、別表及び同備考1号の改正で、別表中、火葬区分のそれ以外の者の使用料について、大人10万円、子供5万円、死産児5万円、改葬遺骨5万円、四肢等を5万円の額に、また式場区分のそれ以外の者について、式場1を19万8,000円に、式場2及び式場3を14万3,000円に改定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長（石井恵子議員） 議案第8号の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

軍司議員。

- 3番（軍司俊紀議員） 今この条例についての経緯をおっしゃったのですけれども、ここまで来る間にかかなり時間もかかっていますので、もう少し丁寧な説明をしていただきたいと思います。

改めてこの条例によって使用料金が改定されることとなりますが、その経緯を含めてもう一度話をしてください。

- 議長（石井恵子議員） 浅倉平岡推進課長。

- 平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） それでは、軍司議員の質問にお答えいたします。

印西斎場につきましては、今から29年前の平成5年から約60億円をかけ整備を行いまして、平成19年6月に供用が開始され、令和5年で16年目を迎えております。

施設の整備及び管理については、当組合が行っておりますが、何もかもが初めてということで、近隣施設などの教えなども参考に何とかここまで進めてきたところでございます。

このような中、市民を含め、当議会においても、現在の利用状況などから、数年後の多死社会の到来などを踏まえた施設運営や使用料等についてのご意見をいただくようになり、初めて斎場等の運営及び使用料の見直し検討を行ったところでございます。

このような中で、組合の使用料につきましては、16年前は近隣の施設と同等の料金だったものの、現在では大きな料金差が生じていることが分かりました。

特に設置者である印西市、白井市民以外のいわゆる関係市内の者の料金には倍近くの開きがございました。

さらに、組合内部で当初の施設整備費を除く運営経費を計算したところ、やはり周辺の隣接施設と同程度の使用金額が算出されたものでございます。

こうした結果を踏まえまして、組合で内容を検討したところ、これまで安価であった他市の利用者の料金は間接的には印西市民及び白井市民が負担してきたものでございまして、印西市民及び白井市民のご負担を速やかに軽減するため、使用料の改定をお願いしていくことと判断したところでございます。

関係します栄町長様からもご意見をいただきましたが、こうしたことによる苦渋の判断となっております。

成田市、また佐倉市などの隣接斎場と同様に、引き続きご活用くださいますようお願いいたします。

最後に、このたびの反省といたしまして、組合としましては、16年間にわたり料金等の改定を一度も行わなかったことを反省しつつ、今後は少なくとも3年に1度は使用料及び運用方法の検討を行いまして、お知らせいたしますとともに、これらを踏まえ、本施設がより利用しやすい施設となるよう努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 今までの経緯を知って、今までこの条例が出るまで経緯があったものから、経緯を踏まえて、議事録に残すという意味で回答していただいたわけなのですが、最後に少なくとも3年に1度は使用料金及び運用方法の検討を行うということですが、このことについてはきちんと明文化しながらやっていっていただきたいと思いますが、それは可能でしょうか。

そのことだけ確認して終わります。

○議長（石井恵子議員） 浅倉平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） ただいまの軍司議員のご質問でございますが、私どももこれまで一度も検討してこなかったというのは本当に反省するべき点だと考えております。

今後はきちんと3年に1度見直しの検討を進めるように考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 質疑はないものと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 討論はないものと認めます。

これより議案第8号について採決をいたします。

議案第8号 印西地区環境整備事業組合斎場設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（石井恵子議員） 起立多数です。

よって、議案第8号は可決することに決定しました。

◎議案第9号

○議長（石井恵子議員） 日程第13、議案第9号 印西地区環境整備事業組合霊園の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第9号 印西地区環境整備事業組合霊園の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、印西霊園に新たに合葬式墓地を整備するため、当該条例の全部を改正するものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石井恵子議員） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木秀昭君） 議案第9号 印西地区環境整備事業組合霊園の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案第9号審議資料を御覧ください。

こちらは、条例の全部を改正するものでございます。

改正理由でございますが、印西霊園内に新たに納骨堂及び合祀墓を合葬式墓地として整備することに伴いまして、当該施設の設置及び利用条件等の規定を新規に盛り込み、併せて現行条例の字句等の整理を行うため、印西地区環境整備事業組合霊園の設置及び管理に関する条例の全部を改正するものでございます。

現行条例に新たに目次を設け、第1章から第4章及び附則までの章名を付して章分けをいたしました。

主な内容でございますが、合葬式墓地に係る規定について、第3章の第21条から第37条を新たに追加しております。

焼骨の埋蔵方法等について、納骨堂へ一定期間の10年間収蔵した後に合祀墓に埋蔵する方法を通常合葬と設定し、また納骨堂を経由せずに合祀墓へ直接埋蔵する方法を直接合葬と設定いたしまして、それぞれの使用申請、資格、条件及び制限について、さらに使用料につきましても規定をしております。

使用料につきましては、第35条、別表第2として規定をしております。通常合葬使用料は納骨堂使用料7万400円と合祀墓使用料3万3,000円の計10万3,400円と設定させていただきました。

また、納骨堂の延長使用料を7万400円としております。

これは、通常合葬において、納骨堂に10年間収蔵した後に使用者からの延長希望があった場合は、10年間を単位として2回までの延長が可能となり、最長で30年間延長できるものと規定しておりますことから、その際には延長の都度7万400円の納骨堂延長使用料をお支払いいただくものでございます。

なお、本条例の施行期日は令和5年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石井恵子議員） 議案第9号の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） お聞きしたいのは、この条例が可決された後の広報の在り方についてちょっと確認をしたいと思っております。

つまり具体的にいつから供用開始がされて、募集はどうなっていくのかという広報はどのような形でいつ行われるのか、それからそもそもこの合葬墓についてきちんと説明はされるのかどうか、そのことについて2点お聞きします。

○議長（石井恵子議員） 浅倉平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） それでは、軍司議員のご質問2点についてお答えいたします。

まず、1点目の広報の時期でございますが、組合の広報紙が11月と3月末に年間2回出ますが、その際に募集の時期についてこの3月に掲載をさせていただき予定でございます。

募集の時期でございますが、現時点で考えておりますのは、夏頃の受付開始を予定させていただきものでございます。

もう一点、2点目のご質問でございますが、合葬式墓地の詳細な説明についてということでございますが、現時点では詳細な説明については考えていないところでございまして、当然市民の方々にお知らせすべき部分でございますので、詳細については今後詰めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 1点目の供用時期については、広報をきちんとやっていただければいいので、分かりましたが、問題はやはりその合葬式墓地というものの内容なのです。

ここの議場にいらっしゃる方は多分ほとんどの方が全部分かっていると思いますけれども、一般の市民の方と話をしている、どうも話が合わないのです。

なぜかという、結局はこの合葬墓というものについて、納骨堂と、それから合祀墓の区別がまずつかない。

だから、その辺をきちんと説明しないとわからないのではないかなと思うのですが、その辺の広報の在り方、それはきちんと考えていただきたいと思います。

特にこの納骨堂なのですけれども、多くの市民の方がイメージするのは、よくテレビのコマーシャルなんかであるではないですか。

都心のほうのマンションみたいな感じの、何かボタンを押すとエレベーターがウーンと来て、目の前にお骨が出てくるという、あれをイメージされている方が結構いらっしゃるのではないかなと思うのです。

そういうものではないよと。

ただロッカーに骨あるだけだよと。

言葉悪いですけれども、それをきちんと言わないと、後でトラブルになることもありますので、その辺の説明をきちんと広報をやっていただきたいということだけをお伝えして、できますか、やってほしいのだけれどもということで、回答を求めます。

○議長（石井恵子議員） 浅倉平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） 軍司議員からご指摘をいただきまして、ありがとうございます。

まず、広報につきましては、議員おっしゃるとおり、分かりやすくきちんとした広報が必要であると考えますので、今後その辺を踏まえて進めてまいりたいと考えております。

また、竣工式と違って、内覧会というものを考えておりまして、例えば午前中に関係者に見ていただいた後に、午後は一般の方に、マンションの内覧会をご想像していただくと分かるかと思うのですけれども、実際に見ていただいて、ご説明してご案内するような形も考えております。

また、ホームページのほうにもきちんとした形で掲載していくように考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決いたします。

議案第9号 印西地区環境整備事業組合霊園設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

- 議長（石井恵子議員） 起立多数です。
よって、議案第9号は可決することに決定しました。

◎議案第10号

- 議長（石井恵子議員） 日程第14、議案第10号 印西地区環境整備事業組合関係市町分賦金の負担割合の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。
管理者。

- 管理者（板倉正直君） 議案第10号 印西地区環境整備事業組合関係市町分賦金の負担割合の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、印西地区環境整備事業組合霊園の設置及び管理に関する条例の制定に伴う字句の整理と印西斎場及び平岡自然の家の整備に要する経費の削除について、組合規約第15条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明をいたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長（石井恵子議員） 鈴木事務局長。

- 事務局長（鈴木秀昭君） 議案第10号 印西地区環境整備事業組合関係市町分賦金の負担割合の一部改正につきまして、議案内容をご説明いたします。

議案第10号関係資料を御覧ください。

本案は、印西地区環境整備事業組合霊園の設置及び管理に関する条例の制定に伴う字句の整理と印西斎場及び平岡自然の家の整備に要する経費の削除について定めるものでございます。

1、改正理由でございます。①から④は、印西地区環境整備事業組合霊園の設置及び管理に関する条例の制定に伴う字句の整理をするものでございます。

⑤につきましては、印西斎場及び平岡自然の家の整備に要する経費について、計画目標年度の人口の数値の確定を受け、関係市との精算についての協議が調いましたことから、当該経費を削除するものでございます。

次に、2、改正要旨でございます。①から④は、表中の合葬墓を合葬式墓地に改め、墓地を墓所に改めるものでございます。

⑤、印西斎場及び平岡自然の家の整備に要する経費は、平成32年度末の推計人口による割合を用いておりましたが、関係市との協議が調い、令和2年度末の住民基本台帳人口の数値を用いた割合による精算となったことにより、当該負担割合を削除するものでございます。

⑥は、表の一部改正に伴い、備考中の番号及び字句を整理するものでございます。施行期日、適用につきましては、⑦、令和5年度関係市町分賦金予算から適用するものでございます。

次のページをお開きください。改正告示の表及び備考の新旧対照表でございます。左側に改正案、右側に現行規定、改正部分には下線を引いてございますので、ご確認をお願いいたします。

以上で議案第10号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長（石井恵子議員） 議案第10号の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（石井恵子議員） 質疑はなしと認めます。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（石井恵子議員） 討論はなしと認めます。
これより議案第10号について採決をいたします。

議案第10号 印西地区環境整備事業組合関係市町分賦金の負担割合の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

- 議長(石井恵子議員) 起立全員でございます。
よって、議案第10号は可決することに決定しました。
ここで休憩をいたします。再開は15時55分。

(午後 3時43分)

-
- 議長(石井恵子議員) 再開します。

(午後 3時55分)

◎議案第11号及び議案第12号

- 議長(石井恵子議員) 日程第15、議案第11号 令和4年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算(第2号)について及び日程第16、議案第12号 令和4年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

両案は、相互に関連する補正予算でありますので、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(石井恵子議員) 異議なしと認めます。
本件について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。
板倉管理者。

- 管理者(板倉正直君) 議案第11号、令和4年度一般会計補正予算(第2号)及び議案第12号、令和4年度墓地事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第11号、一般会計補正予算(第2号)、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,297万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億6,881万8,000円とするものでございます。

主な補正内容でございますが、衛生費において、次期中間処理施設整備事業の地域振興費で地域振興開発エリアの拡張による用地取得費の増額や、環境衛生費の印西斎場管理費でコロナ対応の火葬業務が増えたことによる臨時火葬枠火葬業務委託料及び消毒清掃業務委託料を増額する一方で、職員人件費や次期中間処理施設整備事業のアクセス道路の延伸部道路設計及び軟弱地盤解析業務委託料や地域振興開発エリア用地物件補償費、さらに関係する機能の契約差金等により減額をお願いするものでございます。

また、契約実績による歳出予算の補正に伴い、次期中間処理施設のアクセス道路の延伸部道路設計及び軟弱地盤解析事業における継続費の変更を、さらに当初予算に計上いたしましたアクセス道路用地取得と今回増額をお願いしております地域振興開発エリアの用地取得の一部事業につきましても繰越明許費の設定を併せてお願いするものでございます。

続きまして、議案第12号、墓地事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ471万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,158万7,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、現員現給算定による職員人件費の減額でございます。

以上が議案第11号、令和4年度一般会計補正予算(第2号)及び議案第12号、令和4年度墓地事業特別会計補正予算(第2号)の提案理由でございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長(石井恵子議員) 鈴木事務局長。

- 事務局長(鈴木秀昭君) 議案第11号及び議案第12号につきましてご説明させていただきます。

初めに、議案第11号、令和4年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算(第2号)につきま

してご説明させていただきます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,297万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億6,881万8,000円とするものでございます。

第2条、継続費の補正でございます。

3ページの第2表、継続費補正によるものでございます。

第3条は、繰越明許費でございます。

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、4ページの第3表、繰越明許費によるものでございます。

第4条、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、5ページの第4表、地方債補正によるものでございます。

3ページを御覧ください。

第2表、継続費補正は、予算科目3款衛生費、1項清掃費で、次期施設建設に係るアクセス道路延伸部道路設計及び軟弱地盤解析事業につきまして、契約実績に基づき、継続費の総額及び年割額を表記載のとおり変更するものでございます。

4ページを御覧ください。第3表、繰越明許費についてご説明いたします。

このたび繰越明許をお願いいたしますのは、予算科目3款衛生費、1項清掃費、事業名、次期中間処理施設アクセス道路土地取得事業及び地域振興施設土地取得事業でございまして、令和5年度に支払いを予定しております土地等の取得費用分として8,582万4,000円と6億3,135万9,000円を繰越しの上限額として設定させていただくものでございます。

内容といたしましては、令和5年度に支払いを予定しております次期施設建設に係るアクセス道路用地と地域振興開発エリア用地の土地取得費及び物件補償費の上限額の設定でございます。

5ページを御覧ください。

第4表、地方債補正でございます。

地域振興開発エリア用地取得費の増に伴う起債額の増により、限度額を6億9,970万円から7億980万円に増額変更するものでございます。

7ページをお願いいたします。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

1款分担金、負担金、1項負担金につきましては、この後ご説明いたします同ページの3款1項国庫補助金の廃棄物処理施設モニタリング事業費国庫補助金の減の一方で、4款1項繰越金の前年度繰越金の繰入れと5款1項雑入の放射性物質対策に係る損害賠償金及び6款1項組合債で、地域振興開発エリア用地取得事業における公共用地先行取得等事業債の増によりまして、補正前の額から1億4,303万5,000円を減額し、補正後の予算額を22億6,190万1,000円とするものでございます。

なお、各市町負担金の補正額につきましては、右の説明欄に記載のとおりとなっております。

また、補正後の負担金内訳につきましては、20ページの市町負担金に関する調書に記載のとおりでございます。

7ページに戻ります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金につきましては、補正前の額から27万2,000円を減額し、補正後の予算額を5,049万円とするものでございます。

これは、印西クリーンセンターの放射性物質測定委託の契約実績により、廃棄物処理施設モニタリング事業費国庫補助金が減となったことによるものでございます。

次に、4款繰越金、1項繰越金につきましては、補正前の額に1億2万5,000円を増額し、補正後の予算額を1億302万5,000円とするものでございます。

これは、令和3年度決算による前年度からの繰越金によるものでございます。

次に、5款諸収入、1項雑入につきましては、補正前の額に20万5,000円を増額し、補正後の予算額を8,314万円とするものでございます。

これは、2目弁償費で東京電力ホールディングスホールディングス株式会社から令和3年度分の放射性物質対策に要した費用の損害賠償金の支払いを受けたことに伴う20万5,000円の増額によるものでございます。

なお、この東京電力からの賠償金につきましては、組合の請求額から最終処分場で実施した放流水の放射能測定費用を除いた金額が支払われたものでございます。

以上が歳入の補正でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

初めに、上段の2款総務費、1項総務管理費につきましては、補正前の額から24万3,000円を減額し、補正後の予算額を1億1,154万1,000円とするものでございます。

これは、1目一般管理費で職員人件費が給与改定等によりまして46万8,000円増額となったものの、2目財産管理費の庁舎管理費で庁舎清掃業務委託料や庁用器具のパソコン購入の契約差金などにより71万1,000円が減額されたことによるものでございます。

次に、8ページ中段から10ページ中段の3款衛生費、1項清掃費についてお願いいたします。

3款衛生費、1項清掃費につきましては、補正前の額から2,786万2,000円を減額し、補正後の予算額を30億1,425万2,000円とするものでございます。

内容といたしましては、1目清掃総務費で職員1名の減などによる職員人件費249万8,000円の減額、次に2目塵芥処理費では211万1,000円の減額でございます。

これは、印西クリーンセンター施設維持費で空調設備保守点検業務委託料などの契約差金による107万7,000円の減額、印西クリーンセンター環境測定費では、環境等測定業務委託料の契約差金による87万1,000円の減額、放射能対策費では、放射性物質等検査業務委託料の契約差金による16万3,000円の減額によるものでございます。

次に、3目最終処分場費では1,201万5,000円の減額でございます。

これは、最終処分場埋立管理費で埋立基本計画第2期分の策定業務委託料などの契約先による488万1,000円の減額、最終処分場施設維持費で電気設備の修繕を令和5年度へ見送ったことによる修繕料の皆減や敷地内樹木等管理委託料の契約差金による608万6,000円の減額、最終処分場環境測定費で分析業務委託料の契約差金による93万5,000円の減額、放射能対策費で最終処分場の放射性物質等検査業務委託料の契約差金による11万3,000円の減額によるものでございます。

次に、4目次期施設建設費は1,123万8,000円の減額でございます。

これは、10ページ中段の2、地域振興費で地域振興開発エリア用地管理業務委託料や地域振興開発エリア用地物件補償費の減額一方で、地域振興開発エリアの拡張による用地取得費の増により545万6,000円が増額となったものの、9ページの施設整備費の設計変更によるアクセス道路延伸部道路設計及び軟弱地盤解析業務委託料の減や下水道整備事業の工程見直しによる工事請負費の皆減などから、1,669万4,000円が減額となることによるものでございます。

次に、10ページ下段から11ページ上段の3款衛生費、2項保健衛生費でございますが、補正前の額から53万円を増額し、補正後の予算額を4億4,282万6,000円とするものでございます。

内容といたしましては、2目環境衛生費で53万円を増額でございます。

これは、職員人件費で給与改定等による24万1,000円の増額、印西斎場管理費では火葬炉設備保守点検業務委託の契約差金などの減があるものの、コロナ対応の臨時火葬枠火葬業務委託料及び臨時火葬枠消毒清掃業務委託料の増により28万9,000円を増額することによるものでございます。

次に、11ページ中段の4款公債費では、補正前の額から540万2,000円を減額し、補正後の予算額を1億8,906万7,000円とするものでございます。

内容といたしましては、2目利子の公債費利子で次期施設の整備に係るアクセス道路用地取得事業及び地域振興開発整備エリア用地取得事業において用地買収の状況から起債の借入れ日を変更したことにより、償還金利子分540万2,000円を減額するものでございます。

以上が歳出の補正でございます。

次に、一般職の給与費明細書につきましては12ページから17ページに記載のとおりでございます。

なお、同12ページの職員数につきましては1名の減でございます。

再任用短時間勤務の職員数に増減はございません。

最後に、18ページには継続費に関する調書、19ページには地方債に関する調査、20ページから21ページには市町負担金に関する調書、22ページには最終処分場整備事業における市町分賦金精算に関する調書を添付してございます。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第12号、令和4年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明させていただきます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ471万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,158万7,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

初めに、上段の歳入についてご説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、この後3款1項繰越金でご説明いたします前年度繰越金の繰入れによる歳入予算の増、また歳出予算の補正減によりまして、補正前の額から609万8,000円を減額し、補正後の予算額を2,821万9,000円とするものでございます。

また、各市負担金の補正額につきましては、右の説明欄に記載のとおりでございます。

なお、補正後の負担金内訳につきましては、11ページの市負担金に関する調書に記載のとおりでございます。

4ページに戻ります。3款繰越金、1項繰越金につきましては、補正前の額に138万円を増額し、補正後の予算額を201万3,000円とするものでございます。

内容といたしましては、1目繰越金で令和3年度決算に伴う前年度からの繰越金によるものでございます。

以上が歳入の補正でございます。

次に、中段の歳出につきましてご説明いたします。

1款墓地事業費、1項墓地事業費につきましては、補正前の額から471万8,000円を減額し、補正後の予算額を7,888万6,000円とするものでございます。

内容といたしましては、1目墓地事業費の職員人件費で現員現給算定による471万8,000円の減額でございます。

以上が歳出の補正でございます。

次に、一般職の給与費明細書につきましては、5ページから10ページに記載のとおりでございます。なお、職員数の増減はございません。

最後に、11ページには市負担金に関する調書を添付してございます。

以上で議案第11号及び議案第12号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石井恵子議員） 提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑に当たりましては、一般会計と特別会計がありますので、会計名とページを述べてからお願いいたします。

質疑はありませんか。質疑はよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 質疑はないものと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第11号及び議案第12号について採決をいたします。

採決は議案ごとに行います。

初めに、議案第11号 令和4年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第2号）についてを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（石井恵子議員） 起立全員です。

よって、議案第11号は可決することに決定しました。

次に、議案第12号 令和4年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算（第2号）についてですが、採決に当たっては、組合同約第9条の議決方法の特例が適用されます。

議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（石井恵子議員） 起立全員です。

よって、議案第12号は可決することに決定いたしました。

◎議案第13号及び議案第14号

○議長（石井恵子議員） 日程第17、議案第13号 令和5年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算について及び日程第18、議案第14号 令和5年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算についてを議題といたします。

両案は、相互に関連する当初予算でありますので、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 異議なしと認めます。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第13号、令和5年度一般会計予算及び議案第14号、令和5年度墓地事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第13号、一般会計でございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5,676万3,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、印西クリーンセンター最終処分場につきましては、安全、安定操業を維持するための点検整備費や運転管理費、家庭ごみの収集運搬業務に係る経費など、所要の予算を計上いたしました。

次に、次期中間処理施設の整備につきましては、アクセス道路用地の地盤改良工事及び地区外排水路工事などに係る費用について組合債を財源として新たに計上し、継続費及び債務負担行為につきましても併せて計上しております。

さらに、印西温水センター、印西斎場及び平岡自然の家においても、引き続き安全で円滑な運営を行うため、点検整備費や運転管理に係る経費など、所要の予算を計上しています。

続きまして、議案第14号、墓地事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億632万6,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、印西霊園における芝墓所及び来年度に供用開始を予定している合葬式墓地の管理運営に係る経費など、所要の予算を計上しています。

以上が議案第13号、令和5年度一般会計予算及び議案第14号、令和5年度墓地事業特別会計予算の提案理由でございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石井恵子議員） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木秀昭君） 議案第13号及び議案第14号につきましてご説明させていただきます。

初めに、議案第13号、令和5年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算についてご説明いたします。

予算書の1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ45億5,676万3,000円と定めるものでございます。

第2条、継続費でございます。

継続費の総額及び年割額を4ページの第2表、継続費のとおり定めるものでございます。

第3条、債務負担行為でございます。

債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を4ページの第3表、債務負担行為のとおり定めるものでございます。

第4条は、地方債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、5ページの第4表、地方債のとおり定めるものでございます。

第5条、一時借入金でございます。

一時借入金の借入れの最高額を2億円と定めるものでございます。

第6条は、歳出予算の流用でございます。

各項に計上いたしました経費の流用について定めるものでございます。

4ページを御覧ください。

第2表、継続費は、次期中間処理施設整備に係る継続事業として、印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業、総額291億5,440万円でございます。

継続年度は、令和5年度から令和9年度の5か年で、各年度の年割額は表記載のとおりでございます。

事業内容は、令和10年度中の操業開始を前提といたしまして、令和5年度に契約締結、令和6年度から実施設計、附帯工事、本工事の予定となっております。

次に、第3表、債務負担行為でございます。

印西クリーンセンター次期中間処理施設運営維持管理事業でございまして、事業期間は令和10年度から令和29年度までの20年間、限度額を153億7,910万円以内とするものでございます。

5ページを御覧ください。

第4表、地方債でございます。

次期中間処理施設アクセス道路整備事業につきましては、限度額8億9,920万円、次に次期中間処理施設地区外排水路整備事業につきましては、限度額3,840万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法について、表記載のとおり定めるものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

7ページから8ページを御覧ください。

初めに、1款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、対前年度比1億4,320万6,000円増額の25億6,973万4,000円を計上しております。

なお、各市町の負担金につきましては、右の説明欄に記載のとおりでございます。

また、負担金の内訳につきましては、35ページから36ページの市町負担金に関する調書のとおりでございます。

7ページに戻らせていただきます。

2款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、印西斎場の施設使用件数の増を見込みまして、対前年度比2,051万円増額の8,876万6,000円を計上しております。

次に、2項手数料につきましては、印西クリーンセンターへ搬入される事業系ごみの量の増を見込みまして、対前年度比837万円増額の3億6,957万6,000円を計上しております。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金につきましては、対前年度比4億5,449万5,000円増額の5億525万7,000円を計上しております。

この内訳といたしましては、放射性物質等の検査に係る廃棄物処理施設モニタリング事業費国庫補助金が165万6,000円、次期中間処理施設整備事業に係る廃棄物処理施設整備交付金が5億360万1,000円でございます。

次に、4款繰越金、1項繰越金につきましては、前年度と同額の300万円を計上しております。

次に、5款諸収入、1項雑入につきましては、1目雑入で対前年度比10万5,000円減額の8,282万9,000円を計上しております。

これは、資源物売払収入において買取り価格の値下がりを見込んだことによるものでございます。

さらに、8ページの2目弁償金につきましては、放射性物質対策損害賠償金の受入れ枠といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上させていただいております。

次の6款組合債、1項組合債につきましては、1目衛生債で次期中間処理施設整備事業のアクセス道路整備事業及び地区外排水路整備事業を新たに計上させていただいたものでございまして、アクセス道路整備事業につきましては、アクセス道路用地の地盤改良工事及び工事施工監理業務、埋蔵文化財調査で8億9,920万円、地区外排水路整備事業では工場予定地からの雨水排水路工事で3,840万円、合計で9億3,760万円を予算計上させていただいております。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。

9ページを御覧ください。

1款議会費、1項議会費につきましては、対前年度比3万6,000円増額の109万7,000円を計上しております。

これは、議会会議録調製業務委託料などの増によるものでございます。

次に、9ページの下段から12ページ上段の2款総務費、1項総務管理費でございしますが、1目一般管理費では、特別職人件費、総務部門の一般職8名、再任用短時間勤務職員1名分の職員人件費、総務事務費など、また2目財産管理費では、庁舎管理費及び財産管理費に係る経費を計上しております。対前年度比704万2,000円増額の1億2,337万4,000円となっております。

この増額の主な要因ですが、職員人件費の増や印西クリーンセンター管理棟3階トイレの一部洋式化のためのトイレ改修工事の皆増などによるものでございます。

12ページの中段をお願いいたします。

2款総務費、2項監査委員費につきましては、監査委員人件費、監査事務に要する経費として、前年度と同額の7万1,000円を計上しております。

続きまして、12ページ下段から19ページ上段の3款衛生費、1項清掃費でございしますが、1目清掃総務費では、ごみ処理部門のフルタイム再任用職員2名を含む13名分の職員人件費など、2目塵芥処理費では、印西クリーンセンターの運転管理費など、3目最終処分場費では、最終処分場埋立管理費など、4目次期施設建設費では、次期中間処理施設の整備に係る次期施設整備費などについて計上しております。対前年度比7億616万5,000円増額の37億7,180万9,000円となっております。

この増額の主な要因でございしますが、13ページの上段からの2目塵芥処理費の印西クリーンセンター運転管理費で運転管理業務委託料の増や電気料金の上昇による光熱水費の増、14ページの印西クリーンセンター施設維持費で工場内設備の補修箇所などの増による修繕料など需要費の増、15ページ上段の収集運搬費で収集単価の上昇により家庭ごみの収集運搬業務委託料及び資源物中間処理業務委託料の増、15ページ下段の処理困難物ストックヤード事業費で処理困難物運搬処分委託料及び白井清掃センター跡地環境調査業務委託料の皆増、16ページ上段からの3目最終処分場費では、最終処分場埋立管理費で浸出水処理施設改修計画策定業務委託料の皆増と電気料金の上昇による光熱費の増、17ページ下段から19ページ上段の4目次期施設建設費でアクセス道路における地盤改良工事費及び工事施工監理業務委託料、埋蔵文化財調査、地区外排水路工事の皆増による施設整備費の増、地域振興費でサウンディング型市場調査及び地域振興事業経営診断業務委託料の皆増によるものでございます。

続きまして、19ページ中段から23ページ上段の3款衛生費、2項保健衛生費でございしますが、1目余熱利用施設費では温水センター管理費を、2目環境衛生費では平岡自然公園部門のフルタイム再任用職員1名と再任用短時間勤務職員1名を含む7名分の職員人件費及び印西斎場管理費などを計上しております。対前年度比3,697万2,000円増額の4億4,978万2,000円となっております。

増額の主な要因でございしますが、19ページ下段から23ページ上段の2目環境衛生費で職員人件費の増、印西斎場管理費、平岡自然の家管理費、平岡自然公園管理費でそれぞれの施設ごとの光熱水費、

管理運営及び清掃業務、敷地内樹木等管理委託料等の増、印西斎場の高圧気中負荷開閉器交換工事と平岡自然の家の分電盤漏電遮断器更新工事の皆増によるものでございます。

続きまして、23ページ中段を御覧ください。

4款公債費、1項公債費につきましては、対前年度比616万1,000円増額の2億63万円を計上しております。

増額の主な要因といたしましては、火葬炉増設事業の元金償還開始による増や次期施設におけるアクセス道路用地並びに地域振興開発エリア用地取得事業の起債に伴う償還利子の支払い開始による増でございます。

5款予備費、1項予備費につきましては、前年度と同額の1,000万円を計上しております。

次に、24ページから30ページにつきましては、特別職及び一般職に係る給与費明細書でございます。

なお、24ページの特別職の職員数は、前年度より17名が減となっております。

これは、令和4年度に委嘱させていただいた印西地区ごみ処理基本計画検討委員の議員数の減によるものでございます。

また、25ページの一般職の職員数につきましては1名の減、括弧書きで記載のある再任用短時間勤務職員数につきましては2名の減でございます。

31ページから32ページには継続費に関する調書、33ページには債務負担行為に関する調書、34ページには地方債に関する調書、35ページから36ページには市町負担金に関する調書を添付してございます。

詳細につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

以上で一般会計の説明を終わります。

続きまして、議案第14号、令和5年度、印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算書の37ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ1億632万6,000円と定めるものでございます。

40ページをお願いいたします。

歳入につきましてご説明いたします。

初めに、1款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、対前年度比1,610万4,000円増額の5,042万1,000円を計上しております。

各市負担金につきましては、右の説明欄に記載のとおりでございます。

また、負担金の内訳につきましては、51ページの市負担金に関する調書のとおりでございます。

40ページに戻ります。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、印西霊園の芝墓所90基分及び合葬式墓地150台分の墓所使用料並びに芝墓所2,600基分の管理料を見込みまして、対前年度比454万6,000円増額の5,587万7,000円を計上しております。

なお、墓所使用料の内訳につきましては、芝墓所では、印西市民と白井市民の使用実績からおおむね8対2となっており、合葬式墓地につきましては、推計人口から算出された予定基数の割合から6対4を見込んでいただいております。

次に、3款繰越金、1項繰越金につきましては、前年度と同額の1,000円を計上しております。

4款諸収入、1項雑入につきましては、対前年度比3,000円増額の2万7,000円を計上しております。

これは、印西霊園自動販売機電気料金の増によるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

41ページから42ページにかけての1款墓地事業費、1項墓地事業費につきましては、1目墓地事業費で職員1名分の職員人件費、墓地管理に要する経費及び合葬式墓地の整備に係る墓地整備費について計上してございまして、対前年度比642万2,000円増額の8,939万4,000円となっております。

増額の主な要因でございますが、墓地管理費で合葬式墓地を含むことによる運営管理業務委託料の増や合葬式墓地の施設用備品購入費の皆増などによるものでございます。

次に、42ページ中段の2款公債費、1項公債費につきましては、対前年度比1,423万1,000円増額の1,593万2,000円を計上しております。

この増額の主な要因といたしましては、合葬式墓地整備工事発注支援及び施工監理業務と合葬式墓地整備に係る工事請負費の起債、償還利子の増によるものでございます。

次に、3款予備費、1項予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上しております。

44ページから49ページには、一般職に係る給与費明細書を添付してございます。

なお、職員数の増減はございません。

また、50ページには地方債に関する調書、51ページには市負担金に関する調書を添付してございます。

詳細につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

以上で議案第13号及び議案第14号、令和5年度一般会計予算及び墓地事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石井恵子議員） 提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

◎会議時間の延長

○議長（石井恵子議員） ここで、あらかじめ申し上げます。

会議規則第9条第2項により、本日の会議時間は延長させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（石井恵子議員） それでは、これより質疑に入ります。

質疑に当たりましては、総括事項及び個別事項に分けて行います。

初めに、総括事項について、質問通告のあった議席3番、軍司議員の発言を許します。

軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） それでは、一般会計と墓地事業特別会計について一括で総括質問をさせていただきます。

まず、一般会計ですけれども、質問1、当初予算案について以下を問う。

①、基金の設置活用については、令和5年度は検討されたのか。

②、将来債務の見通しはどのようになっているのか。

③、構成市町の負担金を目指すために諸収入を増やすべきだと主張、提案してきたが、令和5年度予算で考慮したことはあるのか。

④、歳入において、使用料及び手数料のうち、ごみ処分手数料が搬入量ともに増加している。組合は、どのように評価しているのか。

⑤、継続費における印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業の年度割額の金額公表はどのようなものか。

続きまして、墓地事業特別会計については、同じく質問1、当初予算案について以下を問う。

①、合葬式墓地の供用開始に伴う予算が歳入として計上されているが、内訳の根拠はどうなっているのか。

②、第4期墓地区画整備工事設計業務は予定より遅れていないか。

以上、総括質問とします。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） ①につきましてお答えさせていただきます。

基金の設置活用について令和5年度は検討されたかというご質問でございますが、検討につきましてはの進展はございませんでした。

令和5年度当初予算案において、基金に関するものは含まれておりません。

しかしながら、今後次期施設の整備に係る費用など、将来の財政需要は増大するものと見込まれております。

組合といたしましては、関係市町の財政負担の平準化に努めてまいります。市町におかれましても、財政状況など、それぞれ事情が異なることから、市町の意向を伺いながら協議を続けてまいりたいと考えております。

次の②についてお答えいたします。

当組合事業の執行に当たっては、一般財源の負担軽減、平準化を図る観点から、交付金や地方債を活用し、事業を推進しております。

令和4年12月末における当組合の事業で起債した地方債の償還金総額のピークでございますが、一般、特別、両会計を合わせますと令和5年度の約2億664万円で、令和16年度で償還が全て終了する予定でございます。

また、令和5年度当初予算案に起債を予定するアクセス道路整備事業及び地区外排水路整備事業を含めた一般、特別、両会計償還金総額のピークは令和8年度の約4億4,389万円で、令和16年度で償還が全て終了する見込みでございます。

さらに、当初予算で設定いたしました継続費、次期中間処理施設整備事業を含めて試算いたしますと、一般、特別、両会計償還金総額のピークは令和13年度と14年度の約4億8,565万円で、令和29年度において償還が全て終了する見込みでございます。

③についてお答えします。

構成市町の負担金を減らすために諸収入を増やすべきだと提案してきたが、令和5年度予算で考慮したことはあるのかについてお答えいたします。

構成市町の財政負担を軽減し、組合が今後安定的に事業を展開していくためには、収入が発生する事業において、収入を十分確保し、経費に充てることで、かかる経費を節減することが一つの重要な要素であると考えております。

ご質問いただいた諸収入を増やすべき事業で方策として考えられるのは、地域エネルギーの有効活用に関する蒸気料金と事業系一般廃棄物処理手数料の改定等が主なものであると考えておりますが、当初予算編成にあっては考慮してございません。

しかし、蒸気料金につきましては、毎年意見交換をいたしておりまして、蒸気単価の変更に係る一つの目安として、電気料金等の変動により交渉することとなっております。

また、事業系一般廃棄物処理手数料につきましては、今年度策定するごみ処理基本計画の中で位置づけ、見直しを含め、今後関係市町と調整を図りながら進めていくこととなります。

なお、組合が運営しております斎場やごみ処理施設等につきましては、営利を目的とした施設ではございませんが、適正なご負担をいただきながら運営をまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 私からは質問1の④と⑤についてお答えさせていただきます。

まず、④につきましては、令和5年度ごみ処分手数料につきましては3億6,957万6,000円となり、前年度比では837万円の増となっております。事業系の搬入量の見込みが令和4年度予算と比較し、310トン、約2.3%の増加を見込んだことによるものとなります。

なお、搬入量の増加につきましては、過去の実績から推計したものです。統計資料の産業大分類別事業所数などから見た傾向でも、令和3年度と令和28年度を比較すると、印西市と白井市では事業所数の増加傾向が見受けられます。

続きまして……。

（何事か呼ぶ者あり）

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 失礼いたしました。

先ほど令和28年度と比較すると申し上げましたが、平成28年度と比較するというふうに訂正させていただきます。

続きまして、質問1の⑤についてお答えさせていただきます。

継続費における年度割額につきましては、各事業者から見積設計図書の提出をいただき、提出いた

だいた見積り額の各年度割額の平均金額を継続費の年度割額として設定したものでございます。

事業者選定委員会による最優秀提案者の選定を経て事業者が決定したときは、契約金額に対する年度割額について、事業者からの提示により調整の上、決定してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 浅倉平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） それでは、私のほうからは墓地事業特別会計の①と②についてお答えいたします。

まず、①でございます。合葬式墓地の供用開始に伴う予算が歳入として計上されているが、内訳の根拠はどうなっているか。

墓地事業特別会計の歳入、2款使用料及び手数料の内訳でございますが、使用料は4,163万7,000円で、管理料としまして1,424万円でございます。

こちらの内訳でございますが、墓所使用料、こちらは従来の芝墓所の使用料になります。

1基当たり32万5,500円でございますので、90基を年間予定してございます。

内訳としましては、負担割合は実績の割合を使わせていただきまして、印西市は90基のうち72基分、32万5,500円を乗じまして2,343万6,000円、白井市が2割、18基、32万5,500円を乗じまして585万9,000円、合計で墓所使用料としましては2,929万5,000円でございます。

また、合葬式墓地でございますが、通常合葬、10年間お預かりをいたしまして、納骨堂から合祀墓に移します通常合葬使用料でございますが、こちらは年間105体を見込みました。

こちらは、負担割合を印西市0.6186、白井市0.381を使用いたしまして、印西市が105体中の65体、こちらに10万3,400円を乗じまして672万1,000円、白井市につきましては105体分のうちの40体、これに10万3,400円を乗じまして413万6,000円、合計1,085万7,000円を通常合葬使用料として計上しております。

また、合祀墓使用料でございますが、こちらは年間45体を見込みました。

負担割合につきましては、通常合葬と同じ負担割合を用いまして、印西市にあっては45体うちの28体分、こちらに3万3,000円を乗じまして92万2,000円、白井市にあっては45体中の17体分、こちらに3万3,000円を乗じまして56万1,000円、計148万5,000円を計上してございます。

また、管理料としまして、こちらは従来の芝墓所の管理料でございます。

合葬墓につきましては、管理料をお支払いいたしませんので、こちらの管理料につきましては芝墓所の令和4年度の見込みとしまして、2,600件分、1,372万8,000円、今年度の見込みとしまして、90件、47万6,000円、こちらが合計で1,424万円となります。

基本計画の中で年間200体の需要と見ておりまして、初年度という視点から、この200体のうち、これは公営と民間で200体という記載がありましたので、50対50ということで公営分100体を想定したのですが、初年度ということで、その1.5倍を想定しまして、150体と見込んでございます。

また、納骨堂が3,000体を予定してございまして、合祀墓については7,200体ということでございまずので、この比率3対7を使いまして、105体の通常合葬と合祀墓の45体、これを算出したものでございます。

②でございますが、第4期墓地区画整備工事設計業務は予定より遅れていないか、こちらについてお答えいたします。

当該設計業務につきましては、当初は昨年8月頃に取りかかり、今年度末に完了予定としておりましたが、昨年10月の定例会におきまして繰越明許費の設定に関する議決をいただいたものでございます。

その後、昨年11月末に株式会社オオバを相手方としまして、令和5年7月末の履行期間の下、契約を締結しておりまして、先月1月に現地測量業務に取りかかりまして、順調に進んでおります。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） それでは、再質問ということで進めていきたいと思っておりますけれども、まず質問1の①の基金のことですけれども、基金について検討の進展がないというのはどういうことなの

だろうなというふうに思うわけです。

回答の中で、次期施設の整備に係る費用など、将来の財政需要が増大するというのは誰もが分かっていることですし、前々から言っていることなのですよ。

さらに、市町におかれても財政状況など、それぞれの事情が異なるから云々と。

では、どうすればいいのですか。

どうやって次期施設を造っていくのですか。

ですから、もう7年も8年も前から毎回議会で基金を設置したらどうだという提案をしてきているわけです。

これ基金設置すべきだと思いますけれども、はっきり言いますけれども、すべきです、これは。

そうしないと、お金がないから出せないとか、そういう話になったら困るわけです。

長期の計画をやる場合、お金が幾らかかるか分からなくてもためているのではないですか。例えば私なんかマンションの管理組合も見えていますけれども、長期修繕計画を立てて、20年も30年も先のためにお金ためているわけです、ある程度の計画、ざっくりとしたものをつくって。

それを何で自治体はできないのか。

はっきり言っておきます。

これ基金をつくるべきだと思いますが、どのように考えますか。

2番目の質問です。

将来債務の見通しということで、令和13年、令和14年にピークを迎え、そのときには、私の聞き間違いでなければ、14億8,600万円償還しなければならないという話がありましたが、これ聞き間違いではないですよ。

そうすると、現在の今審議をしている組合の今回の令和5年の当初予算は全部で46億円なのです。

それが償還金だけで、令和13年、令和14年で約15億円かかると思うのです。

これどうするのですか。

先ほど基金の話もありましたけれども、これそのときになってお金が足りないからというわけにいかないと思います。

これ各自自治体に公平公正な負担を負担割合に応じて求めていくと思いますけれども、まずこの償還金のピーク時の金額は本当に正しいのか。

当然これから起債を行っていくわけですがけれども、多少は変わるとは思いますけれども、金額的には物すごい金額になると思いますので、その辺の認識は大丈夫ですか。そこを確認します。

それから、3番目の質問ですがけれども、これも毎回毎回申し上げている話ですがけれども、蒸気の料金を上げたらどうだという話をさせていただいています。

地域エネルギーの有効活用に関して、蒸気が出てきますから、その蒸気料金の値上げ、あるいはもう一個ありましたよね。

事業系ごみ、事業系一般廃棄物の処理手数料を改定すべきだという話も何回も言っているわけです。

これをすることによって構成市町の負担が減るわけです。

何でできないのですか。

何でやらないのですか。

どういうふうに思っていますか。これを確認します。

それから、4番目、使用料、手数料のうちということで、今の話にも関わってくるのですがけれども、事業系ごみの手数料の見直しの検討はしていきますみたいな話があったけれども、ではこれはいつかという話を確認したいのと、もう一個、多量排出事業者に対する減量化計画の提出の徹底という話がありました。

これ今徹底されていないのですか。

ごみ量が増加していることは、もしかすると一番初めの回答にありましたけれども、1問目の回答の中でありましたけれども、令和4年度の予算と比較して310トン、約2.3%の増加を見込んだものと。

もちろんこれ事業者数が増えているからというだけの理由であればいいのですがけれども、そうではなくて増加している事業系ごみ量の減量化に対する取組ってどうなっているのか、そこをちょっと再

質問したいと思います。

よろしくお願いします。

それから、5番目なのですけれども、単純に言ってしまうと、これは契約を締結してからでないといけないのかなと思いますけれども、事業者と契約を締結したことによって年度割額は平準化されるのか、ここを確認します。

それから、墓地事業特別会計についてなのですけれども、1点目については、これ以上話をすると個別質問になってしまうので、やめます。

1番目はありません、再質問は。

②についても、ごめんなさい、昨年10月の定例会で繰越明許を設定したということをつっかり忘れていましたので、遅れていないか、大丈夫と聞いたのですけれども、繰越明許が設定されているということであれば、今ご回答あったように、今年の1月に現地測量業務に取りかかったということでしたので、結構です。

墓地特別会計については、再質問ありません。

一般会計だけ再質問に対する回答を求めます。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） まず、1問目ですが、基金を設置すべきだということですが、こちらにつきましては、前年度の繰越金、それを基金にということだと考えておりますが、こちらについては今最終の今年度の負担金で精算を毎年行っております。

余ったお金につきましては、市にお返ししているというような内容になっております。

こちらにつきましても、市町の詳細を得ながら、基金という形のものを設置していいということであれば、今後検討していくことになろうかと思いますが、今のところそういう調整は行っていないという状況でございます。

次の将来債務の件でございます。

先ほどのご回答の中で14億円というのがピークだというようなお話がございました。

こちらにつきましては、ピークが14億円になります。

こちらについては、市負担金ということになると、それをまた案分していきますので、こちらが突出してしまうのは間違いないのですけれども、市町の負担金に跳ね返りますので、平準化に努めさせていただきます。

次の負担金の財政推計ということだと思われませんが、先ほど申し上げさせていただいたのですが、今後工事とか計画がございます。

そちらのものを組み入れた形で全体的なものを市町の負担金という形でお示しをしたいというふうに考えております。

こちらにつきましては、目途としては一月後ぐらいには市町にお示ししたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 私からは質問1のまず③の再質問からお答えさせていただきます。

地域エネルギー有効活用に関する蒸気料金については、株式会社千葉ニュータウンセンターと蒸気単価に関する意見交換を今年度に入り数回行ってきており、直近では令和5年1月19日に意見交換をしております。

その内容といたしましては、今年度の初め頃から原油価格の高騰により電気やガスなどの価格が上昇していたことなどから、他のエネルギー価格と同様に、蒸気単価についても上げることはできないか交渉をしてきております。

現在のところ来年度当初予算には反映されておりませんが、意見交換をしてきたところ、電気やガスのエネルギー価格と同様に考え、蒸気単価の増額見直しについて株式会社千葉ニュータウンセンター内でも前向きに検討いただいていると聞いております。

また、事業系一般廃棄物処理手数料の改定につきましては、今年度改定している印西市ごみ処理基

本計画の中で取り組む課題としているところでございます。

令和5年度以降に関係市町と調整してまいりたいと考えております。

続きまして、④の再質問についてお答えさせていただきます。

新しいごみ処理基本計画の取組施策の中で、排出抑制としては、事業系ごみ手数料の見直しの検討や、市町に提出される多量排出事業者に対する減量化計画提出の徹底など、事業者への指導を市町と共に取り組むとともに、本来産業廃棄物でもある事業系ごみに含まれるプラスチックの資源化を誘導してまいりたいと考えております。

続きまして、⑤の再質問についてお答えさせていただきます。

年度割額につきましては、契約金額に対する設計建設の工程による出来高予定より設定されるところでございます。

組合といたしましては、契約額に対する年度割額について事業者からの提示があったときは、工期に影響がない範囲で事業者と調整を図り、可能な限り年度割額の平準化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 再々ということで、確認をしていきたいと思うのですが、基金の活用については、私が言おうとしていることを一部回答していただいて、余剰金、余ったものを基金に積み上げたらどうだと。

ただ、その中で市町の財政当局の了解も必要だよという話もありましたけれども、現在市町の財政当局とはどのような話合いがされているのですか。

この後の②にも絡んできますけれども、14億円なり毎年かかって、市町の負担金に跳ね返ってきますよと。

聞きたいのは、大丈夫なのですか、それで。

今はまだ令和5年ですけども、令和13年、14年という、あと八、九年。

八、九年なんてあつという間にたつてしまいますよ。

そうなったときに、お金がないからどうしようかなんて話になったら困るので、その辺を十分に認識しているかどうか、①、②併せての再々質問とします。

③の再質問については、ある程度はニュータウンセンターのほうでも分かって、組合の皆さんの努力によって電気やガスなどの価格が上昇していることも理解いただいているというのは、そうなのだろうなというふうには思いますけれども、その前向きに検討というのは幾らぐらいを検討しているのですか。

10円や20円上げても駄目ですよ。

電気、ガス上がってきて、住民の方々がみんな困っているわけですから、その困っている幅ぐらいまでは、10%上がったたり20%上がっているという、それに準じた形で交渉してもらって、上げていただきたいと思いますが、その辺ですよ。

いつ頃具体的に単価の変更を行うのか、それからもう一点、事業系一般廃棄物手数料をいつ見直すのか、その2点をちょっとお伺いします。

④については、先ほどちょっと言い方がまずくて、回答がなかったのですが、多量排出事業者に対する減量化計画の提出の徹底という回答がありましたけれども、この減量化計画提出の徹底はされていないのか。

現状どうなっていますか。

今後はどうするつもりですか。

これは、具体的な数字があれば具体的な数字でお答えください。

収入が増えるのは、これは関係市町の負担が減るから、いいことだろうというふうに思います。

ただ一方では、組合議員のほうから一般質問で出ていますように、SDGsなどを考えた場合に、CO₂を減らしていくというのは大切なことですので、その意味を考えると非常に複雑だと思いがら質問しているわけで、その観点も併せてご回答いただければと思います。

最後、5番目については、契約が終わった段階で可能な限り年度割額の平準化に努めていくというのは分かりましたけれども、そもそもこれ組合の中でもきちんとした財政計画をつくっていくべきではないのですか。

つまり各自治体の負担がこのぐらいになって、諸収入はこのぐらい欲しいなど、このぐらいにしていくのだぞといったような財政計画をしっかりとつくっていくべきないかなと思います。その考え方を聞きまして私の総括質問を終わります。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） まず、1つ目の財政当局との話、どのようにしていますかというご質問だと思いますが、今回これから負担金についてお示ししますというお話をさせていただきました。

こちらも総額で組合が市町にどれぐらいの金額をお示したのかという問合せが来ております。

それに伴いまして、我々のほうもその金額を早く出そうというふうに今努力している段階でございます。

金額が大きくなる場所についてどうするのだというお話だったかと思いますが、そこについてはこれから、時期をずらすですとか、あるいは償還金額を伸ばすとか、いろいろな方法を負担軽減にするようこれから調整していきたいという回答とさせていただきます。

それで、先ほど財政計画というお話がございました。

財政計画といいますと、組合につきましては市町の負担金が主な財源になります。

歳入については、限られたものが歳入となりますので、今考えられるのは財産処分ということで、先ほどご質問等があったかと思いますが、そういったことで軽減できるものは今後考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 私からは質問1の③の再々質問についてお答えさせていただきます。

組合といたしましても、できる限り早い時期に蒸気単価の変更合意をしたいと考えております。

意見交換の中では、令和4年度中には合意の覚書を交わして、令和5年4月からは新しい蒸気単価での取引を行いたいと考え、進めているところでございます。

金額につきましては、ただいま協議中でございますので、ちょっと差し控えさせていただきたいと思っておりますが、10円、20円よりは上がるということで今進めさせていただいております。

また、事業系一般廃棄物処理手数料につきましては、改定の印西地区ごみ処理基本計画でも手数料の見直しについて取り組むこととしておりますが、ごみ処理基本計画検討委員会の中で、手数料の見直しに取り組む際には関係者へ丁寧な説明をすることが求められております。

このことから、令和5年度には、市町の衛生部署をはじめ産業経済部署や企業誘致部署などの協力もいただきながら、具体的なスケジュールや見直し金額なども検討し、手数料見直しに着手したいと考えております。

続きまして、④の再々質問についてお答えさせていただきます。

多量排出事業者の減量化計画の提出の徹底につきましては、こちらにつきましては、多量排出事業者への対応につきましては、構成市町の条例の施行規則に基づき、それぞれで行っていただいているところでございます。

多量排出事業者からの実績報告などにつきましては、構成市町に提出されているところですが、その内容については、集計、分析など、詳細には確認できていないというふうに伺っております。

今年度会計のごみ処理基本計画において、多量排出事業者への計画書の提出や指導などを行っていくことが強調されております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 以上で軍司議員の質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は17時30分。

（午後 5時20分）

○議長（石井恵子議員） 再開します。

（午後 5時30分）

○議長（石井恵子議員） 次に、総括事項について、質問通告のあった議席10番、柴田議員の発言を許します。

柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 通告に従いまして、総括質疑をさせていただきます。

まず、一般会計の歳出から、塵芥処理費のところです。

老朽化が懸念されている箇所及び老朽化に備えた対策についての次年度予算を伺います。

それから、2番目が次期施設建設費の地域振興費の委託料、新たに出てきたサウンディング型市場調査業務委託及び経営診断業務委託の内容について伺います。

質問の2つ目は、ごみ処理基本計画に示されている課題解決に向けた令和5年度の取組は何か伺います。

それから、墓地特別会計については、歳入についてですが、これは軍司議員の質問と全くかぶっておりますので、飛ばさせていただきます。

それから、歳出についての質問です。

新たに整備され、使用開始する施設の維持管理の内容について伺います。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 私からは質問1、①についてお答えさせていただきます。

印西クリーンセンターは、竣工から既に約37年、3号炉につきましては24年が経過し、設備の老朽化による補修や交換する設備箇所は毎年多く発生しています。

補修内容や点検事項については、プラントメーカーとも相談しながら、施設の状況などを踏まえ、検討していきますが、懸念されている箇所といたしましては、基幹的設備改良工事を実施していない粗大ごみ処理施設、高温で毎日焼却処理をしております焼却設備、おおむね10年周期で更新している電気計装設備などがあります。

現在次期中間処理施設整備事業を推進しており、現施設の残りの操業年数を踏まえ、毎年適切な日常点検や定期点検を行うことで設備機器の状態を確認して、不具合箇所やおそれのある箇所はできるだけ早期に発見して迅速に対応整備することで、故障で操業停止になるリスクを排除し、施設を安全に安定的に操業できるように取り組んでいるところでございます。

続きまして、質問1、②についてお答えさせていただきます。

民間事業者との対話を行うサウンディング型市場調査業務委託の内容は、まず地域振興策基本計画の内容整理を行い、全国の先進事例や市場動向の調査を行います。

次に、サウンディング募集要項の作成を行い、これを組合が公募して広く周知するとともに、想定する候補業種及び民間事業者を抽出します。

次に、応募のあった民間事業者との対話によるヒアリング及び意見交換を行った後、市場性の有無や土地活用のアイデア、地域の課題、配慮事項等の条件を整理し、報告書を作成するものです。

地域振興事業経営診断業務委託は、地域振興策基本計画及びサウンディング型市場調査業務委託で得た結果等を踏まえ、中小企業診断士の客観的かつ専門的な評価により地域振興事業の収益性や集客性の把握を行ってまいります。

続きまして、質問2についてお答えいたします。

令和4年5月から、学識委員や市長からの推薦委員、公募委員など16名で構成される印西地区ごみ処理基本計画検討委員会の委員や関係市町の担当課長にもご出席いただき、印西地区ごみ処理基本計画の見直し作業を進めてまいりました。

その中で、ごみ処理の課題を洗い出し、排出抑制の推進など8つに課題を整理し、ごみの減量化施

策等について取りまとめ、令和4年12月にごみ処理基本計画検討委員会より答申をいただいたところでございます。

ただいま字句や数値などの最終校正を行っており、年度内には公表する手続で準備を行っております。

この新しいごみ処理基本計画策定に合わせた予算措置は行っておりませんが、令和5年度は予算措置がされていなくても取り組める施策や今後予算措置をして取り組む施策などについて、具体的なスケジュールや取組方法を関係市町と調整してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 浅倉平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） それでは、私のほうからは墓地事業特別会計の歳出のご質問にお答えいたします。

1款1項1目、新たに整備され、使用開始する施設の維持管理内容についてでございます。

新規事業の合葬式墓地、納骨堂と合祀墓の維持管理内容につきましては、3施設ございますので、それぞれに分けてご説明をさせていただきます。

まず、納骨堂と合祀墓の位置関係でございますが、霊園にいらっしゃったことあるかどうか分かりませんが、事務所の裏方の高台に合祀墓という施設を設置いたします。

納骨堂につきましては、霊園内に設置をするものでございまして、通常の移動、園路を移動しますと、約四、五百メートル離れたところに設置されるものでございます。

まず、納骨堂につきましては、業務の概要でございますが、募集業務、あと申請の受付、確認、許可通知の交付、また使用料の授受処理、さらには焼骨のお預かり、納骨堂につきましては収蔵になりますので、収蔵棚のほうにつぼの状態でお預かりをし、管理する形となります。

続いて、合祀墓でございますが、焼骨のお預かりまではほぼ同じ業務となります。

ただ、申請の様式等が違ってまいります。

また、合祀墓につきましては、収蔵ではなく埋蔵作業となります。

いずれにおきましても、大切な焼骨でございますので、焼骨の取り違いなどはあってはならないと考えておりますので、丁寧な作業業務が必要とされるものでございます。

また、両施設の清掃業務及び建物管理業務等は運営管理業務の中に含まれてございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） では、2回目の質問をさせていただきます。

1つ目の塵芥処理費についてです。

今までの一般質問とかこれまでの予算の審議の中でも、危ういから日々不具合や何かを点検していますということなのですが、施設設備の老朽化による補修や交換する整備箇所が毎年多く発生していますということでした。

ということであれば、次年度は多く発生する補修交換のためにどのくらいの予算をつけているのか。

長期継続契約とかの中に紛れ込んでしまっていて結局分からないけれども、どういうふうな点検の仕方を毎年して費用として見込むのか。

これは、日々の点検の中で、こういう機材の修繕とかなんとか、そういうことはもう出ていると思うので、どのような形でそれを割り出しているのかを質問します。

それから、次の地域振興費のほうです。

サウンディングのことを伺いました。

経営診断業務委託です。

500万円という金額を取っていますけれども、委託になると思います。

これもまた入札になるのかと思いますけれども、経営診断業務とサウンディングというのは連携したものなのか、同じ事業者が一体となって取るのか、それから具体的な事業となって落とし込んでいくのはいつ頃になるのか、それからこれは地域振興策に充てられる費用として使われるのかどうかということを伺います。

それからあと、墓地会計につきまして、これは簡単に伺いたい。

これは、先ほどおっしゃられたような業務があるということは分かったのですが、これ職員さんが全部なさるのか、それとも地元への還元ということで、地元の会社のほうでやるのか、そこら辺どういうすみ分けで進められるのかを伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 私からは質問1、①の再質問についてお答えさせていただきます。

質問といたしましては、令和5年度の修繕内容だったかと記憶しておりますが、こちらにつきましては、前年度の点検結果を基に、業務執行時における機器の状態を再確認し、さらに過去の整備実績記録などを踏まえて決定しております。

令和5年度につきましては、蒸気タービン発電機の分解点検整備、それから粗大ごみ処理設備では、不燃ごみの受入れ貯留コンベヤー、あとは粗大ごみ導入コンベヤー、破砕物搬送コンベヤーのインバーター化などの更新を予定しております。

続きまして、②の再質問についてお答えさせていただきます。

サウンディングと経営診断につきましては、別々の契約を予定しております。

事業の連携性につきましては、先ほどご説明したかと思いますが、サウンディングで得た結果などを踏まえて、中小企業診断士が客観的かつ専門的な評価を行っていく流れとなっております。

また、今後のこの事業につきましては、この後予定しております基本設計等に生かしていくという流れとなっております。

事業費につきましては、地域振興費の上限の中の費用の中で行う事業ということで考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 浅倉平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） それでは、柴田議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました業務内容につきましては、議員ご指摘のとおり、地元の企業でございます平岡自然公園管理企業のほうに委託する考えを持っております。

現状の霊園事務室を改修しまして、今現状芝墓所の管理につきましても平岡企業のほうにお願いをしている経緯がございます。

また、事務室の中で改修工事をしたところ、同じ事務室の中での業務内容の執行をしていただくこととなりますので、地元の企業のほうにお願いする予定でおります。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） では、3回目の質問をいたします。

塵芥処理費のことについては結構です。

それから、2項目めのサウンディング型市場調査業務については、基本設計の中に生かしていきまじうということでしたけれども、令和5年に次やって、いつそれを基本設計に生かすのか。

令和10年度に開設しようとしているのであれば、もうちょっとスピード感があつたほうがいいのではないかと思うのですが、そこについてはどうでしょうか。

それから、質問の2番目をさっき抜かしてしまいました。

ごみ処理基本計画に示されている課題解決に向けた令和5年度の実行だということで、まだ最終ではないから何も反映していなくて、予算のつかないところで調整していきたいということでしたが、新しいごみ処理基本計画と今現行のもの比べても、継続性のあるものがほとんどで、数値を入れ替えたりとかいうところがとても多い。

そうすると、継続している部分については、やめるわけではなく、引き続き取り組んでいかなくてはいけないだろうと思うのですが、そこについてはどうなのでしょう。

今のご答弁だと、切替えが終わるまで何もやりませんみたいに聞こえるのですが、ふだんの状態からの取組というものもあると思うので、そこについて一応確認します。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） それでは、質問1の②の再質問についてお答えさせていただきます。

基本設計については、令和7年度を予定し、そちらに生かしていくわけですが、来年度サウンディング調査を行い、令和6年度にはそのサウンディングで得た事業者の情報を基にサウンディング事業者との調整を行っていく予定としております。

続きまして、ごみ処理基本計画の関係につきましては、ごみ減量化の取組につきましては継続して行っていくということで考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 以上で柴田議員の質問を終わります。

次に、総括事項について、質問通告のあった議席7番、増田葉子議員の発言を許します。

増田議員。

○7番（増田葉子議員） それでは、総括質疑させていただきます。

質問は7つございます。

質問1です。

令和5年度の人員体制について、主な事業ごとに伺います。

2番目です。

令和5年度の職員研修はどのように計画され、予算計上されているか伺います。

質問3、資源市場、エネルギー市場の動向をどのように把握し、予算を編成したか伺いたいと思います。

これについては、軍司議員がお聞きしたところと同じポイントを聞きたいというふうに思っただけですけれども、恐らくご答弁は同じような内容になると思いますので、あらかじめもう再質問として用意したものを先に申し上げます。

私が知りたいところは、電気料金がかかなり上がってきているということで、例えば容り協会の拠出金というのが令和5年度の予算ではあまり変わらない額として計上されておりますけれども、例えばこのエネルギー、電気が上がったことによって、ケミカルリサイクルされた燃料で代替するとかいうことで少し上がるのではないかと考えているのです、落札価格というか電気料金に引っ張られて。

というふうに思っているのですけれども、そういうところは何か状況を把握されて予算計上されているのかどうか、そのところをちょっとお聞きしたかった。

それから、軍司議員がもうおっしゃっていましたので、いいのですけれども、蒸気の料金、やはり電気代が上がっているということで、値上げの交渉などはどうだったのだろうということをお聞きしたかったということを申し上げておきます。

こちらについては、ご答弁は結構でございます。

それから、4番です。合葬墓の供用開始に当たりまして、平岡自然公園、それから墓地事業全体の活性化というのですか、利便性の向上は検討されたのか、また予算上どのように入っているのか伺います。

質問の5です。

印西クリーンセンターの運転管理業務委託料の内訳を教えてください。

それから、質問6、債務負担行為の次期中間処理施設運転維持管理事業の期間を20年間とした理由を伺いたいと思います。

質問7です。

地域振興費の市場調査委託、経営診断委託の目的を伺いたいということなのですが、こちらも柴田議員が今質問されていました。

私は目的を伺いたいと思ったのですが、恐らくご答弁同じになる可能性があると思っただけですけれども、あらかじめ申し上げますが、この2つの委託、これまで吉田区との対話の中で積み上げてきたものの確認作業になるのか、どうなのだろうかという、そういう目的を知りたいということです。

あらかじめそもそも予定されていたものなのかどうか、そこもお願いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） 質問1についてになります。

令和5年度の人員体制について主な事業ごとにお伺いいたしますという内容でございます。

令和4年度は、庶務課7名、短期間任用職員1名の8名、平岡自然公園事業推進課6名、短期間任用職員1名の7名、印西クリーンセンター14名、事務局長を含め30名体制となっております。

しかし、印西クリーンセンターの1名が死亡による退職があったため、1名が減員となっております。

令和5年度の人員体制につきましては、退職による補充を含めた令和4年度の体制を基本に、各市町からの派遣職員を把握した後に適正配置に努めてまいりたいと考えております。

次の質問2でございます。

令和5年度の職員研修はどのように計画されているか伺いたいという質問にお答えいたします。

当組合職員は、約半数が市町からの派遣職員で構成されており、毎年度数名の人事異動による入れ替わりがございます。

環境行政の経験がない派遣職員に対応する研修等も考慮し、予算編成を行っているところでございます。

令和5年度の一般会計では、千葉県自治研修センターの課長研修、環境行政などの行政事務研修や印旛郡市広域市町村圏事務組合の中級職員研修、また防火管理者講習などへの参加を計画しております。

また、ごみ処理事業に関しましては、廃棄物処理実務研修会のほか、施設管理上において必要な技能研修などへの参加を計画しております。

平岡自然公園推進事業に関しましては、火葬場管理者研修などへの参加を、墓地事業特別会計では、墓地管理講習会などへの参加を計画しているところでございます。

これらは、組合として令和5年度の当初予算に計上いたしました研修会、講習会などの参加経費といたしましては、延べ15人、旅費、参加費用の合計は36万2,000円となっております。

質問の3になります。

資源市場、エネルギー市場の動向をどのように把握して予算編成したか伺いたいというお答えをいたします。

私からは、組合が使用しているエネルギー使用について回答させていただきます。

事務連絡用を使用している公用車の燃料ガソリン代、各事務所、施設等で使用する電力、印西斎場でご遺体を火葬する際に使用するプロパンガスについてでございます。

ご質問の市場の動向をどのように把握した予算を編成したかについてでございますが、物価の高騰、急激な円安など、社会経済活動への影響が懸念され、市場の動向を把握することは容易ではない中、ガソリン代につきましては、予算編成における直近の2020年9月、千葉県積算基準に1リットル151円を用いて組合の統一単価といたしたところでございます。

また、各事務所で消費される電気料金につきましては、東京電力による電気料金の見直し価格を把握し、その価格を計上したところでございます。

印西斎場で使用するプロパンガスにつきましては、年2回の入札による単価契約を実施しておりますが、直近の契約実績のアップ率等を考慮し、予算額として計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 私からは、増田議員からありました容り協会の拠出金の関係についてご回答させていただきます。

容り協会の拠出金につきましては、過去3年間の平均実績から予測しておりますので、今回燃料費の高騰を加味した予算要求とはなっておりません。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 浅倉平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） それでは、私からは増田議員の質問の4番、合葬墓の供用開始にあたり、平岡自然公園、墓地事業全体の利便性向上は検討されたか、また予算上にはどのように反映されているかというご質問でございます。

議員ご質問の意向と違いましたら大変申し訳なく存じますが、お答えをいたします。

印西霊園内に新たに納骨堂及び合祀墓を合葬式墓地として整備するものでございますが、昨今はテレビ等でお墓事情についての番組が組まれるなど、先祖代々にわたり継承されてきておりますお墓の取扱いについて考えさせられる時代になってきております。

いわゆる墓じまいと言われますように、墓守をする家族等がいなくなるといった不安、また身寄りがいない方、中にはご夫婦、ご夫婦やご家族にあっても同じお墓には入りたくないなどの事情等から、合葬式墓地等の需要が増えてきているところでございます。

このような墓地需要等の背景等からも、お願いいただき、整備を進めているものでございますが、既存の芝墓所から納骨堂に移りたいといった改葬についてのご要望についても、当時お支払いいただいた額を半分納付するような形を取って改葬に対応するようなことを想定させていただいているところでございます。

また、違った視点ですが、以前交通の便が悪いということで臨時バスの実証実験等も行ったところでございますが、こちらのことにつきましては、お彼岸について実証実験をしましたが、かなり少数の利用者しかいなかったということもあったようでございます。

そういったことから、利便性の向上と言えるかどうかあれなのですが、検討はしてございません。

また、予算上の反映としましては、先ほどの改葬につきましては墓所使用料還付金という形で計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 私からは質問5についてお答えさせていただきます。

令和5年度当初予算では、令和2年4月に3年間の長期継続契約を締結した運転管理業務委託料、2か月分として4,466万円、新たに3年間の長期継続契約を予定している運転管理業務委託料、10か月分として2億5,232万9,000円を計上しております。

令和5年度に新たに契約を予定している運転管理業務の概算内訳といたしましては、廃棄物処理施設で働く人事管理、業務打合せ、報告書の作成などの全般管理処分一般業務費、こちらが1,262万4,000円、焼却施設の正常な運転を確保するため、焼却炉内の清掃、各種配管補修、ゲージ調整などの保守点検業務費、こちらが1,671万1,000円、焼却施設を適正に運転するため、焼却炉内の温度管理、排ガスの基準値の確認、各設備の動作等の監視を常駐して行う運転操作管理業務費、こちらが9,754万1,000円、同じく破碎処理施設を適正に運転するための運転操作監視業務費、こちらが2,900万6,000円、各種クレーン、エレベーターの点検費用などで784万9,000円、その他の諸経費で8,859万8,000円になります。

続きまして、質問の6についてお答えさせていただきます。

運転管理に係る期間につきましては、平成28年4月に策定した施設整備基本計画におきまして20年間と設定したところでございます。

運転維持管理に係る期間を20年間と設定したことにつきましては、ごみ処理施設整備の計画設計要領、こちらは公益財団法人全国都市清掃会議において、環境省におけるインフラ長寿命化計画による例示等を踏まえ、10年程度延命化した30年から35年の施設寿命を基本として捉え、受電設備や発電設備等、20年程度経過しても部分的な補修で健全度を回復することが可能な設備や機器等も多いことから、基幹的設備改良工事を実施することなく運営維持管理が可能な20年間を設定したものでございます。

なお、他団体でも同様の理由から20年間の運営維持管理期間を設定している団体が多い状況です。

続きまして、質問7についてお答えさせていただきます。

これまで吉田区と積み上げてきた確認作業になるのかというご質問と、この事業は予定されていたものなのかというご質問についてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、これまで地域振興策基本計画を地元の吉田区と様々な検討を積み上げてきております。

こちらの検討につきまして確認作業を行うとともに、市場の動向を調査して、新たな参入事業者があるかどうかを確認するものでございます。こちらの事業につきましては、当初より予定されていたものでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） それでは、再質問させていただきます。

1問目と2問目、一緒にいたします。

まず、お亡くなりになった方がいたということで、お悔やみを申し上げたいと思います。

それで、予算上は人件費が減っているわけで、この質問をしたわけですがけれども、お答えとしては派遣を待つというようなことだったと思います。

それで、先ほどの質問2と絡んでくるのですけれども、職員さんの派遣をお願いするときに、もちろん環境部門の経験がある人とか、あるいは例えば先ほど基金の話がありましたけれども、財政関係に強い方とか、例えばそういうスキルを要望されていらっしゃるのでしょうか、派遣をお願いするときに。

何人下さいということではなくて、こういうところにたけた人が欲しいというようなことはもちろん言っているわけですね。

さっきの答弁の中で、半分が派遣職員で、数名が入れ替わるので、経験がない人も含めて研修をする費用を持っていますということだったのだけれども、毎年毎年でこういうスタンスでやっているとしたら今の時代のスピードについていけないのではないかと思います、いろいろな検討が。

検討したところ、派遣者が異動して全部ゼロになって、また新しい人が来て研修からやりますよというようなこと、これすごい時代錯誤ですからね。

そういうところは、しっかり即戦力になる人材を派遣していただいて、スピード感を持ってやっていかないと、今大事な事業をやっていますから。

そういうことってどうなっているのでしょうか。

その点をちょっとお尋ねしたいと思います。

それが1つです。

それから、質問3は大丈夫です。

過去3年で見ているので、動向把握というよりも平均値で盛りましたよということだと思っておりますけれども、この辺はやはり動向をしっかり把握していただければなというふうに思います。

それから、質問4です。

再質問で、お答えいただいて、過去にバスのことを質問していただいて、そのことで再質問したかったのですが、合祀墓ができて、合同慰霊祭のような形で、お墓の事情はいろいろありますけれども、いろいろなお墓の事情の方も一緒に合同で慰霊祭みたいなことをしましょうというような形で、例えば何かイベントを組んでいただく中で、そこにバスを走らせるとか、シャトルバスを走らせるとか、そういうことってできると思うのです。

実験ではなくて、ぜひそういうこととセットで存在感を高めるような形でやっていただければなと思いますけれども、その辺の検討はこれからだと思いますが、予算編成上で何かお考えがあったかどうか、もう一度重ねてお尋ねいたします。

それから、質問5です。

今伺った内容ですと、ほとんどが人件費ということですよ。

保守点検費と人件費ということになるとは思いますけれども、こちらが新しく次期施設の中で、今資料の中で債務負担行為の支出予定額、各年度の支出予定額というのを資料の中で6ページでいただいておりますけれども、これはかなりばらつきがあるのです、いろんな各年度で。

例えば10年たつとかなり金額が上がってきて、令和21年度は12億円というふうになっています。

基本的に今伺った運転業務と、それから保守点検と、それからどういうものが入ってくるのかなと

というのがよく分からなかったので、これについてお尋ねをしたわけなのですけれども、この債務負担行為の部分と併せて、もう一度、次期施設の中でどういう契約になって、どういう業務が入ってくるのかというのを伺えればと思います。

それが質問5です。

それで、質問6と同じなのですけれども、20年間とした理由については、横並びというか、ほかもやっているからという感じでお答えいただいたのかなと思うのですが、これ残りの15年どうするつもりなのでしょうか。

もう一回20年の契約を同じところとするのか、残りの15年、3点ずつまた長期契約するのか。

何か想定されて20年ということを検討されたわけですね。

残りをどうするかということを検討された上で20年にしたと思うので、そこについてお尋ねいたします。

質問7です。

私思うのですけれども、予定されていたものだということなのですが、あくまでも地域振興施設というのは公金を使った施設なのですよね。

公的な施設なのです。

ですから、対話型の市場調査をして、経営診断して確認作業をして、それで決まりましたということで、それでいいのかなというふうに思うのです。

吉田区が欲しい施設が集まっているわけですね。

吉田区が欲しいと言った施設が集まっていて、それについて確認作業をしますよと。

経営診断して市場調査をしますよと。

確認作業をして、結局吉田区が欲しいと言った施設がそこに集まるわけですね。

果たしてそれでいいのかなというふうに思うのです。

外部診断の前に、印西市とか受入れ市の市民、政策的に必要な施設ここに何かありませんかと、そういった照会とか協議って今までされていないですね。

多分恐らく一度もされていないと思います。

印西市が市内の中に、これ公的な土地に造るわけですから、何か例えば政策的にこういうものが欲しいよということは印西市の中でないですかという受入れ市の協議ってされていますか。

あるいは、白井市に何かされていますか、そういう協議というのは。

そういう手順が抜けていると私は思っています。

そこについてお尋ねしたいと思います。

質問これで最後にしますので、よろしく願いいたします。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） 質問1の再質問についてお答えさせていただきます。

先ほど予算の中で1名減になっていますよということでした。

こちらにつきましては、現在の職員数を次年度に予算化しておりますことから、今回補充をした形ではございます。

ですから、4年度と同じ1名をプラスした数で要望しているところでございます。

次に、いわゆる専門職的なところがあるだろうか、そういう職員をどうしているかということだと思いますが、その事業がある期間につきましては専門職の職員を要望しているところでございます。

○庶務課長（山崎昌志君） 昨年からになりますけれども、通常は2年程度の期間で異動を行っているということがございます。

でも、やはり引継ぎ等がうまくいかないということがございましたことから、2年のものを3年から4年程度ということで期間を延ばさせていただいて、人事担当のほうに協議をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 私からは質問5の再質問についてお答えさせていた

だきたいと思います。

次期中間処理施設の20年間の運営維持管理費の中に修繕費等は含まれているかだっただと思うのですが、こちらについては機器の点検、修繕、補修が含まれております。

契約に当たりましては、各年度の負担額については、発注事業者との調整をして行っているところでもあります。

また、稼働後10年ぐらいたちますと設備の大規模な修繕等が発生してくるということで、多少の金額のばらつきのほうは出てきているところがございます。

続きまして、質問6について、再質問についてお答えさせていただきます。

次期中間処理施設の21年目以降の運営維持管理の考え方につきましては、要求水準書の記載事項に関わってくるので、具体的な答弁は控えさせていただきますが、次期中間処理施設は供用開始後30年を超える長期にわたり使用することを前提としております。

21年目以降の一定期間は、基幹的設備の改良工事を行う必要がないよう、20年間の運営維持管理期間中に必要な補修修繕を実施することを明示してまいりたいと考えております。

それから、質問7についてお答えさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、必要な施設につきましては地域振興策基本構想を策定する際に有識者の意見を基に施設の形態等を基本計画に落としたものでございます。

また、受入れに関する地元市、また関係市についての協議は行っているかにつきましては、正式には行っておりませんが、今後地元市の地域活性にも必要なことと考えておりますので、そういったことを考えてほしいということは伝えてございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 浅倉平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） それでは、私のほうからは質問4の再質問についてお答えいたします。

増田議員のほうから例えば合同慰霊祭というお話がありましたが、結果から申し上げますと、全くそういったものは基本計画の中で想定をしてございませんでした。

ただいまご質問あった中で、自分の頭でちょっと出てきますのは、やはり災害的な日航機の事故ですとか大震災とかの合同慰霊祭というものが頭に浮かぶわけですが、印西霊園の場合は、それぞれの故人という言い方が正しいかどうかあれなのですが、そういった方のご供養を行ってございまして、合葬式墓地につきましても、大変恐縮ですが、まるっきり私どもも初めての施設の運営にこれから関わっていきますので、どのような施設運営になるかというのも試行錯誤しながら進めていくようになります。

そういった中で、まずは納骨堂、また合祀墓の運営につきまして適切に検討を進めてまいりたいと考えてございまして、その合同慰霊祭等の部分につきましては、その後に研究していく必要が出てくるのかなと現時点では考えているところがございます。

○議長（石井恵子議員） 以上で増田葉子議員の質問を終わります。

これで通告のあった総括事項の質問を終わります。

次に、個別事項の質疑に入ります。

質疑は分割して行います。

また、予算書のページを述べてからお願いいたします。

初めに、歳入歳出予算事項別明細書及び歳入について、予算書、一般会計の6ページから8ページ、この中で質疑を行います。

質疑はございますか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） では、質疑はなしと認めます。

次に、歳出について、一般会計の1款議会費及び2款総務費、予算書の9ページから12ページ中段にかけて質疑を行います。

質疑はありませんか。

松本議員。

○2番(松本有利子議員) 10ページの組合広報紙作成業務委託料について伺いたいのですけれども、令和4年度と比べて何か違うところがありますか。

部数などを伺います。

○議長(石井恵子議員) 山崎庶務課長。

○庶務課長(山崎昌志君) 広報紙の作成業務委託料についてというご質問でございます。

こちらにつきましては、昨年よりも2万4,000円ほど増額してございます。

特に変更があったかということでございますが、内容についての変更は特にはございません。

しかしながら、やはり今新聞を取る方がちょっと少なくなっているというのが現状でございます。

今年についても、配布数が減ることを想定はしてございます。

そうしますと、皆さんの手元に届かないケースがもしかするとあろうかと思っておりますので、出先等で見ていただくような形を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(石井恵子議員) 松本議員。

○2番(松本有利子議員) すみません。

最後のほうがよく聞き取れなくて、もう一度。

出先等で見てもらえる形にするということで、ちょっと最後のほうを聞きたいのが1つと、あとの広報紙について、継続費と債務負担行為に関わってきてしまうと思うのですけれども、今回次期施設の建設費と運営維持管理費のほうが平成27年度に試算した費用より100億円弱多くなったということで、昨年の広報紙を見ると、当初予算であったり、また次期施設の取組状況であったり、詳しく広報紙のほうに掲載されていたのですけれども、令和5年度か令和4年度か、この委託料がどちらに入っているか分からないのですけれども、広報紙において、今回組合議員に丁寧に100億円弱費用が上がったことについて説明していただきましたが、そういったことを関係市町の住民の方々に公開していくようなことというのは予定しているのでしょうか、伺います。

○議長(石井恵子議員) 山崎庶務課長。

○庶務課長(山崎昌志君) 広報紙の関係で、次期施設の関係の掲載についてということでのご質問かと思いますが、今のところ工事等を行っていないというのも現状でして、やはり広報紙って写真とか見る目も必要かと思っておりますので、そういった変化があるよというところ、重点的に写真を多くしたり、皆さんに見ていただけるような努力を考えています。

先ほど言ったお金が高額になるよというようなところが載せてもよろしいではないですかというご質問だと思いますが、その変化のあったところで掲載を予定しているところでございます。

市民に見ていただけるような広報紙にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長(石井恵子議員) 松本議員。

○2番(松本有利子議員) すみません。

先ほどの1点目の出先で見られるような条件、広報紙は見る方が少なくなってきたので、何か違う方法を取るというような趣旨のことをおっしゃっていたのですが、それがちょっとよく聞き取れなかったもので、もう一度伺いたいのが1つと、あと今変化があったところで広報紙などでお金のことについても示していくというのは、それは令和5年度ではないということですか。

いつ頃という意味なのか、もう少し詳しく伺います。

○議長(石井恵子議員) 山崎庶務課長。

○庶務課長(山崎昌志君) 先ほど申したのは、今広報紙というものは新聞に折り込みをさせていただいてございます。

最近新聞を取られる方が少なくなっている、そういうふう感じております。

当初予定していたよりも少ない配布数ということになりますので、出先等にお配りして、皆さんに見ていただけるようにしていきたいということの内容の回答をさせていただきました。

先ほどの変化があったときに載せたらということだと思えるのですけれども、やはり何か変化があったときに併せてそういう形である程度大きい紙面で載せていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） ほかに質疑はございますか。よろしいですか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 質疑はなしと認めます。

次に、一般会計の3款1項清掃費、1目清掃総務費、予算書12ページ中段から2目の塵芥処理費の15ページにかけて質疑を行います。

質疑はございますか。

軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 古澤議員が質問していた、一般質問で取り上げていた部分ですけれども、15ページに処理困難物ストックヤード事業費ということで、白井清掃センター跡地環境調査業務委託料413万2,000円、この内容をもう一度詳しく教えていただけますか。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） こちらにつきましては、今確認したところですが、まず1点がある所に有害な物質があるかどうかの検査委託料として計上させていただいております。

こちらの内容を踏まえて、もし仮にその物質があった場合、撤去しなければいけないものになるかと思っておりますので、そういうものをその後に撤去したら幾らかかるかなという事の準備という段階でございます。

あそこの今の状況がどういうことになっているかというのを確認させていただいて、その次のステップに入りたいと考えているところでございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 確認ですけれども、ということは、これは土壤調査をやるというような認識でよろしいのか、その確認が1点と、それからこれたしか10月の組合議会において古澤議員のほうから、こちらは南側にある清掃工場跡地で、白井市としてはその土地を利用したいということもあろうから、売却も含めて考えていくというような話もある中で、局長のほうから、ではこれをどうするのかという、印西市、白井市、栄町の構成市町の担当課と協議した上で白井市が候補地を見つけていきたいというようなご回答があったと思うのですけれども、その進展はどうなっているのでしょうかという、その2点をちょっと確認します。

○議長（石井恵子議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） まず1点が土壤調査ではないですかというご質問だったかと思っております。こちらにつきましては、それを含めた形で調査を行いたいと考えております。

次は、ストックヤードのその次の候補地というご質問でよろしいでしょうか。

そちらは、白井市のほうに次のストックヤードについての候補をお考えいただいております。

まだその確定はしておりませんが、どういう状況かというのを把握しております。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 3回目ということで、1点目は分かりました。

2点目については、今のお話でも、白井市が候補地を挙げてほしいという話は生きていて、白井市のほうで調整をしていくという考え方で間違いがないか、そこだけを確認します。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） ただいまの軍司議員のご質問についてお答えさせていただきます。

現在白井市さんのほうで候補地を3案ほど提案していただいております。

ただ、まだ実際にどの場所がよいかということについては関係市町と話し合っているところで、決まっていないところでございます。

また、南山にあります処理困難物のストックヤードにつきましては、小型家電の収集したものを分別等している場所に活用しているのですが、今後どのような活用をするかも併せて関係市町と協議し

て、今後進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） ほかに質疑はございますか。

稲葉議員。

○4番（稲葉 健議員） 予算書の13ページと、あと概要を見ながら質問させていただきたいのですが、概要の3ページで運転管理費が6,116万5,000円増えているということで、これは13ページの印西クリーンセンターの運転管理費の金額だと思うのですが、細かくは結構なのですが、その6,116万5,000円増えているのは大体どこら辺が増えているのかをちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

前年度予算との比較では6,116万5,000円の増となっておりますが、主な理由といたしましては消耗品費や光熱水費などの需用費の増や運転管理業務委託料の増となっております。

この3つの増加によるものでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 稲葉議員。

○4番（稲葉 健議員） 特にどこが増えているというのをお聞きして質問を終わりにいたします。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えさせていただきたいと思います。

特に委託料の運転管理業務委託につきましては2,902万9,000円の増、それから焼却灰・破碎残渣運搬業務委託につきましては22万6,000円の増となっております。

また、手選別の業務委託につきましても83万9,000円の増となっております。

このほかにも、廃乾電池の処分業務委託が8万3,000円など細かいところでも増加となっております。

消耗品費につきましては、薬剤費などで771万1,000円の増、それから光熱水費といたしましては、電気代の増加が大きくて、2,322万5,000円の増加となっております。

主なものとしては以上でございます。

○議長（石井恵子議員） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） では、質疑はないものとみなします。

次に、一般会計の3款1項、16ページから17ページにかけて、17ページの下段のところまで。

軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 16ページの真ん中あたりに委託料というのがあるのですが、ここに埋立維持管理業務委託料というのが計上されています。

こちらの埋立維持管理業務委託というのは具体的に何をするのかというのと、そもそも令和4年度に最終処分場埋立基本計画第2期を終えて、その結果をもってこの埋立維持管理業務を行っていくのかどうか、その辺の関連、内容を教えていただけますか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 埋立維持管理業務委託につきましてご説明させていただきます。

印西クリーンセンターより排出された焼却灰及び破碎残渣の適切な埋立てを行うために委託する業務でございます。

埋立て方法は、厚さ30センチの廃棄物に対して覆土を厚さ30センチかけて転圧していくため、油圧ショベルの熟練した技術が必要となるなど、またその他の業務といたしまして、埋立地の容量調査、簡易的な草刈り業務、重機車両の管理等が含まれているものでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 答弁漏れというか、今のお話の中で聞きたかったのは、最終処分場埋立基本計画を第2期のものをつくりました、その結果として何らかのこの新しい埋立維持管理業務を行うようになったのかどうか。

もう少し平たく申し上げると、令和4年7月末現在で26.81%の埋立率だという話を聞いています。

過去の組合議会において、一般質問、そのほかこういったような個別質問をしている中で、この最終処分場がいつ埋まるのだいという話をしたら、当時平成41年という話だったのです。

それが今回の例えばこの最終処分場埋立基本計画を立てることによってどのように変わってきているのだろうかというようなことも併せてお聞かせいただけますか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

埋立維持管理業務委託につきましては、従前から行っている作業の一つでございます。

もう一つの最終処分場埋立基本計画第2期の計画を策定して、その際には第1工区の埋立て完了は令和11年度を予定しております。

埋立可能量4万1,300立方メートルからごみ処理基本計画で推計される最終処分量と覆土を加算して推計したところ、令和11年度の途中まで埋立てが可能と予測されているものでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司委員。

○3番（軍司俊紀議員） 今おっしゃった第1工区というのは、あくまでも最終処分場の中の一部のはずなのです。

今回の第2期計画の中で、第2工区以降のものについての言及はあるのか。

もう少し平たく言うと、令和4年度の埋立ての数量というのが年間で5,364トンという数字が出ているのです。

令和5年においてはどのぐらいを予定しているのか。

これ分かればいい。

即答できれば構いませんけれども、即答できなければ後で教えていただきたいのですが、どのように変わってきているのだろうかということを併せてお聞かせください。

これで再々質問を終わります。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 将来の埋立て予測といたしましては、令和5年度につきましては、焼却灰の量が年間5,940トン、それから破碎残渣が487トン、総計といたしましては6,427トンを推計しております。

これに対して、覆土といたしまして年間2231トン、合計で8,658トンを推計してございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） では、次へ行きます。

一般会計、3款1項、今の17ページの下段になりますが、そこから19ページの中段にかけての質疑を行います。

質疑はございますか。

柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 次期施設建設費のうちの施設整備費の一番下のところですか。

負担金、補助及び交付金のうちの水道整備事業負担金というのが第1工区、第2工区とある中で、今回どういう整備を予定していて、このお金の出どころはどういうふうな割合で、歳費としてはどういふふうに見込んでこの金額を支出することになるのかをお尋ねします。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） こちらの水道整備事業負担金につきましては、来年度は配水管新設工事、第1工区の工事費、予定では1億5,510万円、それから配水管実施設計業務委

託、こちらは4工区を予定しておりますが、こちらにつきましては611万9,300円、そのほかの諸経費等を含めた額で整備のほうを進めさせていただいて、こちらの事業につきましては、印西市さんに事業のほうを進めていただいておりますので、その事業費について印西市さんのほうへ負担金として支払うものでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） ほかに質疑はございますか。よろしいですか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） では、次へ行きます。

次は、予算書19ページの中段から23ページの予備費にかけての質疑を行います。

軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） あまりぴんとこなかったところなのですが、ちょっと気になってお聞きします。

環境衛生費の中の印西斎場管理費及び平岡自然の家管理費という項目があります。

具体的にページ数を申し上げますと、21ページと22ページにそれぞれ夜間の管理業務に関する委託料が載っているのです。

21ページに夜間施設管理業務委託料、それから22ページ、真ん中より下のほう、キャンプ場夜間施設管理業務委託、これ具体的にどういうことをやっていらっしゃるのですか。

確認します。

○議長（石井恵子議員） 浅倉平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） それでは、軍司議員のご質問のまず印西斎場管理費のうちの夜間施設管理業務委託料でございますが、こちらはお通夜式等あるのですが、また仮泊をされる方もございまして、火葬が終了しますと、火葬業務委託業者が入ります。

その後、警備員的な業務をされて、お願いをしているものが斎場のほうの夜間施設管理でございます。

また、22ページの平岡自然の家の管理費でございますが、こちらにつきましても自然の家で今キャンプ場の貸出しを行っております。

夜間の宿泊キャンプ時に、夜間の警備員的な業務でございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） お聞きしたいのは、これは人がやっているのですかという話なのです。

つまり今のお話をお聞きすると、両方ともこれ人がやっているように聞こえてくるのですが、もちろんこれ人がいたほうがいいには決まっているのですが、言葉悪いですが、それだけ余計な経費がかかるので、その辺は例えば、セコムなんか頼むと高くなるのかもしれませんが、両方ともセンサー的なものを入れて、あるいは赤外線なんかを入れて機械にやらせていくというような考え方がされているのかなというふうに思いました。

いかがですか。

○議長（石井恵子議員） 浅倉平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） 先ほどお話ししましたように、斎場のほうはお通夜式とかが関係で夜間にご家族等が仮泊をされる状況があります。

その際に、機械警備で賄い切れないと言うと変ですが、直接警備員のところに来られて、いろんな要望をされたりとかがある状況でございます。

また、近くにコンビニエンスストアがあるもので、そこまでご家族が買物に出たりする際、そうしますと鍵を持って出かけられたりとかいろんなパターンがありまして、どうしても人がついてお願いをするのがいいという判断で行っているものでございます。

以上でございます。

（「キャンプ場は」と呼ぶ者あり）

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） 自然の家のほうのキャンプ場につきましても、実際に

私夜間のキャンプを見たことがないもので、推察でお話しするような状況で申し訳ないのですが、やはり利用される方はいろんな方がいらっしやって、なかなか難しい対応も正直なところありまして、機械警備だけでこなし切れない部分がある状況でございます。

ご理解いただきたいと思えます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 意見ということで申し上げますけれども、今この時代ですから、私はできるだけセンサーなんかを入れて機械警備にすべきだと思います。

夜間例えば斎場なんかでも本当に今おっしゃった内容をサービスとして印西斎場でやる必要があるのかなと。

あくまでもこれサービスですからね。

自分で何とかしなさいよという部分もあるわけです。

あとは、立ち入ってはいけない部分はセンサーで機械警備にすればいい話だし、コンビニ行って鍵かけて云々というところも、では全部その部分だけブロック区切って対応するとか、年間800万円もかける必要があるのかなと思いますので、その辺はご考慮いただきたいと思えます。

キャンプ場も同じです。

あくまでもやはり自己責任においてやってもらえないのかなと思いますので、今後の検討としてください。

お願いします。

○議長（石井恵子議員） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） では、質疑はないものと認めます。

次に、24ページの給与費明細書から一般会計の最後の36ページまでの質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 質疑はないものと認めます。

次に、墓地事業特別会計のほうに行きます。

予算書40ページから51ページまでの質疑を行います。

質疑はございますか。

軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 先ほど総括質疑した内容の続きになるのですが、先ほど浅倉課長のほうからそれぞれ令和5年度における新規募集の人数の想定が出されましたが、ないとは思いますが、結構応募が多かったときには、抽せんを考えるのか、あるいは2次募集をかけていくのか、その辺の考え方というのはあるのでしょうか。

そこを確認します。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員、どこのページになりますか。

○3番（軍司俊紀議員） 申し訳ない。

歳入のところですから、40ページ。

○議長（石井恵子議員） 40ページの歳入ですね。

浅倉平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） それでは、募集の考え方でございますが、今議員のほうからもありましたように、まず抽せんを考えております。

先ほどご説明した中で、ちょっと付け加えといいますか、当初整備を予定しておりますのは納骨のほうで1,000体分です。

最終的には3,000体を計画しておりますが、そのうちの1,000体分を予定しております。

また、合祀墓のほうは7,200体が計画数でございますが、そのうちの1,200体分の2つのカロートを計画している状況でございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 質疑はないものと認めます。

これで一般会計及び墓地事業特別会計予算の全ての質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第13号及び議案第14号について採決をいたします。

採決は議案ごとに行います。

初めに、議案第13号 令和5年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算についてを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（石井恵子議員） 起立全員です。

よって、議案第13号は可決することに決定いたしました。

（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 柴田議員、何の動議ですか。

○10番（柴田圭子議員） 今可決されました印西地区環境整備事業組合一般会計予算に対して、次期中間処理施設に関して構成市町と十分に協議を進めてもらいたいという内容の動議を提出いたします。

○議長（石井恵子議員） ただいま柴田議員から令和5年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算に対する附帯決議についての動議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

したがって、柴田議員の令和5年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算に対する附帯決議について、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の方はご起立願います。

（起立少数）

○議長（石井恵子議員） 起立少数です。

したがって、柴田議員の令和5年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算に対する附帯決議について、追加日程第1として直ちに議題とすることは否決されました。

次に、議案第14号 令和5年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算についてですが、採決に当たっては、組合格約第9条の議決方法の特例が適用されます。

議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（石井恵子議員） 起立全員です。

よって、議案第14号は可決することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（石井恵子議員） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 7時00分）